

規則名； 岩手県県税条例施行規則

令和3年岩手
県規則第80号昭和41年岩手
県規則第12号

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 20 号	県税調定収入実績報告書	3	3
様式第 21 号	県税収入決算報告書	4	4
様式第 22 号 ア	納付・納入(払込)書	34	7
様式第 22 号 イ	納付・納入(払込)書	34	7
様式第 22 号 ウ	納付・納入(払込)書	34	7
様式第 22 号 エ	納付・納入(払込)書	34	7
様式第 22 号 オ	納付・納入(払込)書	34	7
様式第 23 号	賦課・調定決定書 調定通知書	13,14	8,9
様式第 25 号	所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書	34	9-2
様式第 30 号 ア	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 イ	納税通知書	15	10
様式第 30 号 ウ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 エ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 オ	納税通知書	15	10
様式第 30 号 カ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 キ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 ク	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 ケ	納税通知書	15	10
様式第 30 号 コ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 サ	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 30 号 シ	納税通知書	15	10
様式第 30 号 ス	納税通知書、領収証書	15,16	10,11
様式第 31 号	納税の告知書	15	10
様式第 32 号	領収証書	16	11
様式第 33 号 ア	現金払込書	17	11-2
様式第 33 号 イ	現金払込書	17	11-2
様式第 34 号	領収印	16	11
様式第 35 号	収入更正通知票	19	11-4
様式第 36 号	県税収入日計表	20	12
様式第 40 号	送達書	34	20
様式第 41 号	公示送達書	30	21
様式第 42 号	延滞金減免申請書	31	22
様式第 43 号	延滞金減免承認(不承認)通知書	31	22
様式第 44 号	納税管理人申告書	34	25
様式第 45 号	納税管理人申請書	34	25
様式第 46 号	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書	34	25
様式第 47 号	納税管理人承認(不承認)通知書	21	25-2
様式第 48 号	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないことの)通知書	21	25-2
様式第 49 号	災害等による期限の延長申請書	34	25
様式第 50 号	相続人代表者の指定(変更)届出書	34	25
様式第 51 号	相続人代表者の指定通知書	34	25

規則名； 岩手県県税条例施行規則

令和3年岩手県規則第80号 昭和41年岩手県規則第12号

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 52 号	第二次納税義務者(保証人)に対する納付(納入)通知書	34	25
様式第 53 号	納付(納入)催告書	34	25
様式第 54 号	滞納処分費の納付告知書	34	25
様式第 55 号	繰上徴収・納期限変更告知書	34	25
様式第 56 号 ア	強制換価の場合の県税の徴収通知書	34	25
様式第 56 号 イ	強制換価の場合の県税の徴収通知書	34	25
様式第 57 号	担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の徴収通知書	34	25
様式第 58 号	担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の交付要求書	34	25
様式第 59 号	譲渡担保財産からの徴収金の徴収告知書	34	25
様式第 60 号	譲渡担保財産からの徴収金の徴収通知書	34	25
様式第 70 号	災害等による期限の延長承認(不承認)通知書	22	13
様式第 71 号	徴収猶予申請書	34	25
様式第 72 号	徴収猶予の期間の延長申請書	34	25
様式第 73 号	徴収猶予承認通知書	34	25
様式第 74 号	徴収猶予の期間の延長承認通知書	34	25
様式第 75 号	徴収猶予不承認通知書	34	25
様式第 76 号	徴収猶予の期間の延長不承認通知書	34	25
様式第 77 号	徴収猶予に伴う差押解除申請書	23	14
様式第 78 号	徴収猶予取消注意書	34	25
様式第 79 号	徴収猶予・換価の猶予・滞納処分の執行の停止取消通知書	34	25
様式第 80 号	換価の猶予(分納誓約承認)通知書	34	25
様式第 81 号	換価の猶予申請書	34	25
様式第 82 号	換価の猶予期間の延長申請書	34	25
様式第 83 号	換価の猶予承認通知書	34	25
様式第 84 号	換価の猶予期間の延長承認通知書	34	25
様式第 85 号	換価の猶予不承認通知書	34	25
様式第 86 号	換価の猶予期間の延長不承認通知書	34	25
様式第 88 号	徴収猶予(差押財産の解除)の申請書(猶予に係る担保提供書)	34	25
様式第 91 号	滞納処分の執行の停止通知書	34	25
様式第 92 号	納税義務消滅通知書	24	15
様式第 94 号	保全担保提供命令書	34	25
様式第 95 号	保全担保に係る抵当権設定通知書	34	25
様式第 96 号	保全差押金額決定通知書	34	25
様式第 97 号	保全差押金額の担保に係る金銭の充当申請書	34	25
様式第 98 号	保全差押財産の解除請求書	34	25
様式第 99 号	過誤納金還付請求書	34	25
様式第 100 号	過誤納金等還付充当(委託納付・委託納入)通知書	34	25
様式第 101 号	第三者納付・納入に係る理由書	34	25
様式第 102 号	第三者納付・納入に係る同意書	34	25
様式第 103 号	県たばこ税の納期限の延長申請書、県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書	26,70	16,43-3
様式第 109 号	納税証明書交付請求書	34	25

規則名； 岩手県県税条例施行規則

令和3年岩手
県規則第80号昭和41年岩手
県規則第12号

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 110 号	納税証明書	34	25
様式第 111 号	納税証明書	34	25
様式第 112 号	納税証明書	34	25
様式第 114 号 ア	督促状	34	25
様式第 114 号 イ	督促状	34	25
様式第 115 号	過料処分決定書	35	26
様式第 120 号	領置・差押・記録命令付差押物件還付請求書	36	27
様式第 121 号	領置・差押・記録命令付差押調書	38	28
様式第 122 号	領置・差押・記録命令付差押物件保管証	38	28
様式第 123 号	通告書	38	28
様式第 124 号	通知書	38	28
様式第 125 号	領置・差押・記録命令付差押物件保管通知書	38	28
様式第 126 号	始動票札買受申込書、誤表示額還付請求書	42,44	28-5,28-7
様式第 127 号	収納計器使用実績報告書	42	28-5
様式第 130 号	徴取引継書(個人の県民税用)、徴取引受書(個人の県民税用)	48	30
様式第 131 号	個人の県民税及び市町村民税の納付通知書	48	30
様式第 132 号	個人の県民税(個人の市町村民税・森林環境税)の賦課に関する報告書	50	33
様式第 133 号	個人の県民税の賦課に関する報告書	50	33
様式第 134 号	個人の県民税(個人の市町村民税・森林環境税)徴収状況報告書	50	33
様式第 135 号	年度個人の県民税(個人の市町村民税・森林環境税)の滞納状況に関する報告書	50	33
様式第 136 号	個人の県民税徴収取扱費計算書	50	33
様式第 137 号 ア	法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書、法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書	51,59	34,39
様式第 137 号 イ	法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書、法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書	51,59	34,39
様式第 137 号 ウ	法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書、法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書	51,59	34,39
様式第 137 号 エ	法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書、法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書	51,59	34,39
様式第 137 号の2	法人事業税交付金交付通知書	62	39-2
様式第 138 号 ア	法人県民税の更正・決定通知書、法人事業税・特別法人事業税の更正・決定等通知書	53,63	35,40
様式第 138 号 イ	法人県民税の更正・決定通知書、法人事業税・特別法人事業税の更正・決定等通知書	53,63	35,40
様式第 141 号	利子割交付金交付通知書	53	35-2
様式第 142 号	営業所等設置等の届出書	54	35-3
様式第 143 号	利子等に係る県民税更正・決定等通知書	54	35-3
様式第 144 号	配当割交付金交付通知書	55	35-4
様式第 145 号	特定配当等に係る県民税更正・決定等通知書	56	35-5
様式第 146 号	株式等譲渡所得割交付金交付通知書	57	35-6
様式第 147 号	特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正・決定等通知書	58	35-7
様式第 150 号 ア	個人事業税納税通知書	60	36
様式第 150 号 イ	個人事業税納税通知書	60	36
様式第 150 号 ウ	個人事業税減額通知書	60	36
様式第 151 号	事業税に係る所得金額の分割通知書	63	37
様式第 152 号	個人事業税に係る所得金額の分割決定通知書	63	37

規則名； 岩手県県税条例施行規則

令和3年岩手県規則第80号 昭和41年岩手県規則第12号

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 153 号	個人事業所得決定通知書	63	38
様式第 154 号	個人事業税減免申請書	63	38-2
様式第 155 号	個人事業税減免承認(不承認)・取消通知書	61	38-2
様式第 156 号	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限の延長承認(不承認)・取消・変更通知書	63	40
様式第 157 号	事業税法人・個人分の所得金額の更正・決定に関する請求書	63	40
様式第 158 号	法人の事業開始等申告書	63	40
様式第 159 号	個人の事業開始等申告書	63	40
様式第 160 号	地方消費税交付金交付通知書	66	40-2
様式第 170 号	不動産取得税課税免除承認(不承認)通知書	65	41
様式第 171 号 ア	不動産取得税納税通知書	66	42
様式第 171 号 イ	不動産取得税減額通知書	66	42
様式第 172 号	不動産取得税減免申請書	68	42-2
様式第 173 号	不動産取得税減免承認(不承認)・取消通知書	68	42-2
様式第 174 号	不動産取得の申告書	68	43
様式第 175 号 ア	不動産(土地)の価格等の通知書	68	43
様式第 175 号 イ	不動産(家屋)の価格等の通知書	68	43
様式第 176 号	不動産の価格の決定通知書	68	43
様式第 177 号	不動産取得税の課税標準の特例を受けたい旨の申告書、不動産取得税の減額申告書(住宅用)、不動産取得税の還付申請書(住宅用)	68	43
様式第 178 号	不動産取得税の減額申告書	68	43
様式第 179 号	不動産取得税の徴収猶予に関する申告書	68	43
様式第 180 号	不動産取得税徴収猶予承認(不承認)・取消通知書	68	43
様式第 181 号	不動産取得税の還付申請書	68	43
様式第 182 号	不動産取得税の課税免除申請書	68	43
様式第 183 号	不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除申告書	68	43
様式第 184 号	不動産取得税免除・減免申請書	68	42-3,42-4
様式第 185 号	専有部分の床面積の割合の補正方法の申出書	68	-
様式第 190 号	県たばこ税の納期限の延長承認・不承認通知書	69	43-2
様式第 191 号	製造たばこの売渡し数量等の通知書	70	43-3
様式第 192 号	県たばこ税更正・決定等通知書	70	43-3
様式第 193 号	ゴルフ場利用税の等級決定通知書	71	44
様式第 194 号	ゴルフ場利用税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書、ゴルフ場利用税に係る廃業・証票の返納申告書	76,80	49,52
様式第 195 号	ゴルフ場利用税の特別徴収義務者指定通知書	74	46
様式第 196 号	ゴルフ場利用税交付金交付通知書	77	51
様式第 197 号	ゴルフ場利用税の非課税(又は特例税率)の適用がある旨の申出書	80	52
様式第 198 号	ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨の申出書	80	52
様式第 199 号	特例税率適用ゴルフ場の指定申請書	80	52
様式第 200 号	特例税率適用ゴルフ場の指定(取消)通知書	80	52
様式第 201 号	ゴルフ場利用税納入申告書	80	52
様式第 202 号	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書・の納税者としての申告書	80	52
様式第 203 号	ゴルフ場利用税更正・決定等通知書	80	52,63
様式第 230 号	軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書	81	60

規則名； 岩手県県税条例施行規則

令和3年岩手
県規則第80号昭和41年岩手
県規則第12号

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 231 号	軽油引取税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書	82	62
様式第 232 号	軽油引取税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書	86	63-2
様式第 233 号	軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更)申請書(登録票)	87	63-3
様式第 234 号	軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書	87	63-3
様式第 235 号	軽油引取税特別徴収義務者登録・登録消除通知書	87	63-3
様式第 236 号	軽油の返還届出書	87	63-3
様式第 237 号	軽油引取税還付・納入義務免除申請書	87	63-3
様式第 238 号	軽油引取税免除承認申請書	87	63-3
様式第 239 号	軽油引取税免税承認書	87	63-3
様式第 240 号	軽油引取税更正・決定等通知書	87	63-3
様式第 241 号	身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書、身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書	94	63-7,68
様式第 242 号	自動車税環境性能割免除申請済印	91	63-8
様式第 243 号 ア	自動車税環境性能割・種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	91,97	63-8,65
様式第 243 号 イ	自動車税環境性能割課税免除承認通知書	91	63-8
様式第 244 号	自動車税環境性能割交付金交付通知書	92	63-10
様式第 245 号	自動車税環境性能割減免申請書	94	63-11
様式第 246 号	自動車税環境性能割減免承認(不承認)・取消通知書	93	63-11
様式第 247 号	自動車税環境性能割修正申告書	94	63-12
様式第 248 号	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の納税義務の免除申告書	94	63-12
様式第 249 号	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予通知書	94	63-12
様式第 250 号	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予取消通知書	94	63-12
様式第 251 号	自動車税環境性能割還付申請書	94	63-12
様式第 252 号	身体障害者等の利用に係る自動車税環境性能割課税免除申請書、身体障害者等の利用に係る自動車税種別割課税免除申請書	94,103	63-12,68
様式第 253 号	自動車税環境性能割更正・決定等通知書	94	63-12
様式第 254 号	中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額承認(不承認)・取消通知書	96	64
様式第 255 号	自動車税種別割免除申請済印	100	64-3
様式第 256 号	自動車税種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	97	65
様式第 257 号	生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	97	65
様式第 258 号 ア	自動車税種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	97	65
様式第 258 号 イ	自動車税種別割課税免除承認通知書	97	65
様式第 259 号 ア	自動車税種別割納税通知書	102	66
様式第 259 号 イ	自動車税種別割減額通知書	102	66
様式第 260 号	自動車税種別割軽減申請書	103	67-2
様式第 261 号	自動車税種別割軽減承認(不承認)・取消通知書	103	67-2
様式第 262 号	所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書	103	68
様式第 263 号	中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書	103	68
様式第 264 号	自動車税種別割課税免除承認申請書	103	68
様式第 265 号	生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割の課税免除申請書	103	68
様式第 266 号 ア	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	103	68
様式第 266 号 イ	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	103	68
様式第 266 号 ウ	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	103	68

様式番号	様式名	(新)関係規則条文	(旧)関係規則条文
様式第 266 号 エ	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	103	68
様式第 270 号 ア	鉾区税納税通知書	104	69
様式第 270 号 イ	鉾区税減額通知書	104	69
様式第 271 号	鉾区税納税義務発生・消滅・異動申告書	105	70
様式第 272 号	鉾区税納税証明書	105	70
様式第 273 号	大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書	106	73
様式第 274 号	大規模の償却資産と認められる償却資産の通知書	106	73
様式第 275 号	大規模の償却資産の価格等の決定通知書	106	73
様式第 276 号	狩猟税申告書	107	78
様式第 277 号	証明書	107	78

年度：

作成日：年 月 日

年月：

（単位：円、件、％）

区 分 科 目	調 定 区 分	款	項	目	節	予 算 額	調 定						収 入					
							本 月 分			累 計			本 月 分			累 計		
							件 数	調 定 額	対前年比	件 数	調 定 額	対前年比	件 数	収 入 額	対前年比	件 数	収 入 額	対前年比
個 人 県 民 税	現																	
	繰																	
	計																	
	均 等 割 ・ 所 得 割	現																
		繰																
	配 当 割	現																
		繰																
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	現																
		繰																
	計																	
法 人 県 民 税	現																	
	繰																	
県 民 税 利 子 割	現																	
	繰																	
個 人 事 業 税	現																	
	繰																	
法 人 事 業 税	現																	
	繰																	
地 方 消 費 税	現																	
	繰																	
譲 渡 割	現																	
	繰																	
貨 物 割	現																	
	繰																	
不 動 産 取 得 税	現																	
	繰																	
県 た ば こ 税	現																	
	繰																	
ゴ ル フ 場 利 用 税	現																	
	繰																	
軽 油 引 取 税	現																	
	繰																	
自 動 車 税 種 別 割	現																	
	繰																	
自 動 車 税 環 境 性 能 割	現																	
	繰																	
鉦 区 税	現																	
	繰																	
県 固 定 資 産 税	現																	
	繰																	
核 燃 料 税	現																	
	繰																	
狩 猟 税	現																	
	繰																	
産 業 廃 棄 物 税	現																	
	繰																	
旧 法 に よ る 税	現																	
	繰																	
軽 油 引 取 税	現																	
	繰																	
自 動 車 税	現																	
	繰																	
自 動 車 取 得 税	現																	
	繰																	
県 税 計	現																	
	繰																	
計	現																	
	繰																	
特 別 法 人 事 業 税	現																	
	繰																	
地 方 法 人 特 別 税	現																	
	繰																	
軽自動車税環境性能割	現																	
	繰																	

年度：
年月：

年度：
年月：

作成日： 年 月 日
(単位：円，件，％)

区 分 科 目	調 定 区 分	款	項	目	節	収 入 率						不 納 欠 損				還 付 未 済		未 納	
						件 数			額			本 月 分		累 計		件 数	還 付 未 済 額	件 数	未 納 額
						本年度	前年度	差	本年度	前年度	差	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額				
個 人 県 民 税	現																		
	繰																		
	計																		
	均 等 割 ・ 所 得 割																		
	現																		
	繰																		
	計																		
	配 当 割																		
	現																		
	繰																		
計																			
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現																		
	繰																		
計																			
法 人 県 民 税	現																		
	繰																		
計																			
県 民 税 利 子 割	現																		
	繰																		
計																			
個 人 事 業 税	現																		
	繰																		
計																			
法 人 事 業 税	現																		
	繰																		
計																			
地 方 消 費 税	計																		
譲 渡 割	現																		
	繰																		
計																			
貨 物 割	現																		
	繰																		
計																			
不 動 産 取 得 税	現																		
	繰																		
計																			
県 た ば こ 税	現																		
	繰																		
計																			
ゴ ル フ 場 利 用 税	現																		
	繰																		
計																			
軽 油 引 取 税	現																		
	繰																		
計																			
自 動 車 税 種 別 割	現																		
	繰																		
計																			
自 動 車 税 環 境 性 能 割	現																		
	繰																		
計																			
鉦 区 税	現																		
	繰																		
計																			
県 固 定 資 産 税	現																		
	繰																		
計																			
核 燃 料 税	現																		
	繰																		
計																			
狩 猟 税	現																		
	繰																		
計																			
産 業 廃 棄 物 税	現																		
	繰																		
計																			

年度:

作成日: 年 月 日

年月:

(単位: 円, 件, %)

科 目 区 分	調定区分	款	項	目	節	予 算 額	調 定						収 入					
							本 月 分			累 計			本 月 分			累 計		
							件 数	調 定 額	対前年比	件 数	調 定 額	対前年比	件 数	収 入 額	対前年比	件 数	収 入 額	対前年比
延 滞 金	現																	
	繰																	
	計																	
加 算 金	現																	
	繰																	
	計																	
過 少 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
不 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
重	現																	
	繰																	
	計																	
過 料	現																	
罰金及び科料相当額	現																	
	繰																	
滞 納 処 分 費	繰																	
	計																	
通 告 処 分 費	現																	
納 税 証 明 手 数 料	現																	
そ の 他 雑 入 金	現																	
	繰																	
税 外 収 入 計	繰																	
	計																	

<特別法人事業税>

延 滞 金	現																	
	繰																	
	計																	
加 算 金	現																	
	繰																	
	計																	
過 少 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
不 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
重	現																	
	繰																	
	計																	

<地方法人特別税>

延 滞 金	現																	
	繰																	
	計																	
加 算 金	現																	
	繰																	
	計																	
過 少 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
不 申 告	現																	
	繰																	
	計																	
重	現																	
	繰																	
	計																	

<軽自動車税環境性能割>

延 滞 金	現																	
	繰																	
	計																	

<譲与税>

地 方 揮 発 油 譲 与 税	現																	
	繰																	
	計																	
石 油 ガ ス 譲 与 税	現																	
	繰																	
	計																	
航 空 機 燃 料 譲 与 税	現																	
	繰																	
	計																	
地 方 法 人 譲 与 税	現																	
	繰																	
	計																	
地 方 道 路 譲 与 税	現																	
	繰																	
	計																	

年度:

年度:

作成日: 年 月 日

年月:

年月:

(単位:円, 件, %)

科 目 区 分	調 定 区 分	款	項	目	節	収 入 率						不 納 欠 損				還 付 未 済		未 納	
						件 数			額			本 月 分		累 計		件 数	還 付 未 済 額	件 数	未 納 額
						本 年 度	前 年 度	差	本 年 度	前 年 度	差	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額				
延 滞 金	現																		
	繰																		
	計																		
加 算 金	現																		
	繰																		
	計																		
過 少 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
不 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
重	現																		
	繰																		
	計																		
過 料	現																		
罰金及び科料相当額	現																		
	繰																		
滞 納 処 分 費	繰																		
	計																		
通 告 処 分 費	現																		
納 税 証 明 手 数 料	現																		
そ の 他 雑 入 金	現																		
	繰																		
税 外 収 入 計	繰																		
	計																		

<特別法人事業税>

延 滞 金	現																		
	繰																		
	計																		
加 算 金	現																		
	繰																		
	計																		
過 少 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
不 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
重	現																		
	繰																		
	計																		

<地方法人特別税>

延 滞 金	現																		
	繰																		
	計																		
加 算 金	現																		
	繰																		
	計																		
過 少 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
不 申 告	現																		
	繰																		
	計																		
重	現																		
	繰																		
	計																		

<軽自動車税環境性能割>

延 滞 金	現																		
	繰																		
	計																		

<譲与税>

地 方 揮 発 油 譲 与 税	現																		
	繰																		
	計																		
石 油 ガ ス 譲 与 税	現																		
	繰																		
	計																		
航 空 機 燃 料 譲 与 税	現																		
	繰																		
	計																		
地 方 法 人 譲 与 税	現																		
	繰																		
	計																		
地 方 道 路 譲 与 税	現																		
	繰																		
	計																		

県 税 収 入 決 算 報 告 書

年度 年 月分

広域振興局

(単位 円)

区 分 科 目				予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	納 過 誤 納 額	収 入 未 済 額	予 算 対 率	調 定 対 率	前年同期対伸率		
												調 収	定 入	対 率
県 民 税	個 人 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	法 人 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	利 子 割 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
事 業 税	個 人 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	法 人 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
地 方 消 費 税	譲 渡 割 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	貨 物 割 計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
	計	本 月 分	現 越 計											
		累 計	現 越 計											
		越 計												
		計	現 越 計											
不 動 産	税	本 月 分	現 越 計											
		計	現 越 計											

[illegible]

産業廃棄物税	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
県税計	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
使用料及び手数料	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
延滞金	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
加算金	過少申告加算金	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
	不申告加算金	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
	重加算金	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
	計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
過料	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
滞納処分費	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
	本月分累計	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									
税外	本月分	現越計									
		現越計									
		現越計									
		現越計									

[illegible]

様式第22号ア

都道府県
コード

岩手県

県 税

Ⓒ

領 収 証 書

口座 番号	番	加入者	岩手県指定金融機関 岩手銀行 支店	
納 税 者	住所・氏名		番号	
事業年度	年 月 日 年 月 日 から まで	期別	年 月 ()	
課税年度	車台番号			
納 期 限	年 月 日	調定 区分		
年 度		一般会計	県 税	
税	税 額		円	
	延滞金		(日分) 円	
	加算金		円	
	加算金		円	
合 計		円		
摘 要		領 収 日 付 印		

(納税者保管)

都道府県
コード

岩手県

県 税

Ⓒ

領収済通知書 (原符)

口座 番号	番	加入者	岩手県指定金融機関 岩手銀行 支店	
納 税 者	住所・氏名		番号	
事業年度	年 月 日 年 月 日 から まで	期別	年 月 ()	
課税年度	車台番号			
納 期 限	年 月 日	調定 区分	コード	
年 度	年 度 コード	一般会計	1	県税
税	税 額		円	
	延滞金		(日分) 円	
	加算金		円	
	加算金		円	
合 計		円		
上記の金額を領収したので通知します。 岩手県指定金融機関 岩手銀行 支店 広域振興局出納員 様				
取りま とめ店名	指定金融機関取 りまとめ店領収 日付印	領収日付印	納 付 コード	
〒980-8794 仙台貯金事 務センター				

(広域振興局保管)

都道府県
コード

岩手県

県 税

Ⓒ

納付 (払 込) 書

口座 番号	番	加入者	岩手県指定金融機関 岩手銀行 支店	
納 税 者	住所・氏名		番号	
事業年度	年 月 日 年 月 日 から まで	期別	年 月 ()	
課税年度	車台番号			
納 期 限	年 月 日	調定 区分		
年 度		一般会計	県 税	
税	税 額		円	
	延滞金		(日分) 円	
	加算金		円	
	加算金		円	
合 計		円		
日 計	領 収 日 付 印			
口				
円				

(金融機関保管)

県税 公

領収済通知書 eL

加入者名	岩手県会計管理者	口座記号番号	02330-7-960001	金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限		年度		OCR-ID		

▼

▼

▼

▼

▼

▼

▼

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

納税者氏名 (住所等表示)	所管事務所	領収日付印
CVS等収納用	取りまとめ金融機関	(県/CVS等本部保管) eL-QR
	取りまとめ店	
	CVS収納代行会社	
コンビニ等取扱期限		

※ATM脱取不可

(ご注意) バーコードがないもの、読取りがでないもの又は金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるものはコンビニエンスストア等では納付できません。

公

納付書 (原符)

加入者名	岩手県会計管理者
口座記号番号	02330-7-960001
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名 (住所等表示)	様
納付内容	
所管事務所	

領収日付印

(金融機関/CVS等店舗保管)

この受領証は大切に保管してください。

裏面もよくお読みください。

公

様

加入者名	岩手県会計管理者	口座記号番号	02330-7-960001
納付番号		確認番号	
		納付区分	
税目		年度	
期別			
	事務所		

納付 (納入) する額

税額	円
延滞金	円
	円
	円
合計	円

金額	円
延滞金	円
合計金額	円

左記金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要 (納税者保管)

この領収証書は、領収日付印の押印によりその効力が生じます。

領収証書及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

この用紙は直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたり、ピンで止めたりしないでください。

1 枚目表 (裏面は白紙)、 2 枚目表 (裏面は白紙)

納付書 (納入書・払込書)
(領収済通知書)



県 税

42

都道府県名

口 座 番 号

加 入 者 名

岩手県

02330-7-960001

岩手県会計管理者

住所

氏名

様

自動車登録番号 ()

事務所コード	税目コード	課税年度	期別	納税者区分
		平成 年度	平成 年 月 日	

金額の訂正・¥マークの記入はしないでください。

税 目	税 額	延 滞 金	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	合 計
税 目						
税 額						
延 滞 金						
過少申告加算金						
不申告加算金						
重 加 算 金						
合 計						

納 期 限	年 月 日
所管事務所	
取りまとめ店	
指定金融機関	

領 収 日 付 印

(県保管)

この用紙は直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたり、ピンで止めたりしないでください。

[illegible]

領収証書												県 税											
42																							
都道府県名		口		座		番		号		加		入		者		名							
岩手県		02330-7-960001								岩手県会計管理者													
住所																							
氏名																							
様																							
自動車登録番号（ ）																							
事務所コード		税 目		課 税 年 度		期 別						納税者区分											
				年		年 月 日																	
税 目		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
税 額																							
延 滞 金																							
過少申告加算金																							
不 申 告 加 算 金																							
重 加 算 金																							
合 計																							
納 期 限		年		月		日		領 収 日 付 印															
所 管 事 務 所																							
上記の金額を領収しました。																							
(納税者保管)																							

納 付 場 所

法人 県民税
事業税
特別法人事業税

領収済通知書

公

県 税

43

都道府県名
岩手県

口座番号
02330-7-960001

加入者名
岩手県会計管理者

所在地

名称

様

事務所コード

税目コード

課税年度

事業年度（算定期間）始期

納税者区分

申告区分

延滞徴収

市街区分

納税区分

法人税割額

均等割額

延滞金

所得割額

付加価値割額

資本割額

収入割額

特別法人事業税額

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

合計額

納期限

年 月 日

領収日付印

課税事務所

取りまとめ店

指定金融機関

押 印 枠

この用紙は直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたり、ピンで止めたりしないでください。

金額の訂正・※マークの記入はしないでください。

(県保管)

2 枚目表（裏面は白紙）

納付書（原符）

県 税

43

岩手県

02330-7-960001

岩手県会計管理者

所在地

名称様

専務所コード

税 目

課 税 年 度

事業年度（算定期間）

起期

納税者区分

法人税

三 税

年

年

月

日

申告区分

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

法人県民税

法人税割額

均等割額

延滞金

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

付加価値割額

資 本 割 額

収 入 割 額

特別法人事業税額

延 滞 金

過少申告加算金

不申告加算金

重 加 算 金

合 計 額

納 期 限

年 月 日

領 取 日 付 印

課税事務所

金融機関
（又は郵便局保管）

領収証書

公

県 税

43

都道府県名

口 座 番 号

加 入 者 名

岩手県

02330-7-960001

岩手県会計管理者

所在地

名称様

事務所コード

税 目

課 税 年 度

事業年度（算定期間）始期

納税者区分

法 人 税

申告区分

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

中予見納繰修更決そへの
額定込付定正正定他ー

法人県民税

法人税割額

均等割額

延滞金

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

付加価値割額

資本割額

収入割額

特別法人事業税額

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

合計額

納 期 限

年 月 日

領 取 日 付 印

課税事務所

上記の金額を領収しました。

(納税者保管)

納 付 場 所

(表)

		払 込 取 扱 票 公										払 込 料 金 担 加 入 者 負 担				振替払込請求書兼受領証 公																																							
口座記号番号														億	千	百	十	万	千	百	十	円	口座記号番号										億	千	百	十	万	千	百	十	円	払込料金を加入者負担													
=														=																																									
加入者名														備考																																									
依 頼 人														県税 岩手県（納付（納入）書兼領収済通知書）																																									
														年度	税 目															金 額																									
おところ（郵便番号														）																																									
おなまえ														（電話番号														— — ）														日 附 印													

口座記号番号															払込料金を加入者負担													
加入者名																												
億	千	百	十	万	千	百	十	円																				
依頼人																												
備考	日 附 印																											

縦 11.4 センチメートル、横 18.0 センチメートル

(裏)

この受領証は、郵便局で機械処理した場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

御注意

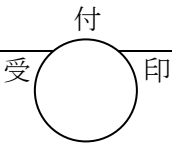
この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり折り曲げたりしないでください。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

賦課・調定決定書 調定通知書

事務所名	種 別	調 定 番 号	調 定 年 月 日

住 (居 所)	(所在地)				納期限		
氏 (名 称)	(名称)				調 定 事 由 件	()	
年 度	調 定 金 額	款	項	目	節	金 額 (円)	
	備 考						



所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書

年 月 日 広域振興局長 様	申告者 (自動車の売主)	住所(所在地)												
		氏名(名称)												
		個人番号又は法人番号												

地方税法第11条の10第3項の規定により、第二次納税義務の免除について、次のとおり申告します。

自動車	登録番号					登録年月日		年 月 日		
	買主	氏名(名称)								
		住所(所在地)								
	売買契約年月日		賦払金の完済予定年月日	販売価格(現金販売価格)	賦払金の受領済金額	賦払金の受領不能金額	左の金額を必要経費又は損金として処理した年月日	免除を受けようとする税額		
	年 月 日		年 月 日	円 ()	円	円	年 月 日	円		
	必要経費又は損金として処理するに至った経緯									

備考	1 販売価格の欄は、売買契約上の価格を記載し、括弧内には、当該自動車の引渡しと同時にその代金の全部を受領するものとした場合の価格を記載してください。 2 賦払金の受領不能金額欄は、賦払金を受け取ることができなくなった額を記載してください。 3 左の金額を必要経費又は損金として処理した年月日の欄は、受け取ることができなくなった賦払金について、税務計算上必要経費又は損金として処理した年月日又は処理予定年月日を記載してください。処理予定年月日とは、この申告書を提出する日の属する年度の決算において必要経費又は損金として処理することが確実である場合の当該処理予定年月日をいうものであること。 4 この申告書には、岩手県県税条例施行規則第34条第3項各号に規定する書類を添付してください。 なお、必要経費又は損金として処理予定で申告書を提出した者は、当該事項を決算上処理したときは、これを証する書類を添付してこの旨を届け出てください。
----	--

県税 公

個人事業税領収済通知書

加入者名		口座記号番号		金額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限		年度		OCR-ID		



	所管事務所		領収日付印
	取りまとめ金融機関		
	取りまとめ店		
納税者氏名 (住所等非表示払込書)			

eL - QR

(都道府県保管)

公 個人事業税納付書(原符)

加入者名		
口座記号番号		
納付番号		
確認番号	納付区分	
税目		
納期限		
金額	円	
延滞金額	円	
合計金額	円	
納税者氏名 (住所等非表示払込書)		
納付内容		
所管事務所		

領収日付印

この受領証は大切に保管してください。

(金融機関保管)

(表 2)



個人事業税納税通知書兼領収証書

様

課税番号		所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額			
%	円			
%	円			
%	円			
		減免額等	差引税額	
円		円	円	
課税の根拠				
納付内訳				
区分				
税額	円		円	
納期限				

上記のとおり賦課しますので納めてください。
この用紙は上半分が第 1 期分、下半分が第 2 期分となりますので
ミシン目で上下を切り離し、使用してください。

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印

この領収証書は大切に保管してください。
納付場所、延滞金及び審査請求の方法に
ついては裏面に記載しております。

年 月 日
広域振興局長 印

収入印紙不要（納税者保管）



個人事業税第 2 期分納付書兼領収証書

様

お知らせ
個人事業税（第 2 期）の納期限は、 です。 お忘れなく、納税しましょう。

課税番号	所得年
課税年度	区分

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印

この領収証書は大切に保管してください。
納付場所、延滞金及び審査請求の方法に
ついては裏面に記載しております。

収入印紙不要（納税者保管）

(表 3)

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

個人事業税納税通知書（口座振替用）

様

課税番号		所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額		既賦課分課税標準額	
%	円		円	
%	円		円	
%	円		円	
		課税済額	減免額等	差引税額
円		円	円	円
課税の根拠				

納付内訳	区分	第1期分	第2期分
	税額	円	円
	納期限		

上記のとおり賦課しますので納めてください。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

年 月 日

広域振興局長 

この税額は、あなたの指定した金融機関の預（貯）金口座から振替の方法で納付していただきますので口座の残高を確認してください。

【教示】

- 1 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

納 税 通 知 書 兼 領 収 証 書						
都 道 府 県		岩 手 県		都道府県コード		
口座 番号	番		加 入 者	岩手県指定金融機関 岩手銀行 支店		
年度		一 般 会 計		県 税		
納 税 者	住 所		この通知書についての注意 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。 2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。			
	氏 名					
収 納 票 番 号						
課 税 標 準		税 率	税 額			
			円			
延滞金 （ 日分）				円		
合 計				円		
納 期		年 月 日から 年 月 日まで				
地方税法に基づく岩手県県税条例第 条の規定により、上記のとおり賦課しますので納めてください。 年 月 日 広域振興局長 氏 名 印						領収日付印

県税

岩手県 領収済通知書

加入者名			口座記号 番号			金額			円
収納機関 番号			納付 番号			確認 番号			納付 区分
納期限			年度	登録番号			OCR-ID		

	所管事務所		領収日付印
	取りまとめ金融機関		
	取りまとめ店		
納税者氏名 (住所等非表示)			

(県/ CVS本部保管)

QR - e

岩手県

納付書(原符)

加入者名		
口座記号 番号		
納付番号		
確認番号	納付区分	
税目		
納期限		
金額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納税者氏名 (住所等非表示)		
納付内容		
所管事務所		

領収日付印

(金融機関/ CVS等店舗保管)

(表 2)

公

自動車税種別割納税通知書兼領収証書

様

登録番号			
グリーン化税制			
区分		年度	
年 税 額	円		
減免等の額	円		
既 納 付 額	円		
差 引 税 額	円		
課税の根拠			

納期限

上記のとおり課税しましたので通知します。
裏面の注意事項等をご確認の上、納期限までに納付してください。

金額	
延滞金	
合計金額	

左記金額を領収しました。

領 収 日 付 印

年 月 日
広域振興局長 印

収入印紙不要(納税者保管)

自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号	
車台番号	
有効期限	

広域振興局長 印

下記領収日付印のあるものは、自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。

ただし、登録番号、車台番号及び有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。(裏面もよくお読みください。)

下記領収年月日が 年 月 日までのものに限り使用できます。

領 収 日 付 印

収入印紙不要(納税者保管)

(裏)

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(表)

様式第30号オ

自動車税種別割納税通知書

次のとおり賦課しますので通知します。

あなたが納付すべき税額について、ご指定の口座から納期限に振替納付されます。

様

登録番号		区分		年度	
グリーン化税制					
年税額		減免等の額		既納付額	
円		円		円	
課税の根拠					

納期限	
-----	--

上記の金額が振替納付される予定ですので、口座残高をご確認ください。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

年 月 日

広域振興局長



税額は先にご指定の金融機関に通知してあり、上記に表示されている金融機関から納期限に振替納付されます。

振替済みの通知は送付されませんので、納期限後に通帳の記帳等により納税確認をお願いします。

本人以外の口座から振替を希望されている場合、口座名義人宛に事前通知は送付されませんのでご注意ください。

県 税

公

岩手県

領収済通知書

加 入 者 名		口座記 号番号		金 額		円
収納機 関 番		納 付 番 号		確 認 番 号		納 付 区 分
納期限		年度		OCR-ID		



	所 管 事 務 所		領収日付印
	取りまとめ金融機関		
	取 り ま と め 店		
納 税 者 氏 名 (住所等非表示払込書)			様

eL - QR

(都道府県保管)

公

岩手県

納付書 (原符)

加 入 者 名		
口 座 記 号 番 号		
納 付 番 号		
確 認 番 号	納付区分	
税 目		
納 期 限		
金 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 税 者 氏 名 (住所等非表示払込書)		
納 付 内 容		
所管事務所		

領収日付印

(金融機関保管)

(表 2)



不動産取得税納税通知書兼領収証書

住所

氏名

様

課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数
不動産区分	取得原因	取得年月日	地目/用途	地積/床面積 (㎡)
物件所在地				
		取得持分		
課税の根拠				

価格等	円	円
控除額	円	円
課税標準額	円	円
既確定課税標準額	円	円
税率	円	円
税額	円	円
減額	円	円
確定税額	円	円

確定税額合計 (A)	既確定税額 (B)	差引税額 (A-B)
円	円	円
納期限	年 月 日	

上記のとおり賦課しますので納めてください。

金額	円
延滞金	円
合計金額	円

左記金額を領収しました。

領	収	日	付	印

年 月 日

広域振興局長 印

収入印紙不要 (納税者保管)

不動産取得税納税通知書附表

◇ 課税物件の明細

No.	物件所在地	地目/用途	地積/床面積(㎡)	価格(円)	取得原因	取得年月日	取得持分

◇ 共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	取得者間の割合

(注) 宅地及び宅地並評価土地等の取得の場合、納税通知書の「価格等」欄には、「附表の価格×1/2」の額を記載しています。

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第 30 号キ

鉦区税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課 税 年 度				期 別	
鉱業権登録番号					
課 税 番 号					
区 分	課税標準	百アール 千メートル	税 率(円)	月 数	税額(円)
既 確 定 額					
確 定 額					
差 引					
課 税 の 根 拠					
納付する税額	円	納期限			

年 月 日

広域振興局長

印

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第30号ク

個人事業税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	

納付内訳			
区分			
税額		円	円
納期限			

	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			

年 月 日

広域振興局長



【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第30号ケ

個人事業税納税通知書（口座振替用）

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税番号		所得年		納付内訳		
業種		課税年度		区分		
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額		税額	円	円
%	円	円		納期限		
%	円	円				
%	円	円				
		課税済額	減免額等	差引税額		
円		円	円	円		
課税の根拠						

<振替口座>

金融機関名			
預金種別		口座番号	

口座番号は一部非表示になっています。

年 月 日

広域振興局長 氏 名 印

【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第 30 号コ

不動産取得税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数	不動産区分	取得原因	取得年月日	地目/用途	地積/床面積
									m ²
物件所在地									
取得持分									
課税の根拠									

価 格 等	控 除 額	課 税 標 準 額	既確定課税標準額	税 率	税 額	減 額
円	円	円	円	%	円	円
円	円	円	円	%	円	円

確 定 税 額	確定税額合計 (A)	既確定税額 (B)	差引税額 (A-B)	納付する税額
円	円	円	円	円
円				

納 期 限	
-------	--

年 月 日

広域振興局長 印

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

年 月 日

様

整理番号

不動産取得税納税通知書附表

別添の不動産取得税納税通知書により賦課した物件および共有者の明細は次のとおりです。

◇課税物件の明細

No.	物件所在地	地目/用途	地積/床面積 (㎡)	価格 (円)	取得原因	取得年月日	取得持分

◇共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	取得者間の割合

(注) 宅地及び宅地並評価土地等の取得の場合、納税通知書の「価格等」欄には、「附表の価格×1/2」の額を記載しています。

(注) 登記地目と現況地目が異なる場合、納税通知書及び附表の「地目」欄には、「現況地目」を記載しています。

(表 1)

様式第 30 号サ

自動車税種別割納税通知書

様

上記のとおり賦課しますので納めてください。

税 目		登録番号				
年 度		期 別		区 分		
グリーン化税制						
年税額計	円	減免等の額計	円			
既納付額計	円	差引税額計	円			
課税の根拠						
納付する税額	円	納 期 限				

年 月 日

広域振興局長 印

(裏 1)

【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

(表 2)

納税通知書内訳書（一括納税）

納税者番号

郵便番号

住所

氏名名称

金融機関

口座番号

様

[illegible]

(表 1)

様式第 30 号シ

年 月 日

様

広域振興局長



自動車税種別割納税通知書

あなたの自動車税種別割は下記のとおりです。

つきましては、先に依頼のありました下記預金口座から、年 月 日に振替えさせていただきますので、口座残高の確認をお願いします。

記

1 税 額

2 課税対象車両

3 区 分

4 年 度

5 課税 の 根拠

6 納 期 限

7 口座振替指定金融機関及び口座番号

(裏 1)

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限る。審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

(表 2)

納税通知書内訳書 (大口口振)

納税者番号

氏名名称

[illegible]

(表)

様式第 30 号ス

自動車税種別割納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

税 目		登録番号			
年 度		期 別		区 分	
グリーン化税制					
確定額	円		円		
差引税額	円		円		
課税の根拠					
納付する税額	円	納 期 限			

年 月 日

広域振興局長



(裏)

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

広域振興局長 氏 名印

自動車税種別割の不足税額に係る納税の告知書

年 月 日に、あなたの所有（使用）する の自動車を登録した際、 年度分の自動車税種別割を納付していただきましたが、その納付した税額について、下記のとおり不足がありました。

この不足税額について、地方税法の規定に基づく岩手県県税条例第15条の規定により納期を定めましたので、納期内に納めてください。

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

記

納付すべき税額		納付済税額	差引不足税額	納 期	
				年 月 日から	年 月 日まで
理 由					

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
	2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u>
備 考	不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

様式第32号

都道府県コード
岩 手 県

領 収 証 書

◎金額を訂正したもの及び出納員印のないものは無効です。

歳 入 一 般 会 計									
納 入	住 所								
	氏 名					整理番号			
事 業 年 度		. . ~ . .				期 別	年 () 月		
課 税 年 度			車台番号			賦 課 地			
納 期 限		年 月 日		調定区分					
会 計 年 度						一般会計	1	県 税	
税 目 等		金 額						摘 要	
税		百	十	万	千	百	十	円	
延 滞 金 (日分)									
加算金									
加算金									
合 計									
上記の金額を領収いたしました。									
年 月 日									
広域振興局出納員 氏 名印									

様式第33号ア

都道府県 コード	県 税	公	
岩 手 県			
領 収 済 通 知 書			
年 度		会 計 名	一般会計
県 税 徴 収 金			
金 額	円		
ただし、 上記の金額を領収したので通 知します。 岩手県指定金融機関 銀行 支店 広域振興局出納員 様			
摘 要		領収日付印	

都道府県 コード	県 税	公	
岩 手 県			
現 金 払 込 書			
年 度		会 計 名	一般会計
県 税 徴 収 金			
金 額	円		
ただし、 上記の金額を払込みします。 年 月 日 広域振興局 出納員 氏 名 印			
摘 要		領収日付印	

都道府県 コード	県 税	公	
岩 手 県			
領 収 証 書			
年 度		会 計 名	一般会計
県 税 徴 収 金			
金 額	円		
ただし、 岩手県指定金融機関 銀行 支店			
摘 要		領収日付印	

様式第33号イ

岩手県

領 収 済 通 知 書

(注意)この用紙は直接機械に読み込ませますので汚したり折り曲げたりしないでください。

課税 事務所	収納 事務所	種別	年度	領収日		支 払 金 額	CD

年度・会計 領 収 日		年度	一般会計（県税）
区 分	領収済通知書枚数		金 額
	枚		円
	枚		円
計	枚		円
種 別			
事務所名			

領収
日付印

岩手県

現 金 払 込 書

年度・会計		年度	一般会計（県税）
領 収 日			
区 分	領収済通知書枚数	金 額	
	枚	円	
	枚	円	
計	枚	円	
種 別			
事務所名			

上記金額を払い込みます。

（集中店 保管用）

領収
日付印

岩手県

領 収 証 書

年度・会計		年度	一般会計（県税）
領 収 日			
区 分	領収済通知書枚数	金 額	
	枚	円	
	枚	円	
計	枚	円	
種 別			
事務所名			

上記金額を領収しました。

（払出出納員 交付用）

領収
日付印

様式第34号

領収印

1 広域振興局の例



直径2.5センチメートル

2 広域振興局県税部県税センター又は経営
企画部地域振興センターの例



直径2.5センチメートル

3 岩手県東京事務所の例



直径2.5センチメートル

収 入 更 正 通 知 票

年 月 日

広域振興局出納員 様

広域振興局長

次のとおり収入の更正をしてください。

理 由

1 更正減科目

収 入 月 日	税 目 等	税 目 等 コ ー ド	年 度	年 度 コ ー ド	金 額	件 数	収 納 票 番 号	処 理 済 印	住 所 及 び 氏 名
・					円	件			
・									
・									

2 更正増科目

収 入 月 日	税 目 等	税 目 等 コ ー ド	年 度	年 度 コ ー ド	金 額	件 数	収 納 票 番 号	処 理 済 印
・					円	件		
・								
・								

県 税 収 入 目 計 表

(単位 円)

[illegible]

固定資産税	日計														
	累計														
狩 獵 税	日計														
	累計														
産業廃棄物 税	日計														
	累計														
県 税 計	日計														
	累計														
使用料及び 手数料	日計														
	累計														
延 滞 金	日計														
	累計														
過少申告加 算金	日計														
	累計														
不申告加算 金	日計														
	累計														
重 加 算 金	日計														
	累計														
加 算 金 計	日計														
	累計														
過 料	日計														
	累計														
雑入滞納処 分費	日計														
	累計														
税 外 計	日計														
	累計														
県 税 及 び 税 外 計	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特 別税	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特 別税に係る延滞 金	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特 別税に係る過少 申告加算金	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特 別税に係る不申 告加算金	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特 別税に係る重加 算金	日計														
	累計														
特別法人事業税 又は地方法人特	日計														

別税及び地方 人特別税に係る 税外計	累計								
総 計	日計								
	累計								

様式第36号

県 税 収 入 日 計 表

年度

歳入取扱日： 年 月 日 収納分

広域振興局

作成年月日： 年 月 日 (単位：件，円)

	合 計		済通収入		証紙収入		更正（受）		更正（払）		還 付		充当（受）		充当（払）	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個人県民税																
県民税配当割																
県民税株式等譲渡所得割																
法人県民税																
県民税利子割																
個人事業税																
法人事業税																
地方消費税譲渡割																
地方消費税貨物割																
不動産取得税																
県たばこ税																
ゴルフ場利用税																
軽油引取税																
自動車税種別割																
自動車税環境性能割																
鉱区税																
県固定資産税																
狩猟税																
核燃料税																
産業廃棄物税																
（旧法）特別地方消費税																
（旧法）自動車税																
（旧法）自動車取得税																
（旧法）軽油引取税																
県 税 小 計																
延滞金																
不申告加算金																
過少申告加算金																
重加算金																
税 外 収 入 計																
県 税 合 計																
地方法人特別税	本税															
	不申告加算金															
	過少申告加算金															
	重加算金															
	延滞金															
地方法人特別税合計																
特別法人事業税	本税															
	不申告加算金															
	過少申告加算金															
	重加算金															
	延滞金															
特別法人事業税合計																
軽自環	本税															
	延滞金															
軽自動車税環境性能割合計																
総 合 計																

様式第40号

送 達 書		
送達した書類及び通数		
送達を受けるべき者	住所又は事務所 (事業所)所在地	
	氏 名 (名 称)	
書類を交付した場所		
差置送達をした場所		
送 達 し た 年 月 日		年 月 日
受 取 人 の 署 名		
受取人のないとき、又は受取り若しくは署名を拒んだときはその理由		
上記のとおり取り扱いました。 年 月 日 広域振興局 職 氏 名 印		

(A 4)

公示第 号 公 示 送 達 書 地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。 なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。 おって、あなたの書類は、 において保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。 年 月 日 広域振興局長 氏 名印		
書 類 の 名 称	送達を受けるべき者の 氏 名 (名 称)	摘 要

備考 本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部
地域振興センターの名称を記載してください。

(A 4)

(A 4)

延滞金減免承認（不承認）通知書								
納税者（特別徴収義務者） 住 所 氏 名						第 年 月 日 広域振興局長 氏 名印		
年 月 日付けで申請があった延滞金の減免申請を次のとおり承認（承認しないことと）したので通知します。 徴収猶予執行停止に係る延滞金を次のとおり免除したので通知します。								
年 度	納期限	税 目	税 額	延滞金	免除	日 数	免除	摘 要
期 別	発付日				減免		金額	
	・ ・		円	円	・ ・	日	円	
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
	・ ・				・ ・			
計								
該 当 条 項		減免申請の場合		法第 条第 項第 号				
		徴収猶予執行停止の場合		法第15条の 9 第 項第 号				
不 承 認 の 事 由								
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

備考 1 延滞金の減免申請を全部認めた場合又は延滞金の免除をした場合は、教示欄の教示文を抹消してください。
2 通知文欄は、該当する文言以外は抹消して使用してください。

付
受 印

納 税 管 理 人 申 告 書

年 月 日 広域振興局長 様	納税者 (特別 徴収義 務者)	住 所 (所在地)												
		氏 名 (名 称)												
		個人番号又 は法人番号												
次のとおり当方に係る 税の納付（納入）に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を 定めたので申告します。														
納税者 の事業 等	所 在 地													
	名 称													
	業 種									電話				
納 税 管 理 人	本 籍 地													
	住所(居所), 事務所 又は事業所の所在地													
	職 業 (業 種)									電話				
	氏 名 (名 称)									生年 月 日	. .			
	納税義務者（特別徴 収義務者）との関係													
申 告 事 由														
納 税 管 理 人 承 諾 欄		上記の納税管理人を承諾します。 氏名（名称）												
摘 要														

受 付 印

納 税 管 理 人 承 認 申 請 書

年 月 日 広域振興局長 様	納税者 (特別 徴収義 務者)	住 所 (所在地)												
		氏 名 (名 称)												
		個人番号又 は法人番号												
次のとおり当方に係る 税の納付（納入）に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を 定めたいので申請します。														
納税者 の事業 等	所 在 地													
	名 称													
	業 種											電話		
納 税 管 理 人	本 籍 地													
	住所(居所), 事務所 又は事業所の所在地													
	職 業 (業 種)											電話		
	氏 名 (名 称)											生年 月日	. .	
	納税義務者（特別徴 収義務者）との関係													
申 請 事 由														
納 税 管 理 人 に 定 め よ う と す る 者 の 承 諾 欄		上記の納税管理人を承諾します。 氏名（名称）												
摘 要														

付
受 印

徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書

年 月 日 広域振興局長 様	納 税 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	住 所 （ 所 在 地 ）																			
		氏 名 （ 名 称 ）																			
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号																			
次のとおり当方に係る 税の徴収の確保に支障がないことについての認定をされたく申請します。																					
納 税 者 の 事 業 等	所 在 地																				
	名 称																				
	業 種											電話									
摘 要																					

様式第47号

納税管理人承認（不承認）通知書				
第 号 年 月 日				
様 広域振興局長 氏 名印 年 月 日付けで申請のあった納税管理人について次のとおり承認 (承認しないことと) したので通知します。				
納税者の事業等	所在地			
	名称			
	業種		電話	
納税管理人に定めようとする者	本籍地			
	住所（居所）、事務所 又は事業所の所在地			
	職業（業種）		電話	
	氏名（名称）		生年月日	・ ・
	納税義務者（特別徴収 義務者）との関係			
納税管理人の不承認の理由				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

備考 申請について承認した場合にあっては、教示欄の教示文言を抹消してください。

様式第48号

徴収金の徴収確保に支障がないことの 認定（認定をしないことの）通知書				
第 号 年 月 日				
様 広域振興局長 氏 名 印 年 月 日付けで申請のあった 税の徴収の確保に支障がない ことについて次のとおり認定（認定しないことと）したので通知します。				
納 税 者 の 事 業 等	所 在 地			
	名 称			
	業 種		電話	
認 定 し な い 理 由				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

備考 申請について認定した場合にあっては、教示欄の教示文言を抹消してください。

付
受印

災害等による期限の延長申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申 請 者 (納税者、特別徴収義務者)	住所 (所在地)													
	氏名 (名 称)													
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号													

岩手県県税条例第16条第3項の規定により、次のとおり期限の延長を申請します。

申 請 事 項	年 度	事 業 年 度	税 目	期 (月) 別	期 限	税 額
		年 月 日から 年 月 日から			年 月 日	円
	災害等の理由の やんだ日	年 月 日	延長を必要 とする期間	期限から 年 月 日まで		
	期限の延長を必要とする理由					

備考

1 この申請書には、期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して、**災害等の理由のやんだ日から2月以内に期限までに**提出しなければなりません。

2 災害等の理由のやんだ日の欄は、災害の場合には災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態となった日、その他の場合には交通通信の回復等申告や納付等の行為をすることが可能となった日を記載してください。

3 期限を延長される期間の限度は、災害等の理由のやんだ日から2月以内です。

受

印

相続人代表者の指定（変更）届出書

年 月 日

広域振興局長 様

氏 名（名称）

氏 名（名称）

相続人 氏 名（名称）

氏 名（名称）

氏 名（名称）

地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定に基づき、被相続人の県税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定（変更）しましたので届け出ます。

被相続人	氏 名		死亡年月日	年 月 日
	死亡時の住所（居所）			
相続人代表者	氏名（名称）	住所（居所）又は所在地	被相続人との続柄	相続分
		(電話 ())		
相続人代表者以外の相続人				
摘要			変更前の相続人代表者氏名	

- 備考 1 相続人氏名（名称）欄は、代表者及び代表者を指定する相続人全員が署名してください。
- 2 相続人の数に応じ、相続人氏名（名称）欄を適宜増減してください。
- 3 相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあるときは、その旨を摘要欄に記載してください。
- 4 相続分欄には、民法第900条から第902条までの規定による相続分を記載してください。
- 5 相続人代表者を変更したときは、変更前の相続人代表者氏名欄に署名してください。
- 6 相続を放棄した相続人については記載する必要はありません。

相続人代表者の指定通知書										
第 号 年 月 日 相続人 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 広域振興局長 氏 名印 地方税法第9条の2第2項の規定に基づき、被相続人の県税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定しましたので通知します。										
被相続人	氏 名				死亡年月日		年 月 日			
	死亡時の住所(居所)									
相続人代表者	氏名 (名称)		住所 (居所) 又は所在地			被相続人との続柄		摘 要		
相続人代表者以外の相続人										
徴収金額	年 度	税 目	期 別	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	摘 要	
				発付日			加算金			
				・ ・	円	円	円	円		
				・ ・						
				・ ・						
				・ ・						
				・ ・						
				・ ・						
	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。								
		2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。								

第二次納税義務者（保証人）に対する納付（納入）通知書									
第 号 年 月 日 (第二次納税義務者) 住所 _____ 氏 名 _____ 様 広域振興局長 氏 名印 あなたは、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければなりませんので、地方税法第11条第1項の規定により告知します。 なお、納付すべき金額は、同封の納付（納入）書により、期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。									
納 税 者 特別徴収義務者		住 所（居所） 氏 名							
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	加算金	滞納処分費	摘 要	
	期 別	発 付 日				加算金			
		・ ・		円	円	円	円		
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
	上記納税者（特別徴収義務者）の滞納額のうち、あなたが、納付（納入）すべき金額						円		
納 付 （ 納 入 ） の 期 限				年 月 日					
第二次納税義務（保証債務）を負う理由									
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

納 付（納 入）催 告 書			
第二次納税義務者 住 所 氏 名			第 年 月 日 様 広域振興局長 氏
さきに、下記の金額を納めてくださるよう、あなたに通知しておりましたが、まだ納付（納入）されていませんので、至急納付（納入）してください。			名印
納 税 者 (特別徴収) 義 務 者	住 所（居 所）		
	氏 名		
上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき金額			円
理 由			
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この催告書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

滞 納 処 分 費 の 納 付 告 知 書													
第 年 月 日 号 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 広域振興局長 氏 名印 次のとおり滞納処分費を納付しなければなりませんので、地方税法第13条第2項の規定により告知します。 なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県 収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター で納めてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>滞納処分費の徴収の基因 となった徴収金</th> <th>年 度</th> <th>税 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 納 付 す べ き 金 額 円 納 期 限 年 月 日		滞納処分費の徴収の基因 となった徴収金	年 度	税 目									
滞納処分費の徴収の基因 となった徴収金	年 度	税 目											
理 由													
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。												
備 考	納期限までに完納しないときは、財産の差押えを受けることになります。												

繰上徴収告知書 納期限変更					
納税者（特別徴収義務者） 住 所 氏 名					第 年 月 日 広域振興局長 氏 名印
次のとおり、地方税法第13条の2第1項の規定に基づき、納期限を繰上げ変更しますので告知します。 なお、繰上げ変更された納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。					
年 度	事 業 年 度	期（月）	税 目	税 額	摘 要
				円	
繰上げ 変 更 前の納期限		年 月 日	繰上げ 変 更 した納期限		年 月 日
理 由					
教 示 等	1 繰上げ 変 更 した納期限までに完納しないときは、直ちに財産の差押処分をすることになります。 2 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 3 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

強制換価の場合の県税の徴収通知書						
						第 号 年 月 日
特別徴収義務者又は納税者 住所（所在地） 氏名（名 称） 様						
						広域振興局長 氏 名印
次の物品が強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その代金のうちから次の県税を徴収します。						
特別徴収義務者又は納税者（物品の所有者）		住所（所在地）				
		氏名（名 称）				
強制換価 手続に付 されている 物品及び 税額	財産の名称等	種 別 又 は 類 別 等	数 量	税 目	税 率	税 額 円
執 行 機 関 名				差押年月日又は 事 件 番 号		
理 由						
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

強制換価の場合の県税の徴収通知書						
執行機関様						第 年 月 日 広域振興局長 氏 名印
貴所で強制換価手続に付されている次の物品については、地方税法第13条の3第1項の規定により、売却代金のうちから次の県税を徴収します。						
特別徴収義務者又は納税者（物品の所有者）		住所（所在地）				
		氏名（名 称）				
強制換価手続に付されている物品及び税額	財産の名称等	種 別 又 は 等 類 別	数 量	税 目	税 率	税 額
						円
執 行 機 関 名				差押年月日又は事件 名		

担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の徴収通知書									
								第 年 月 日	号
質権者、抵当権者又は仮登記の権利者 住 所 (居所) 氏 名 様									
広域振興局長 氏 名 印									
地方税法第14条の16第1項の規定に基づき、次の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。									
納 税 者 (特別徴収義務者)			住所(居所)						
			氏 名						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	不、過 加 算 金	滞納処分費	摘 要	
	期 別	発 付 日				重加算金			
		・ ・		円	円	円	円		
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
徴 収 金 額	地方税法第14条の16第2項第1号の金額から地方税法第14条の16第2項第2号の金額を差し引いた金額 円								
担 保 財 産	名 称	数 量	性 質	所 在					
理 由									
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の交付要求書									
								第 年 月 日	号
要求先の執行機関 所在地 _____ 官氏名 _____ 様									
広域振興局長 氏 名 印									
地方税法第14条の16第5項の規定により、次の徴収金額を次の担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するための交付要求をします。									
納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (居 所)						
			氏 名						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	不、過 加 算 金	滞 処 分 納 費	摘 要	
	期 別	発 付 日				重 加 算 金			
		. .		円	円	円	円		
		. .							
		. .							
		. .							
		. .							
		. .							
徴 収 金 額	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた 金額 円								
交付要求 に係る財産又は事 件名									
差 押 年 月 日		年 月 日							
所 有 者		住 所 (居 所)				氏 名			
担 保 権 者	住 所 (居 所)		氏 名			登 記 順 位			

譲渡担保財産からの徴収金の徴収告知書									
								第 年 月 日	号
譲渡担保権者 住 所 (居所) 氏 名 様									
広域振興局長 氏 名 印									
次の滞納者の滞納金を次の譲渡担保財産から徴収するので、地方税法第14条の18第2項の規定により告知します。 なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。									
納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (居所)						
			氏 名						
滞 納 金 額	年 度	納期限	税 目	税 額	延 滞 金	不 、 過	滞 納 金	滞 納 費	摘 要
	期 別	発付日				加 算			
		・ ・		円	円	円	円		
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
譲 渡 担 保 財 産									
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額				納 付 （ 納 入 ） の 期 限		納 付 （ 納 入 ） 場 所			
円				年 月 日					
理 由									
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								
備 考	1 この告知書を発してから納税者（特別徴収義務者）の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失ったときを含む。）においても、なお、譲渡担保財産として存続するものとみなされます。 2 徴収金の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっているときは、その事実をその財産の売却決定の前日までに証明した場合にはこの告知を取り消します。 3 この告知書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを受けることになります。								

譲渡担保財産からの徴収金の徴収通知書									
							第 年 月 日	号	
滞 納 者 住 所 (居所) 氏 名 様							広域振興局長 氏 名印		
あなたの滞納金を次の譲渡担保財産から徴収することにしたので、地方税法第14条の18第2項の規定により通知します。 なお、譲渡担保権者に対してもその譲渡担保財産から滞納金を徴収する旨告知しましたので申し添えます。									
譲渡担保権者		住 所 (居所)							
		氏 名							
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	不, 過加算金	滞 処 分 納 費	備 考	
	期 別	発 付 日				重 加 算 金			
		・ ・		円	円	円	円		
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
譲渡担保財産									
告 知 書 を 発 し た 日		年 月 日							
教 示	1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

災害等による期限の延長承認（不承認）通知書						
第 号 年 月 日						
様						
広域振興局長 氏 名印						
年 月 日付けで申請があった災害等による期限の延長について、次のとおり承認（不承認）したから通知します。						
承認（不承認）事項	年 度	事 業 年 度	税 目	期（月）別	期 限	税 額
		年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	円
	延長する期間	期限から 年 月 日まで				
	期限の延長の承認（不承認）の理由					
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

備考 申請について承認した場合にあっては、教示欄の教示文言を抹消してください。



整理番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

徴 収 猶 予 申 請 書

広域振興局長 様

地方税法第15条第1項第 号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。

申 請 者	住 所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()										申請年月日		年 月 日										
	氏 名 名 称											※ 整 理 欄	通信日付印											
													申請書番号											
													処理年月日											
個人番号又は法人番号																								
納 付 す べ き 徴 収 金	年度	税 目	納期限	本 税		加算金		延滞金		滞納処分費		摘 要												
			・ ・	円		円		法律による金額 円		法律による金額 円														
			・ ・					"		"														
			・ ・					"		"														
			・ ・					"		"														
			・ ・					"		"														
納付すべき徴収金のうち、徴収 猶予を受けようとする金額																								
猶予該当事実 の詳細																								
一時に納付す ることができ ない事情の詳 細																								
納 付 計 画	年 月 日		納付金額		年 月 日		納付金額		年 月 日		納付金額													
			円				円				円													
			円				円				円													
			円				円				円													
			円				円				円													
猶 予 期 間				年 月 日から 年 月 日まで 月間																				
担 保		☐ 有 ☐ 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情																				

税理士 署 名	(電話番号 - -)
☐	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有

添付する書類欄		
☐ 猶予該当事実証明書類	☐ 収支の明細書	☐ 財産目録
☐ 財産収支状況書	☐ 担保関係書類	



整理番号	
------	--

徴収猶予の期間の延長申請書

広域振興局長 様

地方税法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所 (所在地)											申請年月日		年 月 日					
	電話番号	()		携帯電話		()		※ 整理欄	通信日付印										
	氏名 名称											申請書番号							
	個人番号又は法人番号												処理年月日						
徴収猶予期間延長申請徴収金額	年度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘 要											
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円												
猶予期間内に 猶予を受けた 金額を納付す ることができ ない理由																			
納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額													
		円		円		円													
延 長 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間																	
担保	☐ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の 事情																	

税理士 署 名	
	(電話番号 - -)
☐	税理士法第 30 条の書面提出有

添 付 書 類 確 認 欄			
☐	財産目録	☐	収支の明細書
☐	財産収支状況書	☐	担保関係書類

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

徴収猶予承認通知書

年 月 日付けで徴収猶予申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しましたから、地方税法第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により通知します。
なお、猶予に係る金額は、次のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、徴収猶予が取り消されることがあります。

猶予徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘要
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
分割納付すべき金額 及びその納付期限	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
		円		円		円		
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
該 当 条 項	地方税法第 15 条 第 項 第 号（ 号に類する事由）					担保		
備 考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
連絡先 担当 電話								

(裏)

取り消される事由

- 1 地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
(地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号)
 - (1) 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項（同法第 20 条 において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
 - (2) 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
 - (3) 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
 - (4) その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第 163 条第 5 号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - (5) 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住居、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - (6) 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 地方税法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 3 当該徴収猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が地方税法第 16 条第 3 項の規定により行つた求めに応じないとき。
- 4 新たに当該徴収猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権をいう。第 15 条の 6 第 2 項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 5 偽りその他不正な手段により当該徴収猶予又は徴収猶予期間延長申請がされ、その申請に基づき当該徴収猶予をし、又は徴収猶予期間延長をしたことが判明したとき。
- 6 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

徴収猶予の期間の延長承認通知書

年 月 日付けで徴収猶予期間延長申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しましたから、地方税法第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は、次のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、徴収猶予が取り消されることがあります。

猶予期間延長徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税 円	加算金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	摘要
分割納付すべき金額及びその納付期限	年 月 日	金 額 円	年 月 日	金 額 円	年 月 日	金 額 円		
延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間					担保		
期間延長の理由								
備 考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
連絡先 担当 電話								

(裏)

取り消される事由

- 1 地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
(地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号)
 - (1) 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項（同法第 20 条 において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
 - (2) 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
 - (3) 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
 - (4) その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第 163 条第 5 号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - (5) 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - (6) 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 地方税法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 3 当該徴収猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が地方税法第 16 条第 3 項の規定により行つた求めに応じないとき。
- 4 新たに当該徴収猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権をいう。第 15 条の 6 第 2 項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 5 偽りその他不正な手段により当該徴収猶予又は徴収猶予期間延長申請がされ、その申請に基づき当該徴収猶予をし、又は徴収猶予期間延長をしたことが判明したとき。
- 6 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

徴収猶予不承認通知書

年 月 日付けで徴収猶予の申請があったあなたの徴収金については、次の理由により承認しないこととしたため、地方税法第 15 条の 2 の 2 第 2 項の規定により通知します。

猶予申請徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税 円	加算金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	摘要
不承認理由								
備考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限がこの期間内にあるときは、当該日又は期限まで）に、知事に対して書面（正副 2 通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、②又は③に該当するときは地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限が訴えを提起することができる期限となります。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							
連絡先 担当				電話				

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

徴収猶予の期間の延長不承認通知書

年 月 日付で徴収猶予期間延長の申請があったあなたの徴収金については、下記の理由により承認しないこととしたため、地方税法第 15 条の 2 の 2 第 2 項の規定により通知します。

猶予期間延長申請徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税 円	加算金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	摘要
不承認理由								
備考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限がこの期間内にあるときは、当該日又は期限まで）に、知事に対して書面（正副 2 通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、②又は③に該当するときは地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限が訴えを提起することができる期限となります。①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							
連絡先 担当				電話				

整理番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

広域振興局長 様

地方税法第15条の2の3第2項の規定により、次のとおり差押えの解除を申請します。

申請者	住所 (所在地)											申請年月日		年 月 日	
		電話番号 () 携帯電話 ()													
	氏名 (名称)											※ 整理 欄	通信日付印		
													申請書番号		
	個人番号又は法人番号												処理年月日		
徴収猶予許可年月日		年 月 日													
差押年月日		年 月 日													
差押財産		名称													
		数量													
		性質													
		所在													
		その他													
解除を申請 する財産		名称													
		数量													
		性質													
		所在													
		その他													
解除を申請 する理由															
備考															

徴 収 猶 予 取 消 注 意 書								
						第 年	月	号 日
様								
						広域振興局長 氏		名印
年 月 日付けで徴収猶予した県税の徴収金について猶予できない事情が生じたので、このことについてあなたの弁明をお聞きしたいから 年 月 日 時までに へおいでください。 なお、期日までにおいでのない場合は、徴収の猶予が取り消されることになりますからご注意ください。								
徴 収 金	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	不,過加算金	滞 納 処分費	摘 要
	期 別	発 付 日				重 加 算 金		
		・ ・		円	円	円	円	
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
	摘 要							

備考 本文中の場所に係る空欄には、弁明を聴取する広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターの名称を記載してください。

徴 収 猶 予 換 価 の 猶 予 取消通知書 滞納処分の執行の停止								
様							第 年 月 日	号
広域振興局長 氏							名印	
年 月 日 承認した 通知した 徴 収 猶 予 換 価 の 猶 予について、 年 月 日限り次の理由により 滞納処分の執行の停止 これを取り消したから通知します。 よって次の徴収金を速やかに納付してください。納付されないときは滞納処分をすることになります。								
取消理由								
徴 収 金	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	不, 過加算金	滞納処分費	摘 要
	期 別	発 付 日				重 加 算 金		
		・ ・		円	円	円	円	
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

換価の猶予（分納誓約承認）通知書																		
										第	号							
										年	日							
様																		
										広域振興局長 氏								
										名印								
地方税法第15条の5第1項の規定に基づき、あなたの次の徴収金について換価の猶予をしたので、通知します。なお、猶予を受けるに当たりあなたからその猶予を受けようとする徴収金について分納の誓約の申出がありましたが、その申出のとおり分納を承認しますので、併せて通知します。おって、分納誓約を履行しないときは、直ちに換価の猶予を取り消して滞納処分をすることになりますので、必ず約束を履行してください。																		
換 価 の 猶 予 （ 分 納 誓 約 承 認 ） 事 項	猶 予 し た 徴 収 金	年	度	納	期	税	目	税	額	延	滞	不,過加算金	滞	処	納	費	摘	要
		期	別	発	付							日						
				・	・				円		円		円		円			
				・	・													
				・	・													
				・	・													
				・	・													
				・	・													
	計																	
	摘	要																
	猶予する期間			年 月 日から 年 月 日まで														
	分 納 方 法	分	納	分	納	金	※	履	摘	分	分	金	※	履	摘			
		回	数	期	限	額	点	行		回	期	額	点	行				
		1		・	・	円		検		6	・	円		検				
2			・	・				7		・								
3			・	・				8		・								
4			・	・				9		・								
払	込	方	法	1 銀行（ゆうちょ銀行を除く。） 2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用金庫 4 広域振興局														
				に払い込みます。														
そ の 他 必 要 事 項																		

備考 分納誓約書の提出がない場合は、該当事項を抹消して使用してください。



整理番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

換 価 の 猶 予 申 請 書

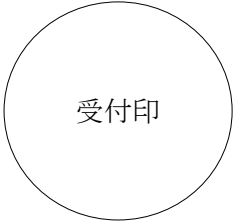
広域振興局長 様

地方税法第15条の6第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申 請 者	住 所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()						申請年月日	年 月 日	
	氏 名 名 称							※ 整理 欄	通信日付印	
	個人番号又は法人番号							申請書番号		
								処理年月日		
納 付 す べ き 徴 収 金	年度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘 要		
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円			
			・ ・			〃	〃			
			・ ・			〃	〃			
			・ ・			〃	〃			
			・ ・			〃	〃			
納付すべき徴収金のうち、換価の 猶予を受けようとする金額										
一時に納付する ことにより 事業の継続又は 生活の維持が 困難となる 事情の詳細										
納 付 計 画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間								
担 保	☐ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の 事情								

税理士 署 名	(電話番号 - -)
☐	税 理 士 法 第 3 0 条 の 書 面 提 出 有

添付する書類欄	
☐ 財産目録	☐ 収支の明細書
☐ 財産収支状況書	☐ 担保関係書類



整理番号	
------	--

換価の猶予期間の延長申請書

広域振興局長 様

地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申 請 者	住 所 (所在地)											申請年月日		年 月 日			
	電話番号	()				携帯電話				()				※ 整 理 欄	通信日付印		
	氏 名 (名 称)											申請書番号					
	個人番号又は法人番号												処理年月日				
換 価 の 猶 予 期 間 延 長 申 請 徴 収 金 額	年度	税 目	納期限		本 税		加算金		延滞金		滞納処分費		備 考				
					円		円		法律による金額 円		法律による金額 円						
猶予期間内に 猶予を受けた 金額を納付す ることができ ない理由																	
納 付 計 画	年 月 日	納付金額		年 月 日		納付金額		年 月 日		納付金額							
		円				円				円							
延 長 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間															
担保	☐ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情															

税理士 署 名	
	(電話番号 - -)
☐	税理士法第 30 条の書面提出有

添 付 書 類 確 認 欄			
☐	財産目録	☐	収支の明細書
☐	財産収支状況書	☐	担保関係書類

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

換価の猶予承認通知書

年 月 日付けで換価の猶予申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しましたから、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項（地方税法第 15 条の 2 の 2 第 1 項準用）の規定により通知します。
なお、猶予に係る金額は、次のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消されることがあります。

猶予徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘要
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
分割納付すべき金額及びその納付期限	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
		円		円		円		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
該当項	地方税法第 15 条の 6 第 1 項					担保		
備考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
連絡先 担当 電話								

(裏)

取り消される事由

- 1 地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金を当該換価の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
(地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号)
 - (1) 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項（同法第 20 条 において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
 - (2) 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
 - (3) 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
 - (4) その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第 163 条第 5 号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - (5) 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住居、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - (6) 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 地方税法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 3 当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が地方税法第 16 条第 3 項の規定により行つた求めに応じないとき。
- 4 新たに当該換価の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権をいう。第 15 条の 6 第 2 項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 5 偽りその他不正な手段により当該換価の猶予又は換価の猶予期間延長申請がされ、その申請に基づき当該換価の猶予をし、又は換価の猶予期間延長をしたことが判明したとき。
- 6 換価の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該換価の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

換価の猶予期間の延長承認通知書

年 月 日付けで換価の猶予期間延長申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しましたから、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項（地方税法第 15 条の 2 の 2 第 1 項準用）の規定により通知します。
なお、猶予に係る金額は、次のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消されることがあります。

猶予期間延長徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘要
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
分割納付すべき金額 及びその納付期限	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
		円		円		円		
延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間					担保		
期間延長の理由								
備 考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
連絡先 担当 電話								

(裏)

取り消される事由

- 1 地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金を当該換価の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
(地方税法第 13 条の 2 第 1 項各号)
 - (1) 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項（同法第 20 条 において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
 - (2) 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
 - (3) 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
 - (4) その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第 163 条第 5 号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - (5) 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住居、居所、事務所又は事業所を有しないこととなる時（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - (6) 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 地方税法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 3 当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が地方税法第 16 条第 3 項の規定により行つた求めに応じないとき。
- 4 新たに当該換価の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権をいう。第 15 条の 6 第 2 項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- 5 偽りその他不正な手段により当該換価の猶予又は換価の猶予期間延長申請がされ、その申請に基づき当該換価の猶予をし、又は換価の猶予期間延長をしたことが判明したとき。
- 6 換価の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該換価の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

住所（所在地）

氏名（名 称）様

広域振興局長

換価の猶予不承認通知書

年 月 日付けで換価の猶予の申請があったあなたの徴収金については、次の理由により承認しないこととしたため、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項（地方税法第 15 条の 2 の 2 第 2 項準用）の規定により通知します。

猶 予 申 請 徴 収 金 額	年 度	税 目	納期限	本 税 円	加算金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	摘要
不 承 認 理 由								
備考	「延滞金」「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
教 示	1 あなたが、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内（地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限がこの期間内にあるときは、当該日又は期限まで）に、知事に対して書面（正副 2 通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、②又は③に該当するときは地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限が訴えを提起することができる期限となります。①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							
連絡先 担当 電話								

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

広域振興局長

換価の猶予期間の延長不承認通知書

年 月 日付けで換価の猶予期間延長の申請があったあなたの徴収金については、次の理由により承認しないこととしたため、地方税法第 15 条 6 の 2 第 3 項（地方税法第 15 条の 2 の 2 第 2 項準用）の規定により通知します。

猶予期間延長申請徴収金額	年 度	税 目	納期限	本 税	加算金	延滞金	滞納処分費	摘要
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
不承認理由								
備考	「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							
教 示	1 あなたが、この処分について不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内（地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限がこの期間内にあるときは、当該日又は期限まで）に、知事に対して書面（正副 2 通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、②又は③に該当するときは地方税法第 19 条の 4 に規定する日又は期限が訴えを提起することができる期限となります。①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							
連絡先 担当 電話								

付 受印		徴収猶予（差押財産の解除）の申請書（猶予に係る担保提供書）												
年 月 日 広域振興局長 様 地方税法第 144 条の 29 第 1 項の 規定により、以下のとおり徴収 猶予（差押財産の解除）を申請 します。 なお、次の物件又は保証人をも って担保を提供します。				申 請 者	住 所 (所在地)		(電話)							
					氏 名 (名 称)									
					個人番号 又は法人 番 号									
申 請 事 項	と猶予を 受ける 徴収金	年 度	納期限	税 目	税 額	延滞金	加算金	滞納処 分費	摘 要					
		期 別	発付日				加算金							
			・ ・		円	円	円	円						
			・ ・											
			・ ・											
			・ ・											
			・ ・											
	計													
	分 納 方 法	年 月 日	税 額	附滞金	※履行 点検	年 月 日	税 額	附滞金	※履行 点検					
		・ ・	円	円		・ ・	円	円						
		・ ・				・ ・								
		・ ・				・ ・								
	猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで											
	猶予を受けようとする理由													
	担 保 事 項	物 件	担保の所在		担保の種類	数 量	担保の価格		提供した担保書類名称、 通数					
					円		通							
保 証 人		住所(所在地)												
	氏名(名 称)				生年月日	・ ・	職業							
差押財産の 解除内訳	差 押 財 産				解除を受けようとする財			解 除 事 由						
	名 称													
	数 量													
	性 質													
	所 在													
	その他													
	差 押 年 月 日		・ ・											

備考 本文中のなお書は、担保の提供を要しない場合は抹消してください。

滞納処分の執行の停止通知書							
第 年 月 日 号							
滞納者 住所(居所) 氏 名 様 広域振興局長 氏 名印							
あなたが滞納している県税の徴収金について、次のとおり滞納処分の執行の停止をしたから通知します。							
事由							
滞納徴収金	年 度	納 期 限	税 目	税 額	延 滞 金	加算金	滞 納 処 分 費
	期 別	発 付 日				加算金	
		. .		円	円	円	円
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
摘要							

[illegible]

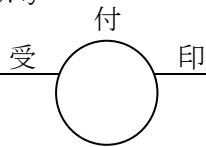
保 全 担 保 提 供 命 令 書		
特別徴収義務者 （納税者） 住 所（居所） 氏 名 _____ 様		第 _____ 号 年 月 日 広域振興局長 氏 _____ 名印
県税の徴収上必要があるので、地方税法第16条の3第1項の規定に基づき、次のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容	担 保 さ れ る 県 税	年 月 日以後に課される 税
	担 保 さ れ る 金 額	円
	提供すべき担保の 種類	
担 保 の 提 供 期 限		年 月 日限り
理 由		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
備 考	1 国債、地方債及び社債その他の有価証券をもって担保とする場合は、これを供託してその供託書の正本を提出してください。 2 土地、保険に付した建物、船舶又は自動車等を担保として提供する場合は、抵当権を設定するために必要な書類を提出してください。 3 保証人による担保を提供する場合は、保証人の保証を証する書類を提出してください。	

保全担保に係る抵当権設定通知書		
特別徴収義務者 (納税者) 住 所 (居所) 氏 名		第 年 月 日 様 広域振興局長 氏 名印
さきに保全担保提供命令書により指示した担保の提供がないので、次のとおりあなたの財産について 抵当権を設定します。あなたがこの通知を受け取ったときに抵当権が設定されたものとみなします。 地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。		
抵 当 権 の 内 容	担保される県税	
	担保される金額	
	担保財産	
理 由		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

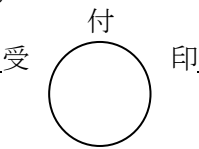
保全差押金額決定通知書					
				第 年	月日号日
納税者 住所（居所） 氏名様					
				広域振興局長 氏	名印
次のとおり、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の４第２項の規定により通知します。					
保 全 差 押 金 額	年	度	税	目	金 額
					円
理 由					
教示	１ この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して書面（正副２通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 ２ この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

備考

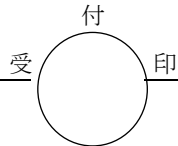
- 1 地方税法第16条の4第1項の規定により、上記保全差押金額に相当する財産を直ちに差押えます。
- 2 地方税法第16条の4第3項の規定により、上記の保全差押金額に相当する担保（地方税法第16条第1項各号に掲げるものに限りません。）又は金銭を提供したときは、その差押えをしません。



保全差押金額の担保に係る金銭の充当申請書										
年 月 日 広域振興局長 様			申請人	住 所 (居 所)						
		氏 名 (名 称)								
		個人番号又は法人番号								
保全差押金額の担保として提供した金銭を次のとおり充当されたいので申請します。										
担保として提供した金額		供託年月日		年 月 日						
		供託番号		号						
		供託金額		円						
充当する徴収金の内訳	年度	納期限	税 目	税 額	延 滞 金	加算金	滞納処分費	摘 要		
	期別	発付日				加算金				
		・ ・		円	地方税法の規定による金額 円	円				
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
		・ ・								
	備考									



保全差押財産の解除請求書													
年 月 日 広域振興局長 様	請求者	住 所（居所）											
		氏 名（名称）											
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号											
年 月 日地方税法第16条の4第1項の規定に基づき保全差押えを受けた財産について、次の理由により差押えの解除を請求します。													
特 別 徴 収 義 務 者 （ 納 税 者 ）	住 所（居所）												
	氏 名												
保 全 差 押 金 額	年 度	税 目	金 額										
			円										
保 全 差 押 え を 受 け て い る 財 産	名称、数量、性質、所在地その他												
解除を受けようとする理由													
摘 要													



過 誤 納 金 還 付 請 求 書													
年 月 日 広域振興局長 様			請 求 者	住 所 (居 所)	(電 話)								
				フリガナ									
				氏 名 (名 称)									
				個人番号又は法人番号									
				還付される税金の受取りを希望する預金口座	金融機関名								
					本支店名								
					種 目	普通・当座							
					口座番号								
請 求 金 額		円 請求内訳次のとおり。											
年 度		税 目		期 (月) 別	期 (月) 分 年 月 日から事業年度 年 月 日まで					納 期 限	年 月 日		
請 求 金 内 訳	徴 収 金 の 納 付 額			更 正 額 又 は 額 当	差 引 過 誤 納 額					摘 要			
	税 額		円	円	円								
	延 滞 金												
	計												
請求理由													

様

広域振興局長 印

過誤納金等還付充当（委託納付・委託納入）通知書

次の過誤納となった金額を還付します（充当等（委託納付・委託納入）しました）ので、通知します。
還付する金額

円

= ①過誤納金の額 + ②還付加算金の額 - ③充当額

< 過誤納金の額等の明細 >

税 目					
科 目					
課 税 ・ 登 録 番 号					
年 度 ・ 期 別					
納付（納入）すべき額（円）					
納付（納入）した額（円）					
過誤納金の額（円）					
還付加算金の額（円）					
お返しする理由					
発生年月日					
			①過誤納金の額	合計（円）	=
			②還付加算金の額	合計（円）	=

< 充当（委託納付・委託納入）明細 >

未納の税目					
未納の科目					
事 務 所					
課 税 ・ 登 録 番 号					
年 度 ・ 期 別					
充当（委託納付・委託納入）適状日					
充当（委託納付・委託納入）額（円）					
充当（委託納付・委託納入）後未納額（円）					
			③充当（委託納付・委託納入）額	合計（円）	=

< 振替口座 >

金融機関			
預金種別		口座番号	

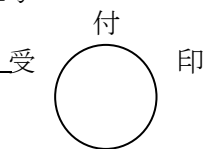
振込日	
払込金額	円
払込人	

【 教 示 】

- 1 この通知による充当処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による充当処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として訴えこねて県を代表する者は、知事となります。提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれにも該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【 還付加算金について 】

還付加算金は、過誤納金又は還付金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の還付加算金特例基準割合（当該年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該還付加算金特例基準割合とする。）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）です。



第三者^{納付}納入に係る理由書

年 月 日 広域振興局長 様		第三者納付をした者	住 所 (居 所)															
			氏 名 (名 称)															
			個人番号又は法人番号															
次のとおり、私が納税者に代わって県税を ^{納付} 納入しました。																		
納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (居 所)															
			氏 名															
納 付 (納 入) し た 内 訳	年度	納期限	税 目	税 額	延 滞 金	加算金	滞納処分費	摘 要										
	期別	発付日				加算金												
		. .			円	地方税法の規定による金額 円	円											
		. .																
		. .																
		. .																
		. .																
		. .																
		. .																
		. .																
		. .																
	第三者が納付（納入）したことについて正当な利益を有する理由																	
抵当権の目的で代位権を行使しようとするもの																		
備 考																		

備考 この理由書は、納付（納入）した日の翌日までに提出してください。

受		付		印		第三者 ^{納付} 納入に係る同意書			
年 月 日									
広域振興局長 様									
納 税 者 住 所 (居所) 氏 名									
次の者が私に代わって次の税金を ^{納付} 納入することに同意します。									
納 付 (納入) する 第 三 者		住所 (居所)							
		氏 名							
納付 (納入) する内訳	年度	納期限	税 目	税 額	延 滞 金	加算金	滞 納 処分費	摘 要	
	期別	発付日				加算金			
		・ ・		円	地方税法 の規定に よる金額 円	円			
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
	抵 当 権								
備 考									

付

受	印	県たばこ税の納期限の延長申請書 県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書												
年 月 日														
広域振興局長 様														
申 請 者	住所（所在地）		（電話 ）											
	氏名（名 称）													
	法 人 番 号													
地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり納期限の延長を申請します。 なお、次の物件又は保証人をもって担保を提供します。														
申 請 事 項	納期限の延長を受けよう とする税額等		年 度	月 別	納 期 限		税 額							
					年 月 日		円							
	延 長 納 期 限		年 月 日											
納期限 の延長 を必要 とする 理由														
担 保 事 項	物 件	担 保 の 所 在		担 保 の 種 類		数 量	担 保 の 価 額		提供した担保書類の 名称及び通数					
							円		通					
	保 証 人	本 籍 地												
		住所(居所)												
		氏 名			生年月日	年 月 日		職業						

備考 この申請書を提出する場合は、納期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

年 月 日

広域振興局長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)
(代表者氏名)

電話番号

個人番号又は法人番号

次のとおり、納税証明書の交付を請求します。

＊代理人の方が請求する場合は別途「委任状」が必要です。

証明通数

通

＊ 1 通ごとに400円分の岩手県収入証紙が必要です。
ただし、証明を受ける税目及び年度の異なるごとに、400円として計算します。
＊この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された
事実に基づくものです。

証明書の使用目的 ＊該当に☑を記入してください。「その他」に☑の場合は、()に使用目的を記入してください。

☐ 建設業許可に関する申請（ ☐ 許可申請・ ☐ 変更届出）
☐ 入札に関する申請
☐ 自動車登録関係（ ☐ 所有権解除 ☐ 名義変更 ☐ 登録抹消 ☐ 変更登録）
☐ 酒類製造・販売業免許申請
☐ 資金借入 ☐ 補助金申請 ☐ 公益法人関係手続（ ）
☐ その他（ ）

証明事項（請求する証明書） ＊1又は2の該当に☑を記入してください。「その他」に☑の場合は、()に具体的に記入してください。

1 納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明 (様式第110号)			2 その他の証明	
税目 ☐ 法人県民税 ☐ 法人事業税 (特別法人事業税等) ☐ 個人事業税 ☐ 自動車税種別割 登録番号 ()	年度・事業年度（記入）		☐ 県税等の未納がないことの証明 (様式第111号)	
		自 年 月 日	☐ 県税等の滞納処分を受けたことがないことの証明 (様式第112号)	
	年度 至	年 月 日	(酒類製造・販売業免許申請用) ☐ 県税等の未納がないことの証明 (様式第111号) ☐ 県税等の滞納処分を受けたことがないことの証明 (様式第112号) ※それぞれ別証明書 (@400円×2項目)	
	年度 至	年 月 日	☐ その他 ()	

収入証紙貼付欄 (この請求書に貼った収入証紙は消印しないでください。消印したものは無効になります。)

※岩手県整理欄（ここには記入しないでください。）

交付通数		手数料		委任状		申請者確認	
通		円		有 ・ 無		☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証等 ☐ 行政書士証 ☐ 社員証 ☐ その他の身分証明書等 ()	
決 裁 欄		部(室)長				担当者	

様式第110号
様式第111号
様式第112号

納 税 証 明 書

住 所

氏名または名称

使用目的

証明事項					
税 目					
事業年度・課税年度 または年・月	区 分	納付（納入） す べ き 額 円	納付（納入） し た 額 円	未 納 の 額 円	法 定 納 期 限
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
課税客体等					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

広域振興局長 印

第 号
年 月 日

県 税



岩手県

領収済通知書

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限		年度		OCR-ID		



	所管事務所		領収日付印
	取りまとめ金融機関		
	取りまとめ店		
納税者氏名 (住所等非表示払込書)			様

eL - QR

(都道府県保管)

公 岩手県 納付書 (原符)

加入者名		
口座記号番号		
納付番号		
確認番号	納付区分	
税目		
納期限		
金額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納税者氏名 (住所等非表示払込書)		
納付内容		
所管事務所		

領収日付印

(金融機関保管)

督促状兼領収証書



次のとおり滞納となっていますので、裏面をご確認の上、至急納付してください。
この督促状が届く前に納付済みの場合は、行き違いですので御了承ください。

様

番号

住所

氏名

様

年度	期別	区分
税目	納期限	事務所

納付する金額	
	円
根拠規定	

金額	円
延滞金	円
合計金額	円

左記金額を領収しました。

領	収	日	付	印

年 月 日

広域振興局長



収入印紙不要（納税者保管）

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【備考】

督促状の発付日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差し押さえを受けることになります。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第 114 号イ

督促状

様

次のとおり滞納となっていますので、地方税法等の規定により督促状を発します。至急納めてください。

課税番号

年度	期別	区分
税目	納期限	
所管事務所	根拠規定	

納付 (納入) する金額	未納税額	円
		円
		円
		円
		円
		円
	合計	円

年 月 日

広域振興局長



【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【備考】

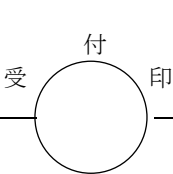
督促状の発付日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差し押さえを受けることになります。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

過 料 処 分 決 定 書

第 年 月 日 号	
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様	
岩手県知事 氏 名印	
次のとおり、岩手県県税条例第13条第1項の規定により過料に処したので通知します。	
過 料 決 定 金 額	円
過 料 に 処 し た 理 由	岩手県県税条例第 条の規定に違反していることによる。
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



領 置
差 押 物 件 還 付 請 求 書
記録命令付差押

年 月 日													
所 属 岩手県徴税吏員 氏 名様													
申請者	住 所 (所 在 地)												
	氏 名 (名 称)												
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号												
領 置 県税犯則嫌疑事件のため 年 月 日 差 押 え をされた次の物件の還付を請求します。 記録命令付差押え													
品 名 (名 称)		数 量 (個 数)				摘 要							
年 月 日													
領 置 差 押 物件の還付を受けました。 記録命令付差押													
署 名 _____													

領置
差押 調 書
記録命令付差押

						第 年 月 日 号
						所 属 岩手県徴税吏員 氏 名㊤
地方税法違反事件について、次のとおり物件を証拠品として						領置 差押 記録命令付差押え
をします。						
犯則 嫌疑 者	住 所 (所 在 地)					
	氏 名 (名 称)					
領置 差押 記録命令付差押え の日時			年 月 日 時 分から 時 分			
領置 差押 記録命令付差押え の場所						
領置 ・ 差押 ・ 記録命令付差押 目録	番号	品 名 (名 称)	数 量 (個数)	物件所有者の住所 及び氏名	封印の方法 及び箇所数	摘 要
領置 差押 調書謄本を受領しました。					年 月 日	
領置 差押 記録命令付差押					署 名	

備考 領置の場合は、領置調書に領置物件所有者の任意提出書を添えてください。

領 置
差 押 物 件 保 管 証
記録命令付差押

年 月 日						
所 属 岩手県徴税吏員 氏 名様						
保 管 者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)						
次のとおり、地方税法違反嫌疑事件に係る 領 置 差 押 物件は、封印のまま 記録命令付差押 確かに保管します。						
犯則 嫌疑 者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)					
領 置 ・ 差 押 ・ 記 録 命 令 付 差 押 物 件	番号	品 名 (名 称)	数 量 (個数)	物件所有者の住所 及び氏名	封印の方法 及び箇所数	摘 要

通 告 書

		第 号
		年 月 日
住 所（所在地）		
氏 名（名 称） 様		
岩手県知事 氏 名 印 （ 広域振興局長）		
次のとおり、地方税法第22条の28第1項の規定により通告します。この通告書の送達を受けた日から起算して20日以内に、次の金額を に納付することを命じます。		
なお、この通告書の送達を受けた日の翌日から起算して20日以内に納付しないときは、検察官に告発します。		
犯則 嫌疑者	住 所 （所 在 地）	
	氏 名 （名 称）	
犯則理由		
納付金額	罰 金 に 相 当 す る 金 額	
	処 分 に 要 し た 費 用	
	合 計	

備考 本文中の空欄には、納付場所である広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターの名称を記載してください。

通 知 書

第 号
年 月 日

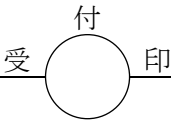
住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

岩手県知事 氏 名印
（ 広域振興局長）

地方税法違反嫌疑事件について調査したところ、犯則の事実がないものと認められますので、地方税法第22条の31の規定により通知します。

領置
差押物件保管通知書
記録命令付差押

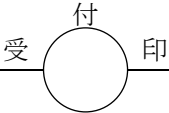
					第	号
					年	月 日
住所（所在地） 氏名（名 称）様						
所 属 岩手県徴税吏員 氏 名㊦						
領置 地方税法違反嫌疑事件に関する証拠物件として 差 押 え をした物件 記録命令付差押え を、次により保管させたので、地方税法施行令第6条の22の6第1項の規定により通知します。						
保 管 者	住 所 (所 在 地)					
	氏 名 (名 称)					
領置 差押えの日時 記録命令付差押え			年 月 日 時 分から 時 分			
領置 ・ 差押 ・ 記録命令付差押 物件	番号	品 名 (名 称)	数 量 (個数)	封印の方法及び箇所数	摘 要	



始 動 票 札 買 受 申 込 書 誤 表 示 額 還 付 請 求 書			
盛岡広域振興局長 様			年 月 日
次のとおり申込み請求します。			収納計器取扱人 住所（所在地） 氏名（名 称）
始 動 票 札	種 類	金 額	摘 要
	収納計器第1号器 ①	円	
	収納計器第2号器 ②		
	収納計器第3号器 ③		
	収納計器第4号器 ④		
	始動票札買受申込額 ①+②+③+④ ⑤		
誤 表 示 還 付 請 求 額 ⑥			
⑤-⑥ 差 引 計 ⑦			
前回までの取扱手数料交付基礎額 ⑧			
⑦+⑧ 取 扱 手 数 料 交 付 基 礎 額 ⑨			
始 動 票 札 取 扱 手 数 料	2億円以下の金額 $⑨ \times \frac{1.5}{100}$ ⑩		
	2億円を超え3億円以下の金額 $⑨ \times \frac{1.0}{100}$ ⑪		
	3億円を超え10億円以下の金額 $⑨ \times \frac{0.6}{100}$ ⑫		
	10億円を超え15億円以下の金額 $⑨ \times \frac{0.5}{100}$ ⑬		
	15億円を超える金額 $⑨ \times \frac{0.4}{100}$ ⑭		
	小 計 ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭ ⑮		
	$⑮ \times \frac{10}{100}$ ⑯		
	合 計 ⑮+⑯ ⑰		
	前 回 ま で の 交 付 額 ⑱		
	⑰-⑱ 差 引 交 付 額 ⑲		
⑦-⑲ 差 引 納 付 額			
上記のとおり受領しました。 年 月 日 盛岡広域振興局長 様 受領者 住所（所在地） 氏名（名 称）			

備考 誤表示による還付を請求するときは、誤表示であることを証する書類を添付してください。

(A 4)



収 納 計 器 使 用 実 績 報 告 書

年 月 日

盛岡広域振興局長 様

収納計器取扱人
住所（所在地）
氏名（名 称）

月分を次のとおり報告します。

収納計器別 実 績		第 1 号 器	第 2 号 器	第 3 号 器	第 4 号 器	計
前 月 末 累 計	① 押 印 金 額	円	円	円	円	円
	② 誤 表 示 額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
	①－② 差 引 正 当 額					
当 月 分	③ 押 印 金 額					
	④ 誤 表 示 額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
	③－④ 差 引 正 当 額					
計	⑤ 押 印 金 額					
	⑥ 誤 表 示 額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
	⑤－⑥ 差 引 正 当 額					

(表)

徴収引継書(個人の県民税用)	
第 年 月 日 号 市町村長 氏 名印 (広域振興局長) 広域振興局長 様 (市町村長) 地方税法第48条第3項本文の規定により、次のとおり個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収金について、 その徴収を引き受け 引き継ぎます。	
法第48条第1項の一定期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収の引継ぎをする徴収金	(別紙付表のとおり。) 件 円
摘要	

(A 4)

(裏)

- 備考 1 摘要欄には、徴収の引継ぎをする場合に、滞納処分を続行する分について必要な事項を記載してください。
- 2 付表については、滞納者又は納期限の異なるものごとに別欄とすること。
- 3 一定の期間終了後に行う徴収の引継ぎ時における付表には、県の徴税吏員が市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをする地方団体の徴収金に加え、県の徴税吏員が一定の期間終了後に滞納処分を続行する地方団体の徴収金についても、備考欄にその旨（記載例：「引き続き県が滞納処分を実施」等）を明示して記載してください。

(付表)

徴収 引受 書 付表(個人の県民税用)
引継

整 理 番 号	滞 納 者		年 度	期 別	納期限	督 促 状 発 付 年 月 日	税 額	延滞金	督 促 手 数 料	滞 納 処 分 費	摘 要
	住 所	氏 名									
					・ ・	・ ・	円	円	円	円	
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					

個人の県民税及び市町村民税の納付通知書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

広域振興局長 氏 名印

あなたが滞納している下記の個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金については、これまで 市町村において取り扱い、自主的に納税されるようお願いしておりましたが、いまだに納められない旨報告がありましたので、地方税法第48条の規定に基づき、 年 月 日以降引継ぎを受け、 年 月 日までの間当職が直接徴収することになりましたので通知します。

については 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

なお、この期日までに納められない場合は、滞納金の納付について全く誠意がないものと認め、財産差押処分を行うことになります。

記

整理番号	年 度	期 別	納期限	発付日	税 額	督 促 手数料	延滞金	滞納 処分費
			・ ・	・ ・	円	円	円	円
			・ ・	・ ・				
			・ ・	・ ・				
			・ ・	・ ・				
			・ ・	・ ・				
			・ ・	・ ・				
			・ ・	・ ・				

第 年 月 日

広域振興局長 様
岩手県県税条例第31条第1項（第2項）の規定により次のとおり報告します。

市町村長 氏 名印

※帳票区分		※入力区分		※月別		※整理番号									
区 分		本年度の課税分				課 税 額 ①	①のうち翌年度の歳入となる税額 ②	差引本年度の歳入となる税額 ①－② ③	前年度の課税分のうち本年度の歳入となる税額 ④	本年度の調定額 ③＋④ ⑤					
		納 税 義 務 者 数													
		均等割額のみ納付の者	所得割額のみ納付の者	均等割額と所得割額を納付の者	計										
県 民 税	当初又は前報告	(1)	人	人	人	人	円	円	円	円	円				
	増	(2)													
	減	(3)													
	差引計	(4)													
市 町 村 民 税	当初又は前報告	(5)													
	増	(6)													
	減	(7)													
	差引計	(8)													
合 計		(9)													
県民税の所得割額算定の基礎となった所得金額等	所 得 金 額	総所得、山林所得及び退職所得金額	(10)	千円		納 付 区 分		特定あん分率又は確定あん分率	(20)						
		土地等に係る事業所得等の金額	(11)			第1期	年 月 日	区 分		納 税 義 務 者 数	県 民 税 額				
		分離短期譲渡所得金額	(12)			第2期	年 月 日	普 通 徴 収 分	(21)	人	円				
		分離長期譲渡所得金額	(13)			第3期	年 月 日	特 別 徴 収 分	(22)						
		株式等に係る譲渡所得等の金額	(14)			第4期	年 月 日	計	(23)						
		上場株式等の配当等に係る配当所得の金額	(15)			摘 要									
		商品先物取引に係る雑所得等の金額	(16)												
		計 (10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)	(17)												
		所得控除額	(18)												
		課税標準額(17)－(18)	(19)												

備考1 ※印欄は、記載を要しません。
2 「県民税の所得割額算定の基礎となった所得金額等」、「普通徴収分」及び「特別徴収分」の項は、翌年度の歳入となる分を含めたものを記載してください。

個人の県民税の賦課に関する報告書

付
受印

年度（ 年 月分）
第 年 月 号 日

広域振興局長 様

岩手県県税条例第31条第3項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長 氏 名 印

※帳票区分			※入力区分			※月別			※整理番号								
区 分			納 税 義 務 者 数				分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額				摘 要						
			納入申告書の提出があったもの	更正又は決定したもの	普通徴収のもの	計	納入申告書の提出があったもの	更正又は決定したもの	普通徴収のもの	計							
県民税	前月末累計	(1)	人	人	人	人	円	円	円	円	所得割の対象となった退職金の支払金額						
	本 月 分	(2)															
	本月末累計(ア)	(3)															
市町村民税	前月末累計	(4)	人	人	人	人	円	円	円	円	納入申告書の提出があったもの	(8)	千円				
	本 月 分	(5)									更正又は決定したもの	(9)					
	本月末累計(イ)	(6)									普通徴収のもの	(10)					
総 額 (ア)+(イ)		(7)									計	(11)					

備考 1 ※印欄は、記載を要しません。
2 「所得割の対象となった退職金の支払金額」の欄は、報告月の月末累計を記載してください。

(分譲課税用)

付
受印

第 年 月 日
広域振興局長 様
市町村長 氏 名印
月分を次のとおり報告します。

※帳票区分		※入力区分		※整理番号						※会計年度				※月別				あん分率		ページ	
区 分					項番	年 度		収 入 済 額		①のうち過誤納額		②		差 引 正 当 額		③×あん分率		県民税相当額		不 納 欠 損 額	
								①		②		(①-②) ③		④							
税 額	現 年 課 税 分	前 月 末 累 計	1					円		円		円		円		円		円			
		本 月 分	2																		
		本 月 末 累 計	3																		
	滞 納 繰 越 分	前 月 末 累 計	4																		
		本 月 分	5																		
		本 月 末 累 計	6																		
		前 月 末 累 計	7																		
		本 月 分	8																		
		本 月 末 累 計	9																		
		前 月 末 累 計	10																		
		本 月 分	11																		
		本 月 末 累 計	12																		
		前 月 末 累 計	13																		
		本 月 分	14																		
		本 月 末 累 計	15																		
		前 月 末 累 計	16																		
		本 月 分	17																		
		本 月 末 累 計	18																		
		前 月 末 累 計	19																		
		本 月 分	20																		
		本 月 末 累 計	21																		
	小 計	前 月 末 累 計	22																		
		本 月 分	23																		
		本 月 末 累 計	24																		
延 滞 金	前 月 末 累 計	25																			
	本 月 分	26																			
	本 月 末 累 計	27																			
加 算 金	過 少 告 申	前 月 末 累 計	28																		
		本 月 分	29																		
		本 月 末 累 計	30																		
	不 申 告	前 月 末 累 計	31																		
		本 月 分	32																		
		本 月 末 累 計	33																		
	重	前 月 末 累 計	34																		
		本 月 分	35																		
		本 月 末 累 計	36																		
合 計	前 月 末 累 計	37																			
	本 月 分	38																			
	本 月 末 累 計	39																			
払 込 額			40					円													
摘 要																					

備考 1 ※印欄は、記載を要しません。
2 各年度の本月分県民税相当額は、本月末累計の差引正当額にあん分率を乗じて得た金額から前月末累計額を控除した額とする。

(A4)

年度個人の県民税（個人の市町村民税）の滞納状況に関する報告書

広域振興局長 様										第 号					
次のとおり報告します。										年 月 日					
										市町村長 氏 名 印					
区 分			賦 課 額			収 入 額	不 納 欠 損 額	滞 納 額			滞 納 額 の 内 訳				
			税 額	件 数	納税義務者数			税 額	件 数	納税義務者数	徴収猶予	換価の猶予	執行停止	財産差押	そ の 他
											税額(件数)	税額(件数)	税額(件数)	税額(件数)	税額(件数)
現年課税分		県 民 税	円			円	円	円			() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
		市町村民税													
滞 納 繰 越 分	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	年度分	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	小 計	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													
	合 計	県 民 税									()	()	()	()	()
		市町村民税													

備考 1 「件数」は、各期別ごとの件数を記載してください。
2 「財産差押」は、参加差押及び交付要求を含む滞納額を記載してください。

個人の県民税徴収取扱費計算書

付
受

印

第 年 月 号 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

岩手県県税条例第32条第1項の規定により、次のとおり報告します。

計 算 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで		
区 分		算出基礎	乗 率	金 額
納税義務者に係る徴収取扱費	7月末日又は11月末日の納税義務者の数 ①	人	1人につき 円× $\frac{1}{3}$	円
	3月末日の納税義務者の数 ②	人	1人につき 円	円
	市町村が①に基づき既に交付を受けた額の合計 ③			円
	今回分計（①又は②－③） ④			円
県に払い込んだ徴収金のうち市町村が還付し、又は充当した過誤納金額 ⑤		円	あん分率	円
市町村が支出した還付加算金額 ⑥		円		円
県民税の納期前納付に対し市町村が交付した報奨金 ⑦		円		円
県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又は充当した金額 ⑧				円
合 計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）				円
摘要				

備考1 ①から③までの項は、8月末日又は12月末日までに報告する場合にあっては①の項を、4月末日までに報告する場合にあっては②及び③の項を記載してください。

2 過年度の賦課決定の取消し（減額により税額が0となる場合を含む。以下同じ。）を行った場合には、①又は②の項に実数から当該取消しに係る人数を減じた数を、摘要欄に過年度の賦課決定の取消しにより実数から減じた旨及び当該取消しに係る人数を記載してください。

3 ⑤から⑦までの項に係る算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、徴収取扱費の交付を受ける時のあん分率によって算定してください。

4 乗率による計算により1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨ててください。

5 平成18年度以前の賦課決定に係る徴収金で県に払い込んだ金額がある場合は、当該金額に100分の7を乗じて得た金額を摘要欄に記載してください。

法 人 事 業 税 交 付 金 交 付 通 知 書

	第	号
	年	月 日
各市町村長 様		
岩手県知事 氏 名		
地方税法第72条の76の規定に基づき 年度第 期分 (年 月～		
年 月) の交付金を次のとおり交付します。		
<u>別紙交付金額一覧表のとおり</u>		
※ 交付日は 年 月 日です。		

年 月 日

様

広域振興局長 氏 名 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書

次の事業年度の中間（予定）申告につき、地方税法第53条第1項及び第72条の26第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により、次のとおり申告があったものとみなしましたので通知します。なお、納付税額は、同封の納付書により納付してください。

課税番号		申告書提出期限		通算親法人事業年度始期	
法人番号		延滞金起算日			

区 分		算定の基礎（前事業年度）		今回納付すべき額	
事 業 年 度		から まで	月数	から まで	
法 人 県民税	（使途秘匿金税額等に 係る法人税割額）	（ 円）	12	円	
	法 人 税 割 額	円			
	均 等 割 額	円	12		円
	合 計	円			円
法 人 事業税	所 得 割 額	円	12	円	
	付 加 価 値 割 額	円	12	円	
	資 本 割 額	円	12	円	
	収 入 割 額	円	12	円	
	合 計	円		円	
特別法人 事業税	所 得 割 額	円			
	収 入 割 額	円			
	合 計	円		円	
摘 要					

年 月 日

様

広域振興局長 氏 名 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書

次の事業年度の中間（予定）申告につき、地方税法第53条第1項及び第72条の26第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により、次のとおり申告があったものとみなしましたので通知します。確定申告書を提出するときは、この通知による県民税額、事業税額及び特別法人事業税額を控除して申告納付してください。

課税番号		申告書提出期限		通算親法人事業年度始期	
法人番号		延滞金起算日			

区 分		算定の基礎（前事業年度）			今回納付すべき額
事 業 年 度		から まで	月数	から まで	
法 人 県民税	（使途秘匿金税額等に 係る法人税割額） 法 人 税 割 額	（ 円）			
	均 等 割 額	円	12		円
	合 計	円			円
法 人 事業税	所 得 割 額	円	12		円
	付 加 価 値 割 額	円	12		円
	資 本 割 額	円	12		円
	収 入 割 額	円	12		円
	合 計	円			円
特別法人 事業税	所 得 割 額	円			
	収 入 割 額	円			
	合 計	円			円
摘 要					

年 月 日

様

広域振興局長 氏 名 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書

次の事業年度の中間（予定）申告につき、地方税法第53条第1項及び第72条の26第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により、次のとおり申告があったものとみなしましたので通知します。なお、納付税額は、同封の納付書により納付してください。

課税番号		申告書提出期限		通算親法人事業年度始期	
法人番号		延滞金起算日			

区 分		算定の基礎（前事業年度）		今回納付すべき額	
事 業 年 度		から まで	月数	から まで	
法 人 県民税	(使途秘匿金税額等 に係る法人税割額)	(円)	12	円	
	法 人 税 割 額	円			
	均 等 割 額	円	12	円	
	合 計	円		円	
法 人 事業税	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所 得 割 額	円	12	円
		付 加 価 値 割 額	円	12	円
		資 本 割 額	円	12	円
		収 入 割 額	円	12	円
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所 得 割 額	円	12	円
		付 加 価 値 割 額	円	12	円
		資 本 割 額	円	12	円
		収 入 割 額	円	12	円
	合 計		円		円
	特別法人 事業税	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割額	円		
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割額	円		
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割額	円		
合 計		円		円	
摘 要					

年 月 日

様

広域振興局長 氏 名 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書

次の事業年度の中間（予定）申告につき、地方税法第53条第1項及び第72条の26第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により、次のとおり申告があったものとみなしましたので通知します。確定申告書を提出するときは、この通知による県民税額、事業税額及び特別法人事業税額を控除して申告納付してください。

課税番号		申告書提出期限		通算親法人事業年度始期	
法人番号		延滞金起算日			

区 分			算定の基礎（前事業年度）		今回納付すべき額	
事 業 年 度			から まで	月数	から まで	
法 人 県民税	(使途秘匿金税額等 に係る法人税割額)		(円)			
	法 人 税 割 額		円	12	円	
	均 等 割 額		円	12	円	
	合 計		円		円	
法 人 事業税	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所 得 割 額	円	12	円	
		付 加 価 値 割 額	円	12	円	
		資 本 割 額	円	12	円	
		収 入 割 額	円	12	円	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所 得 割 額	円	12	円	
		付 加 価 値 割 額	円	12	円	
		資 本 割 額	円	12	円	
		収 入 割 額	円	12	円	
	合 計		円		円	
	特別法人 事業税	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割額		円		
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割額		円		
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割額		円		
合 計		円		円		
摘 要						

様

年 月 日

広域振興局長



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税更正・決定等通知書

次のとおり更正、決定、加算金決定したので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号				事業年度又は連結事業年度		から		まで			
法人番号				更正(決定)の理由							
指定納期限											
法人事業税						法人県民税					
摘要		課税標準		税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額		課標準額	法人税総額 ㉔	円		
所得割分	所得金額又は個別所得金額の総額 ①	円					課標準額	法人税総額 ㉔			
	本県分	年400万円以下の金額 ②				円		本県分 ㉕			
		年400万円を超え年800万円以下の金額 ③						本県分法人税割額 $\left(㉕ \times \frac{\quad}{100}\right)$ ㉖			
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 ④						道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉗			
		合②+③+④計 ⑤						税額控除超過額相当額の加算額 ㉘			
付加価値割	付加価値額総額 ⑥						外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ㉙				
	本県分 ⑦						外国の法人税等の額の控除額 ㉚				
資本割	資本金等の額総額 ⑧						仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉛				
	本県分 ⑨						利子割額の控除額 ㉜				
収入割	収入金額総額 ⑩						差引法人税割額 $㉔ - ㉗ + ㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛ - ㉜$ ㉝				
	本県分 ⑪						既に納付の確定した法人税割額 ㉞				
合計事業税額 ⑤ + ⑦ + ⑨ + ⑪ ⑫							租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉟				
改正法附則の控除額 ⑬				事業税の特定寄附金税額控除額 ⑭				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊱			
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑮								再差引法人税割額 $㉝ - ㉞ - ㉟ + ㊱$ ㊲			
既に納付の確定した事業税額 ⑯				租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑰				均等割額 ㊳			
差引事業税額 $⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰$ ⑱				⑱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ⑲				既に納付の確定した均等割額 ㊴			
⑱のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ⑳				納付すべき事業税額 $⑱ + ⑲ + ㉑$ ㉑				差引均等割額 $㊴ - ㊵$ ㊶			
特別法人事業税又は地方法人特別税						県民税額の合計額 $㉚ + ㉜$ ㊷					
摘要		課税標準		税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額		㉚のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㊸				
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉒		円			円		㊷のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㊹				
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉓							納付すべき県民税額 $㊷ + ㊸ + ㊹$ ㊺				
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉕		円		既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉖				利子割額 ㉜			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉗				差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 $㉒ - ㉕ - ㉖ - ㉗$ ㉘				還付利子割額 ㉞			
㉘のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉙				㉘のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㉚				分割基準	県民税	総数	
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 $㉘ + ㉙ + ㉚$				㉛					本県分		
加算金	区分	算定基礎となる税額	率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額	事業税1		総数		
	過少申告加算金(加重対象分)	円		円	円	円	本県分				
	不申告加算金(加重対象分) ㉜						事業税2		総数		
	重加算金 ㉝						本県分				
今回納付すべき総額 $㉑ + ㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞ - ㉟$					円		売上高	総数			
							軌道、鉄道				

(延滞金)

この通知書によって納付すべき不足税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記①の額と②の額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付してください。

ただし、地方税法第65条及び第72条の45の2の規定による納期限の延長の場合の延滞金並びに令和2年12月31日以前の期間に係る延滞金については、これと異なる割合が適用されます。

① 申告納付すべきであった納期限の翌日からこの更正(決定)による納期限までの期間(地方税法第56条第3項及び第4項並びに第72条の44第3項及び第4項の規定による控除期間を除く。)及びこの更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額

② この更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過した日以後

年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額

(注)「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(延滞金)

この通知書によって納付すべき不足税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記①の額と②の額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付してください。

ただし、地方税法第65条及び第72条の45の2の規定による納期限の延長の場合の延滞金並びに令和2年12月31日以前の期間に係る延滞金については、これと異なる割合が適用されます。

① 申告納付すべきであった納期限の翌日からこの更正(決定)による納期限までの期間(地方税法第56条第3項及び第4項並びに第72条の44第3項及び第4項の規定による控除期間を除く。)及びこの更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額

② この更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過した日以後

年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額

(注)「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

利 子 割 交 付 金 交 付 通 知 書

		第	号
		年	月 日
各市町村長 様			
		岩手県知事 氏	名
地方税法第71条の26の規定に基づき 年度第 期分 (年 月～			
年 月) の交付金を次のとおり交付します。			
<u>別紙交付金額一覧表のとおり</u>			
※ 交付日は 年 月 日です。			

(表)

付 印 営業所等設置等の届出書

受 付 印 広域振興局長 様		年 月 日										
特別徴収義務者・取扱営業所等 所在地 名 称												
利子割の申告納入について次のとおり届け出ます。												
届 出 事 由		1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種別の変更										
新 設 等 年 月 日		年 月 日				〔異動事由〕						
特別徴収 義務者・ 取扱営業 所等	所 在 地											
	営 業 所 等 の 名 称											
	特別徴収義務者番号 (金融機関共同コード)											
利 子 割 の 納 入 方 法	1 営業所等ごとに納入する 場合の利子等の種類		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19									
	2 本店等で一括納入する 場合の利子等の種類		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19									
	3 (一括 納入する) 特別徴収 義務者・ 取扱営業 所等	所 在 地										
		営 業 所 等 の 名 称										
		特別徴収義務者 番号 (金融機関 共同コード)										
摘 要												

記載に当たっては、裏面の記載上の注意をお読みください。

(裏)

記載上の注意

1 この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び収入種別の変更があった場合に提出してください。なお、届出は、本店又は本部から提出しても差し支えないものであること。

2 記載方法

利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号を○で囲んでください。

- 1 特定公社債以外の公社債の利子
- 2 銀行預金利子
- 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子
- 4 勤務先預金等の利子
- 5 合同運用信託の収益の分配
- 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配
- 7 郵便貯金利子
- 8 国外一般公社債等の利子等
- 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
- 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
- 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公社債以外のもの
- 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
- 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 14 定期積金の給付補てん金
- 15 掛金の給付補てん金
- 16 抵当証券の利息
- 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
- 18 外貨建預貯金等の為替差益
- 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

様

広域振興局長 

利子等に係る県民税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納入（納付）すべき額がある場合は、指定した納期限までに納入（納付）してください。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利子の種類							
更正（決定）の理由							
本税	区 分			課税標準額(円)		税 額(円)	
	更正（決定）額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過不足額 ① - ② ③						
加算金	区分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額(円)	既に納付の確定した額(円)	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重加算金						
申告書提出期限				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納入（納付）すべき額 ③ + ④			

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

配 当 割 交 付 金 交 付 通 知 書

		第	号
		年	月 日
各市町村長 様			
		岩手県知事 氏	名
地方税法第71条の47の規定に基づき 年度第 期分 (年 月～			
年 月) の交付金を次のとおり交付します。			
<u>別紙交付金額一覧表のとおり</u>			
※ 交付日は 年 月 日です。			

様

広域振興局長



特定配当等に係る県民税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納入（納付）すべき額がある場合は、指定した納期限までに納入（納付）してください。

法人番号		課税番号		支払年月		申告期限	
金融商品の種類							
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準額(円)		税 額(円)	
	更 正 （ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ① - ② ③						
加 算 金	区分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額(円)	既に納付の確定した額(円)	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出期限			加 算 金 計 ④				
指 定 納 期 限			納入（納付）すべき額 ③ + ④				

- この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

株式等譲渡所得割交付金交付通知書

	第	号
	年	月 日
各市町村長 様		
岩手県知事 氏 名		
地方税法第71条の67の規定に基づき 年度第 期分 (年 月～		
年 月) の交付金を次のとおり交付します。		
<u>別紙交付金額一覧表のとおり</u>		
※ 交付日は 年 月 日です。		

様

広域振興局長 印

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納入（納付）すべき額がある場合は、指定した納期限までに納入（納付）してください。

法人番号		課 税 番 号		支払年月		申告期限	
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準額(円)		税 額(円)	
	更 正 （ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ① - ② ③						
加 算 金	区分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額(円)	既に納付の確定した額(円)	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不 申 告 加 算 金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申 告 書 提 出 期 限			加 算 金 計 ④				
指 定 納 期 限			納入（納付）すべき額 ③ + ④				

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第150号ア

個人事業税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	

納付内訳			
区分			
税額		円	円
納期限			

	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			

年 月 日

広域振興局長



【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第150号イ

個人事業税納税通知書（口座振替用）

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税番号		所得年		納付内訳		
業種		課税年度		区分		
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額		税額	円	円
%	円	円		納期限		
%	円	円				
%	円	円				
		課税済額	減免額等	差引税額		
円		円	円	円		
課税の根拠						

<振替口座>

金融機関名			
預金種別		口座番号	

年 月 日

口座番号は一部非表示になっています。

広域振興局長



【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

年 月 日

様

広域振興局長 印

個人事業税減額通知書

次のとおり減額しましたので通知します。

課税年度		所得年				課税番号	
区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
					第一期	第二期	随時
確定税額 (1)	%	円	円	円	円	円	円
既確定額 (2)	%	円	円	円	円	円	円
差引税額 (1)－(2)	%	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由							

納め過ぎの税金がある方は、後日、還付又は充当します。

未納の税金がある方は、同封の納付書で納めてください。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

事業税に係る所得金額の分割通知書

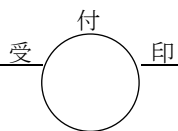
				第	号	
				年	月	日
都道府県知事				様		
				広域振興局長 氏		
				名 印		
地方税法第72条の54第3項の規定により、次のとおり通知します。						
納 税 義 務 者	住 所					
	氏 名					
事 業 の 種 類		事業期間	年 月 日から 年 月 日まで			
貴都道府県内の 事務所又は事業 所	所 在 地	名 称				
分 割 基 準			分 割 額			
総 人 員	貴 都 道 府 県 分	課 税 所 得 金 額	貴 都 道 府 県 分			
人	人	円	円			
摘						
要						

個人事業税に係る所得金額の分割決定通知書

				第	号	
				年	月	日
住 所						
氏 名				様		
				広域振興局長 氏		名 印
あなたの 年度に課税される所得金額を次のとおり決定したから通知します。						
事業の種類			事業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
都 道 府 県 名	分 割 基 準	課 税 所 得 金 額	摘 要			
	人	円				
合 計						
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

個人事業所得決定通知書

第 号				
年 月 日				
所在地 _____				
_____ 税務署長 様				
広域振興局長 氏 名 印				
地方税法第72条の58の規定により、次のとおり通知します。				
業 種	住 所	氏 名	課 税 所 得	決 定 年 月 日
			円	. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .



個人事業税減免申請書

年 月 日	申 請 者	住 所 (居 所)		
広域振興局長 様		フリガナ	(電話)	
		氏 名		
岩手県県税条例第52条第3項の規定により、次のとおり減免を申請します。				
年 度				
登 録 番 号				
事 業 の 種 類				
課 税 標 準 額	円			
納 付 す べ き 税 額	円			
減免を受けようとする税額	円			
納付すべき税額及び減免を受けようとする税額の内訳	納 期 区 分	納 期 限	納 付 す べ き 税 額	減免を受けようとする税額
	第 1 期 分	年 月 日	円	円
	第 2 期 分	年 月 日		
	随 時 分	年 月 日		
減免を受けようとする理由				
摘 要				

備考 罹災証明書等被害を証明するに足る書類を添付してください。

個人事業税減免 承認（不承認） 取 消 通知書			
住所（居所） 氏 名 様		第 年 月 日	
広域振興局長 氏 名印			
個人の事業税の減免について、岩手県県税条例第52条第1項又は第2項に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと） しないこととなった 取 消 します。			
課 税 年 度		整 理 番 号	
減 免 する 税 額 取 り 消 す	円		
減免する（取り消す）税額の内訳	納 期 区 分	減 免 す る 税 額 取 り 消 す	備 考
	第 1 期 分	円	
	第 2 期 分		
	随 時 分		
不承認（取消し）の理由			
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

法人事業税 特別法人事業税の申告納付期限の延長 地方法人特別税		承認（不承認） 取 消 更 通知書	
所在地 名 称		第 年 月 日 広域振興局長 氏 名印	
年 月 日付けで申請があった災害等による申告納付期限の延長について、次のとお 承認（不承認） り取 消 し します。 変 更			
承認 等 の 内 容	地方税法第72条の25第3項に該当するので、自 年 月 日の事業年度について、 第5項に該当しないので、至 年 月 日 月間延長することとする。 延長しないこととする。		
	地方税法第72条の25第2項に該当するので、自 年 月 日の事業年度について、 第4項に該当しないので、至 年 月 日 年 月 日まで延長することとする。 延長しないこととする。		
	地方税法施行令第24条の4第4項により、自 年 月 日の事業年度について、 第24条の4の3第1項 月間延長に変更することとする。 延長承認を取り消すこととする。		
不承認又は取消し等の理由			
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

事業税 法人 分の所得金額の更正に関する請求書
個人

第 年 月 日										
国税局長 (税務署長) 様										
岩手県知事 氏 名印 (広域振興局長)										
地方税法第72条の40第1項 第72条の50第3項の規定により次のとおり請求します。										
業 種	業	住 所 (所在地)	納税義務者氏名 〔 法人の場合は 法人の名称及 び代表者氏名 〕							
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号										
事 業 期 間 (事 業 年 度)		自 年 月 日 至 年 月 日	事業税の申告書の提出があった年月日				年 月 日			
事業税の申告 修正申告による所得金額			円				税務官署の更正、決定等により更正、決定した事業税の所得			円
請 求 の 区 分		更正、決定、再更正 (該当のものを○で囲む)				請求により更正、決定、再更正を求めようとする所得金額				円
更正、決定又は再更正の請求理由										
添 付 書 類										

備考1 更正、決定又は再更正の請求理由欄の記載例

- (1) 所得税の申告又は修正申告に係る不動産所得又は事業所得が過少であると認めている。
- (2) 所得税の更正又は決定に係る不動産所得又は事業所得が過少と認める。
- (3) 申告又は修正申告による法人事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準となった金額が過少と認められ、かつ、1年を経過した日までに法人税の更正又は決定が行われていない。
- (4) 申告書の提出期限までに法人事業税の申告書の提出がなく、かつ、申告期限1年を経過した日までに法人税の決定が行われていない。
- (5) 法人税の更正又は決定に係る課税標準となった金額が過少であると認められ、かつ、当該更正又は決定をした日から1年を経過した日までに法人税の更正が行われていない。

2 請求事由を証明するに足る実額調査書を添付してください。なお、法人の場合にあっては、当該実額調査書の写しに当該法人の決算書類を添付してください。

備考 新たに設立した法人にあつては、定款、寄附行為、規約又は規則の写し及び設立登記の登記事項証明書を添付してください。

個人の事業開始等申告書

付
受印

年 月 日

広域振興局長 様

住 所	郵便番号	
(ふりがな)	電話番号 ()	
氏 名		
個 人 番 号		
主たる事務所 又は事業所の 所 在 地	郵便番号	
(ふりがな)	電話番号 ()	
屋 号		

事業の開始等年月日	開 始 廃 止	
事 業 の 種 類		
他 県 の 事 務 所 (事 業 所)	名 称	所 在 地
関 与 税 理 士 氏 名	電話番号 ()	
摘要		

地方消費税交付金交付通知書

第 号
年 月 日

各市町村長 様

岩手県知事 氏 名

地方税法第72条の115第1項の規定により 年度第 期分（ 年 月～
年 月）の交付金を次のとおり交付します。

別紙交付金額一覧表のとおり

第 号

年 月 日

広域振興局長 氏 名 印

不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けであなたから申請がありましたが調査の結果次の事由により承認（不承認）することになりましたので通知します。

記

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 171 号ア

不動産取得税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数	不動産区分	取得原因	取得年月日	地目/用途	地積/床面積
									m ²
物件所在地									
取得持分									
課税の根拠									

価 格 等	控 除 額	課 税 標 準 額	既確定課税標準額	税 率	税 額	減 額
円	円	円	円	%	円	円
円	円	円	円	%	円	円

確 定 税 額	確定税額合計 (A)	既確定税額 (B)	差引税額 (A-B)	納付する税額
円	円	円	円	円
円				

納 期 限	
-------	--

年 月 日

広域振興局長 印

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

年 月 日

様

整理番号

不動産取得税納税通知書附表

別添の不動産取得税納税通知書により賦課した物件および共有者の明細は次のとおりです。

◇課税物件の明細

No.	物件所在地	地目/用途	地積/床面積 (㎡)	価格 (円)	取得原因	取得年月日	取得持分

◇共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	取得者間の割合

(注) 宅地及び宅地並評価土地等の取得の場合、納税通知書の「価格等」欄には、「附表の価格×1/2」の額を記載しています。

(注) 登記地目と現況地目が異なる場合、納税通知書及び附表の「地目」欄には、「現況地目」を記載しています。

様

広域振興局長 印

不動産取得税減額通知書

次のとおり減額しましたので通知します。

課 税 年 度	課税番号	不動産区分		取得持分	共有者数
物件所在地					
適用控除減額事由					
区分	課税標準額	税率	税額	減額	確定税額
確定額 (1)	円	%	円	円	円
既確定額 (2)	円	%	円	円	円
増減額 (1) - (2)	円	%	円	円	円

なお、この減額に伴い納め過ぎとなっている税金があるときは、後日、還付又は充当します。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

付
受 印

不動産取得税減免申請書														
年 月 日 広域振興局長 様	申 請 者	住 所 (所在地)	(電話)											
		フリガナ												
		氏 名 (名 称)												
		個人番号又は法人番号												
次に掲げる不動産の取得に係る不動産取得税の減免を申請します。 (次の該当する項目の記号を○で囲んでください。) ア 岩手県県税条例第66条第1項第1号(災害による代替不動産の取得) イ 岩手県県税条例第66条第1項第2号(災害により滅失し、又は損壊した不動産の取得) ウ 岩手県県税条例第66条第1項第1号(同条第2項の規定に基づき延長された期間内の災害による代替不動産の取得)														
年	度	納	期	限	課 税 標 準 額	税 額								
					円	円								
◎ここから下は該当する事項欄にのみ記載してください。														
滅失し、又は損壊した家屋	所 在 地				滅 失 又 は 損 壊 の 年 月 日									
					. . .									
	家 屋 番 号	種 類	地 積	床 面 積	価 格									
			㎡	㎡	円									
代替取得した家屋(ア又はウに該当する方は、記載してください。)	所 在 地				取 得 年 月 日									
					. . .									
	家 屋 番 号	種 類	地 積	床 面 積	価 格									
			㎡	㎡	円									
減免を受けようとする税額	円													
減免を受けようとする理由														
摘 要														

備考 この申請書を提出する方は、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 罹災証明書等被害を証明するに足る書類
- (2) 当該家屋の固定資産課税台帳に登録された価格を証明する書類

不動産取得税減免 承認（不承認） 取 消 通知書						
住所（所在地） 氏 名 様						第 年 月 日 号 日
広域振興局長 氏						名印
不動産取得税の減免について、次の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと）取 消 します。 ア 岩手県県税条例第66条第1項第1号（災害による代替不動産の取得） イ 岩手県県税条例第66条第1項第2号（災害により滅失し、又は損壊した不動産の取得） ウ 岩手県県税条例第66条第1項第1号（同条第2項の規定に基づき延長された期間内の災害による代替不動産の取得）						
年 度	納 期	限	課 税 標 準 額	税 額		
	・	・	円	円		
減免する 取 消 す 税額	円					
滅失し、又は損 壊した家屋	所 在 地			滅失又は損壊の年月日		
				・		
	家 屋 番 号	種 類	地 積	床 面 積	価 格	
			m ²	m ²	円	
代替取得した家 屋	所 在 地			取 得 年 月 日		
				・		
	家 屋 番 号	種 類	地 積	床 面 積	価 格	
			m ²	m ²	円	
不 承 認 （ 取 消 し ） の 理 由						
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

(表)

不 動 産 取 得 の 申 告 書

付

受

印

年 月 日

取得者

住所
(所在地)

フリガナ

氏 名
(名 称)

個人番号又は法人番号

(電話)

家屋の取得

所在地

家屋番号

種 類

構 造

床面積

取得年月日

取得事由

前所有者の住所及び氏名

土地の取得

所在地

地 目

地 積

用 途

取得年月日

登記年月日

取得事由

前所有者の住所及び氏名

摘要

備考 1 この申告書を提出する場合は、裏面の記載上の注意を参照の上、記載してください。

2 裏面の「課税にならない場合」の事例に該当するときは、摘要欄にその旨を記載し、その事実を証明するに足る書類を添付してください。

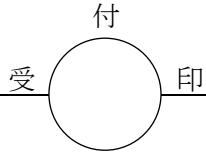
(裏)

記 載 上 の 注 意

- 1 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。
- 2 種類欄には、住宅、店舗併用住宅、事務所、工場、倉庫等詳しく記載してください。
- 3 構造欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び階数等詳しく記載してください。
- 4 取得年月日欄には、実際に取得した日（建築された家屋については、使用又は譲渡が行われた日）を記載してください。
- 5 取得事由欄には、新築、増築、改築、交換、贈与等詳しく記載してください。
- 6 地目欄には、住宅用宅地、それ以外の宅地、農地、山林、原野、雑種地等詳しく記載してください。
- 7 用途欄には、住宅用、店舗用、倉庫用、田畑等その用途を詳しく記載してください。

課 税 に な ら な い 場 合

- 1 土地改良法により……………土地改良事業の実施に伴う代替取得
- 2 土地区画整理法により……………土地区画整理事業の実施に伴う換地の取得
- 3 相続による取得



不動産（土地）の価格等の通知書

第 年 月 号 日

広域振興局長 様

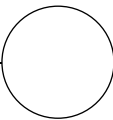
市町村長 氏 名 印

登記権利者 (取得者)	住 所 (所在地)											登記義務者 (前所有者)	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)												氏 名 (名 称)										
	個人番号又は法人番号																						
所 在 地			地 目	地 積 m ²		土地課税台帳登録 価格			登録年月日		取 得 年 月 日		持分等による 割合		取得 原因								
				m ²					. .		. .												
									. .		. .												
									. .		. .												
価格決定の参考となるべき事項				平成・令和 年における近傍類似土地_____の m ² 単価 _____ 円										資料番号									

備考 所在地欄には、登記簿上の「所在」及び「地番」を記載してください。

付

受



印

不動産（家屋）の価格等の通知書

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

登記権利者 (取得者)	住 所 (所在地)											登記義務者 (前所有者)	住 所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)												氏 名 (名 称)										
	個人番号又は法人番号																						
所 在 地		家屋番号	構 造		用 途		床 面 積 m ²	家屋課税台帳登録価格 円	登 年 月 日 録	取 年 月 日 得	持分等による割合	取得原因											
									・ ・	・ ・		売 贈 交 持 現											
									・ ・	・ ・													
									・ ・	・ ・													
価格決定の参考となるべき事項									資料番号														

備考 所在地欄には、登記簿上の「所在」及び「地番」を記載してください。

不 動 産 の 価 格 の 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

市町村長 様

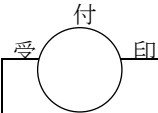
広域振興局長 氏 名 印

地方税法第73条の21第3項の規定によって次のとおり通知します。

所在地	家屋					土地		取得年月日	評点数	決定価格	所有者
	構造	用途	床面積			地目	地積				住所（所在地）及び氏名（名称）
			一階	二階	計						
			m ²	m ²	m ²		m ²	・	・	円	
								・	・		
								・	・		
								・	・		
								・	・		
								・	・		
								・	・		
								・	・		
								・	・		

備考 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。

- ☐ 不動産取得税の課税標準の特例を受けたい旨の申告書
- ☐ 不動産取得税の減額申告書（住宅用）
- ☐ 不動産取得税の還付申請書（住宅用）



年 月 日 広域振興局長 様	申告者又は申請者	住 所 (所 在 地)	(電 話)									
		フリガナ										
		氏 名 (名 称)										
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号										
		還付される税金の 受取りを希望する 預金口座（次のウ 又はオに該当する 方は記載してくだ さい。）	金 融 機 関 名									
			本 支 店 名									
			種 目	普通・当座								
			口 座 番 号									

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を適用してください。

（ア） 地方税法（以下「法」という。）第73条の14第1項（新築住宅等の取得）

（イ） 法第73条の14第3項（耐震基準適合既存住宅の取得）

イ 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税を減額してください。

（ア） 法第73条の24第1項（新築住宅の用に供する土地の取得）

（イ） 法第73条の24第2項（耐震基準適合既存住宅の用に供する土地の取得）

（ウ） 法第73条の24第3項（耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得）

ウ 次の規定の適用があることとなったので、条例第64条第1項の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

（ア） 法第73条の27第1項（新築住宅の用に供する土地の取得）

（イ） 法第73条の27第1項（耐震基準適合既存住宅の用に供する土地の取得）

（ウ） 法第73条の27第1項（耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得）

エ 法第73条の27の2第1項の規定の適用があるべき旨を申告しますので、耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税を減額してください。

オ 法第73条の27の2第1項の規定の適用があることとなったので、同条第3項の規定により耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

1 取得した不動産

土地	所在地	地目		積地		取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
				㎡		. .		
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
					㎡	. .		

2 減額又は還付に係る内訳（イからオまでのいずれかに該当する方は記載してください。）

(1) 新築した住宅等の内訳

家屋の明細	構 造	床 面 積 (a)	着 工 年 月 日	. .	土地の価格が150万円を超える場合の計算					
			完 成 年 月 日	住宅の区分	土 地 の 面 積 (b)	土地の価格 (c)	土地の1平 方メートル 当たりの価 格 (c)／(b) (d)	床面積の2 倍の面積 (a)×2 (e)	減額の基礎 となる額 (d)×(e)	
										取 得 年 月 日
		m ²		m ²	円	円	m ²	円		

(2) 減額又は還付を受けようとする税額等

年度	納 期 限	課 税 され た 税 額 ①	納 付 年 月 日	納 付 済 税 額 ②	差 引 未 納 税 額 ①－② ③	減 額 (免 除) と な る 税 額 ④	還 付 申 請 税 額 ④－③
	. .	円	. .	() 円	円	円	() 円

3 ア(ア)に該当する場合で、当該住宅の取得が増改築又は既に取得している住宅と一構となる住宅の新築による取得であるとき、当該住宅の内訳

床面積	取得年月日	取得事由
m ²	. .	

4 当該住宅に居住している事実（ア(イ)、イ(イ)又はエに該当する方は記載してください。）

当該住宅に住民票を移転した事実の有無	移転した・まだ移転していない
申告者の生年月日	・

- 備考 1 標題について、該当する申告書又は申請書の□に **㊞**印を付してください。
- 2 1の記載上の注意
- （1）所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記載してください。
- （2）地目欄には、住宅用宅地、それ以外の宅地、農地、山林、原野、雑種地等詳しく記載してください。
- （3）種類欄には、住宅、店舗併用住宅等詳しく記載してください。
- （4）構造欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び階数等詳しく記載してください。
- （5）取得年月日欄には、実際に取得した日（建築された家屋については、使用又は譲渡が行われた日）を記載してください。
- （6）取得事由欄には、新築、増築、改築、交換、贈与等詳しく記載してください。
- 3 2（2）の納付済税額及び還付申請税額の欄の括弧内には、本税に附帯する徴収金を記載してください。
- 4 この申請書を提出する場合は、該当事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

不動産取得税の減額申告書

付
受印

年 月 日

申請者

住所
(所在地)

フリガナ

氏名
(名称)

個人番号又は法人番号

(電話)

広域振興局長 様

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。
ア 地方税法（以下「法」という。）第73条の27の3第1項（被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減額）
イ 法附則第11条の4第1項（心身障害者を多数雇用する事業主の事業用施設の取得に係る不動産取得税の減額）
ウ 法附則第11条の4第4項（住宅性能向上改修住宅の取得に係る不動産取得税の減額）
エ 法附則第11条の4第6項（特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減額）

1 取得した不動産

土地	所在地	地目		地積		取得年月日
				㎡		. .
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日
					㎡	. .

2 減額を受けようとする税額等

年度	納期限	税額	備考
	. .	円	

3 被収用不動産等の内訳（アに該当する方は、記載してください。）

収 用、 譲 渡 年 月 日	公 共 事 業 施 行 者	収用され、又は譲渡した不動産等の明細						
		土	所 在 地		地 目		地 積	
・ ・		地					㎡	
		家 屋	所 在 地		家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
								㎡

4 支給を受けた助成金の額等（イに該当する方は、記載してください。）

助成金の額	施設を事業の用に供した期間
円	. . から . . まで

5 住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した事実（ウに該当する方は、記載してください。）

住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した年月日	. .
住宅性能向上改修住宅の譲渡を受けた個人が当該住宅を居住の用に供した年月日	. .

6 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡した事実（エに該当する方は、記載してください。）

特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡した年月日	. .
------------------------------------	-----

特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡を受けた個人が当該住宅を居住の用に供した年月日	. .
---	--------------------------

備考 1 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。

2 この申請書を提出する場合は、該当事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

不動産取得税の徴収猶予に関する申告書

付
受
印

年 月 日

広域振興局長 様

取得者
又は申
告者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
(名 称)

個人番号又は
法人番号

(電話)

岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。

ア 地方税法（以下「法」という。）第73条の25第1項（住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

イ 法第73条の27の2第2項（耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ウ 法第73条の27の3第2項（被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

エ 法第73条の27の4第2項（譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

オ 法第73条の27の5第2項（再開発会社の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

カ 法第73条の27の6第2項（農地中間管理機構の農地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

キ 法第73条の27の7第2項（土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ク 法附則第11条の4第2項（心身障害者を多数雇用する事業主の事業用施設の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ケ 法附則第11条の4第5項（住宅性能向上改修住宅の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

コ 法附則第11条の4第7項（特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

土地	所在地	地目	地積	用途	取得年月日	登記年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
			m ²					
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
					m ²			

徴収猶予を受けようとする税額等

年 度	納 期 限	税 額	徴収猶予を受けようとする期間
	・ ・	円	・ ・ から ・ ・ まで

◎ここから下は該当する事項欄にのみ記載してください。

ア 住宅の用に供する土地の取得
イ 耐震基準不適合既存住宅の取得

新 築（取得）予 定 の 住 宅					
着工予定年月日	・ ・	構 造		床 面 積	m ²
完成予定年月日	・ ・				
取得予定年月日	・ ・				

エ 譲渡担保財産の取得

設 定 者	設定者に移転する予定年月日
	・ ・

オ 再開発会社の取得
カ 農地中間管理機構等の農地の取得
キ 土地改良区の換地の取得

譲 渡 予 定 年 月 日	譲受予定者の氏名又は名称
・ ・	

ク 支給を受けた助成金の額等

助 成 金 の 額	施 設 を 事 業 の 用 に 供 す る 期 間
円	・ ・ から ・ ・ まで

ウ 被収用不動産等の取得

収用、譲渡予定年月日		公共事業施行予定者			
・		・			
収用され、又は譲渡した不動産の明細					
土 地	所 在 地	地 目		地 積	
				㎡	
家 屋	所 在 地	家屋番号	種類	構造	床面積
					㎡

- ケ 住宅性能向上改修住宅の取得
- コ 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の取得

譲 渡 予 定 の 住 宅					
着 工 予 定 年 月 日	・ ・	完 成 予 定 年 月 日	・ ・	譲 渡 予 定 年 月 日	・ ・
構 造			床 面 積	m ²	
譲 渡 予 定 の 土 地					
譲 渡 予 定 面 積	m ²		譲 渡 予 定 年 月 日	・ ・	

備考 所在地欄には、土地にあっては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあっては登記簿上の「所在」を記入してください。

不動産取得税徴収猶予承認（不承認）
取消通知書

住所 (所在地)						第 年 月 日	
氏名 (名 称) 様						広域振興局長 氏 名 印	
年 月 日 付けで申告のあった不動産取得税の徴収猶予について、次のとおり承認（承認しないことと）したので通知します。 取消 記							
1 税 額 等							
年 度	課税標準額	税 額	納 期 限	徴収猶予税額	徴収猶予期限		
	円	円	. .	円	. .		
2 対象不動産							
土 地	所 在 地	地 目		積		取得（設定）年月日	
				㎡		. .	
家 屋	所 在 地	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	取得（設定）年月日	
					㎡	. .	
3 該 当 条 項							
条 項							
不取 承認消 の理由							
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						

備考 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。（A4）

不 動 産 取 得 税 の 還 付 申 請 書

受 付 印

年 月 日

広域振興局長 様

申 請 者

住 所
(所在地)

フリガナ

氏 名
(名 称)

個人番号又は法人番号

金 融 機 関 名

本 支 店 名

種 目

口 座 番 号

(電話)

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。
ア 地方税法（以下「法」という。）第73条の27の3第1項（被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の還付）
イ 法第73条の27の4第4項（譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の還付）
ウ 法第73条の27の5第2項（再開発会社の取得に係る不動産取得税の還付）
エ 法第73条の27の6第3項（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に係る不動産取得税の還付）
オ 法第73条の27の7第2項（土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の還付）
カ 法第73条の2第8項（附帯設備に係る不動産取得税の還付）
キ 法附則第11条の4第2項（心身障害者を多数雇用する事業主の事業用施設の取得に係る不動産取得税の還付）
ク 法附則第11条の4第5項（住宅性能向上改修住宅の取得に係る不動産取得税の還付）
ケ 法附則第11条の4第7項（特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付）

年 度	納 期 限	課税された 税額 ①	納 付 年 月 日	納付済税額 ②	差引未納税額 ①－② ③	減額(免除)と なる税額 ④	還付申請税額 ④－③
	・ ・	円	・ ・	() 円	円	円	() 円
土 地	所 在 地	地 目		地 積		取得(設定)年月日	
				㎡		・ ・	
家 屋	所 在 地	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	取得(設定)年月日	
					㎡	・ ・	

◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。

ア 被収用不動産等

収用、譲渡年月 日	公 共 事 業 施 行者	収 用 さ れ、又 は 譲 渡 し た 不 動 産 の 明 細					
・ ・		土 地	所 在 地	地 目	地 積		
					㎡		
		家 屋	所 在 地	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
							㎡

イ 譲渡担保財産の取得

設 定 者	設定者に移転した年月日
	・ ・

ウ 再開発会社の取得
エ 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得
オ 土地改良区の換地の取得

譲 渡 年 月 日	譲受者氏名又は 名 称
・ ・	

カ 附帯設備の取得

附 帯 設 備 の 取 得 者	主体構造の価格	附帯設備の価格
住所（所在地） 氏名（名 称）	円	円

キ 支給を受けた助成金の額等

助 成 金 の 額	施設を事業の用に供した期間
円	・ ・ から ・ ・ まで

ク 住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡とした事実（クに該当する方は、記載してください。）

住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡した年月日	・ ・
住宅性能向上改修住宅の譲渡を受けた個人が当該住宅を居住の用に供した年月日	・ ・

ケ 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡した事実（ケに該当する方は、記載してください。）

特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡した年月日	・ ・
特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡を受けた個人が当該住宅を居住の用に供した年月日	・ ・

備考 1 この申請書を提出する場合は、当該事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

- 2 所在地欄には、土地にあっては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあっては登記簿上の「所在」を記入してください。
- 3 納付済税額及び還付申請税額の欄の括弧には、本税に附帯する徴収金を記載してください。

（A 4）

不動産取得税の課税免除申請書

付
受印

年 月 日

広域振興局長 様

申請者

住所
(所在地)

(電話)

フリガナ

氏 名
(名 称)

個人番号又は法人番号

ア 取得した不動産							
土地	所在地	地 目	地 積	用 途	取得年月日	取 得 の 原 因	
			m ²		. .		
			m ²		. .		
家屋	所在地	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	取得年月日	取得の原因
					m ²	. .	
					m ²	. .	
イ 課税免除を受けようとする不動産							
土地	所在地	地 目	地 積	用 途	取得年月日	取 得 の 原 因	
			m ²		. .		
			m ²		. .		
家屋	所在地	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	取得年月日	取得の原因
					m ²	. .	
					m ²	. .	
事由							

備考 1 所在地欄には、土地にあっては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあっては登記簿上の「所在」を記入してください。

2 ア欄には、新たに取得した不動産全部について記載してください。ただし、取得した不動産全部が課税免除されるべき場合は、ア欄の記載を省略し、イ欄にのみ記載してください。

3 この申請書を提出する方は、当該申請事由により、次の書類を添付してください。

ア 当該不動産の取得が公民館又は公民館に類似する施設として専ら本来の用に供するためのものであることを証する書類

イ 港湾整備事業又は地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地若しくは流通業務団地の造成事業のために取得したものであることを証する書類

ウ 法人の出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体から出資又は拠出されていることを証する書類及び当該不動産の取得が法人の本来の業務のために譲渡する目的によるものであることを証する書類

不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除申告書

付
受 印

年 月 日 広域振興局長 様	申請者	住 所 (所在地)	(電話)											
		フリガナ												
		氏 名 (名称)												
		個人番号又は法人番号												

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

- ア 地方税法（以下「法」という。）第73条の27の4第1項（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- イ 法第73条の27の5第1項（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- ウ 法第73条の27の6第1項（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- エ 法第73条の27の7第1項（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）

土地	所 在 地	地 目		地 積	取 得 （ 設 定 ） 年 月 日	
				m ²	. .	
家屋	所 在 地	家屋番号	種 類	構 造	床面積	取得(設定)年月日
					m ²	. .

免除を受けようとする税額

年 度	納 期 限	税 額	摘 要
	. .	円	

◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。

ア 譲渡担保財産の取得

設 定 者	設 定 者 に 移 転 し た 年 月 日	摘 要
	. .	

イ 再開発会社の取得

ウ 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得

エ 土地改良区の換地の取得

譲 渡 年 月 日	譲 渡 者 氏 名 又 は 名 称	摘 要
. .		

備考1 所在地欄には、土地にあっては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあっては登記簿上の「所在」を記入してください。

2 この申告書を提出する場合は、該当事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

(A4)

不 動 産 取 得 税 免 除 申 請 書

付
受印

年 月 日

広域振興局長 様

申請者

住 所
(所在地)

(電話)

フリガナ

氏 名
(名 称)

個人番号又は法人番号

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。
ア 岩手県県税条例附則第17条（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地交換に係る不動産取得税の免除）
イ 岩手県県税条例附則第18条（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）

1 取得した不動産

土地	所 在 地	地 目		積 地		取得年月日
				㎡		. .
家屋	所 在 地	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	取得年月日
					㎡	. .

2 免除又は減免を受けようとする税額等

年 度	納 期 限	税 額	備 考
	. .	円	

3 被災関連市町村に譲渡した土地（アに該当する方は、記載してください。）

所 在 地	地 目	地 積	取得年月日
		m ²	. .

4 被収用不動産等の内訳（イに該当する方は、記載してください。）

収用、譲渡等 年 月 日	公 共 事 業 施 行 者	収用され、又は譲渡した不動産等の明細					
		土 地	所 在 地	地 目		地 積	
・ ・		地				㎡	
			家 屋	所 在 地	家 屋 番 号	種 類	構 造
							㎡

備考 1 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。
2 この申請書を提出する場合は、該当事項の適用を受けるに足る証明書類（アの場合にあつては市町村の証明書、イの場合にあつては該当事実を証明する書類等）を添付してください。

様式第 185 号

専 有 部 分 の 床 面 積 の 割 合 の 補 正 方 法 の 申 出 書						
年 月 日 広域振興局長 様	家屋の所在地					
	種類		構造		延床面積	
	申出代表者	住 所 （ 所 在 地 ）				
		氏 名 （ 名 称 ）				
		個人番号（法人番号）				
		電 話 番 号		()		
居住用超高層建築物の区分所有者全員による協議の上、専有部分の床面積の割合の補正方法を下記のとおり定めたので岩手県県税条例第55条の規定により申し出ます。 記						
住（居）所（所在地）	取得年月日	補正した専有部分 の床面積の割合	補正の方法	補正後 の割合		
氏 名 （ 名 称 ）						
(代表者)	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
計		1.00		1.00		
名						
注 1 「補正の方法」欄は、専有部分の床面積の割合に乗すべき数値その他を具体的に記入してください。 2 この申出書には補正の方法について、全員の協議が成立したことを証明する書類（規約、協議書等）を添付してください。 3 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付してください。						

県たばこ税の納期限の延長承認通知書					
第 年 月 日 号					
住所（所在地） 氏名（名 称） 様					
広域振興局長 氏 名 印					
年 月 日付けで申請があった県たばこ税の納期限の延長について、次のとおり承認しないことと認めたので通知します。					
承認・不承認事項	年	度	期	別	納 期 限
					年 月 日
	延 長 納 期 限			年 月 日	
	不承認の理由				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

第 号
年 月 日

都道府県知事 様

広域振興局長 印

製造たばこの売渡し数量等の通知書

地方税法第74条の19第2項の規定により、次のとおり通知します。

申告者	住所 (所在地)		事業者コード								
	氏名 (名称)		年 月 分								
申告者が卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡した製造たばこの数量及び小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこの数量											その他必要と認める事項
卸売販売業者等の氏名又は名称			数量								
			卸売販売用	小売販売用							
			本	本							
申告者が卸売販売業者等から買い受けた製造たばこの数量											
卸売販売業者等の氏名又は名称			数量								
申告者が小売販売業者若しくは卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの都道府県ごとの数量											
都道府県名			数量								

様

広域振興局長 印

県たばこ税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号				事業者番号			
課税対象年月				申告書提出期限			
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準 (本)	税 額 (円)		
	更正（決定）額 ①	製造たばこ					
		旧3級品					
	既に納付・還付の確定した額 ②						
	過不足額①－② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	加算金額 (円)	既に納付の 確定した額 (円)	過不足額 (円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重加算金						
申告書提出年月日				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納 付 す べ き 額 ③＋④		円	

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県 税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け 取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ゴルフ場利用税の等級決定通知書				
第 年 月 日 号				
特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名 称） 様				
広域振興局長 氏 名 印				
次のとおり、岩手県県税条例施行規則第 条の規定によって等級を決定変更したので通知します。				
経営場所	所 在 地			
	名 称		ホール数	
等 級	級	この等級の適用始期 年 月 日	1 人 1 日 当 たりの税額	円
摘 要				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

ゴルフ場利用税に係る廃業（証票の紛失）申告（届出）書
 証票の返納（証票の破損、汚損）

付
 受印

年 月 日 広域振興局長 様		特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所在地)													
			氏 名 (名称)													
			個人番号又は法人番号													
経 営 場 所	名 称			所 在 地												
次に該当する番号を○で囲み、その欄に記載してください。																
1 廃 業	廃業年月日	年 月 日														
	証 票	第 号														
2 紛 失	紛失年月日	年 月 日														
	証 票	第 号														
3 破 損 汚 損	証 票	年 月 日														
※ 調査確認 事 項																
備 考	1 ※印欄は、記載を要しません。 2 破損又は汚損の場合は、証票を添付してください。															

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者指定通知書

		第	号
		年	月 日
住所（所在地）			
氏名（名 称） 様			
広域振興局長 氏 名 印			
岩手県県税条例第73条及び岩手県県税条例施行規則第 条第 項の規定により、次のゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定したので通知します。			
なお、ゴルフ場の開設の日の5日前までに同条例第77条第1項の規定によるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録をしてください。			
経営場所	所 在 地		
	名 称		
理 由			
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		

ゴルフ場利用税交付金交付通知書

		第	号
		年	月 日
市町村長 様			
		広域振興局長 氏	名
地方税法第103条の規定により、 年 月において交付すべきゴルフ場利用税交付金を次のとおり交付します。			
円			

(A 4)

ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨の申出書				
利用者	住 所		利用 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
非課税の該当事項	ア 年齢18歳未満又は70歳以上の者	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	イ 障 害 者	手帳番号等	手帳等の種類 手 帳 番 号 等	
	ウ 国民体育大会に参加する選手	国民体育大会の主 催者及び名称	主 催 者 名 称	
	エ 学生・生徒・児童	学 校 名 及 び 利 用 者 数	学 校 名 利 用 者 数 人	
上記のとおり、ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨を申し出ます。				
年 月 日				
特別徴収義務者 様				
備考1 ア又はイに該当する方は、この申出書を提出する際に、当該非課税に該当することを証する書類を提示してください。				
2 ウ又はエに該当する方は、この申出書を提出する際に、当該非課税に該当することを証する書類を提出してください。				

特例税率適用ゴルフ場の指定申請書

付
受
印

年 月 日

申請者

住所（所在地）

フリガナ

氏名（名称）

個人番号又は法人番号

経営場所

所在地

名称

電話

広域振興局長 様

利用料金の 軽減の 状況	区分		通常の利用料金⑦			軽減利用料金⑧			軽減率⑦-⑧ ⑦			実施（予定） 年月日	摘要
			非会員	会員		非会員	会員		非会員	会員			
	無記名	個人		無記名	個人		無記名	個人		無記名	個人		
	年齢65歳以上70歳未満の者	平日	円	円	円	円	円	円	%	%	%	・ ・	
土曜日		円	円	円	円	円	%	%	%				
日曜祭日		円	円	円	円	円	%	%	%				
岩手県県税条例第71条第1項第2号に規定する競技会等に参加する選手	平日	円	円	円	円	円	円	%	%	%	・ ・		
	土曜日	円	円	円	円	円	%	%	%				
	日曜祭日	円	円	円	円	円	%	%	%				
早朝・薄暮の利用者	平日	円	円	円	円	円	円	%	%	%	・ ・		
	土曜日	円	円	円	円	円	%	%	%				
	日曜祭日	円	円	円	円	円	%	%	%				

備考1

通常の利用料金欄には登録してある利用料金を、軽減利用料金欄には軽減後の利用料金を記載してください。

2

早朝・薄暮の利用者に利用料金を軽減している場合は、その軽減の条件を摘要欄に記載してください。

特例税率適用ゴルフ場の指定（取消）通知書				
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称) 様				第 年 月 日
				第 年 月 日
次のとおり指定取消しをしたので通知します。				
特例税率適用ゴルフ場（経営場所）	所在地			
	名 称			
特例税率の適用となる利用				
特 例 税 率	円	適用（取消）年月日	年 月 日	
適 用 条 項	岩手県県税条例第71条第1項			
取 消 し の 事 由				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

付
受 印

年 月 日 広域振興局長 様			特別徴収義務者	住 所 (所在地)	(電話)														
				フリガナ															
				氏 名 (名 称)															
			個人番号又は法人番号																
※ 発信年月日				経営場所															
通信日付印		確認印																	
等 級	級	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間																
利用者の区分			利用人員 ①	税 率 ②				税 額 ①×②											
通常 の 税 率 の 利 用 者			人	円				円											
特例税率の利用者	年 齢 6 5 歳 以 上 7 0 歳 未 満 の 者																		
	岩手県県税条例第71条第1項第2号に規定する競技会等に参加する選手																		
	早 朝 ・ 薄 暮 の 利 用 者																		
合 計																			

非課税	年 齢 1 8 歳 未 満 の 者			
	年 齢 7 0 歳 以 上 の 者			
	障 害 者			
	国民スポーツ大会等に参加する選手			
	学 生 ・ 生 徒 ・ 児 童			
合 計				

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書（登録票）
の納税者としての申告書

付
受印

年 月 日
広域振興局長 様

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	経営上 の地位	個人番号又は法人番号												※ 番 号	
	(電話)															第 号	
	(電話)															※ 証 票	
	(電話)															番 号	

※ 当初の調査決定事項	適用税率 調査内容	施設概要	経 営 場 所		名 称	電 話	交付	. .		
			開 業 年 月 日		開 設 年 月 日 (期 間)		受領印			
			ホール数			所在する 市町村ごとの面積	市町村		返納	
			ホール間の 平均距離	コースの延長	平 均 距 離		市町村			
							市町村			
							市町村			
			利 用 料 金		利 用 料 金 以 外 金					
納 税 管 理 人 住 所 氏 名				申 請 者 と の 関 係						

※ 登録事項の変更等	年 月 日	記 事	※ 税率決定事項	年 月 日	適 用 税 率 (等 級)	摘 要
	. .			. .		
	. .			. .		
	. .			. .		
	. .			. .		
	. .			. .		

様

広域振興局長 印

ゴルフ場利用税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納入（納付）すべき額がある場合は、指定した納期限までに納入（納付）してください。

課税番号		課税対象年月		登録番号								
更正（決定）の理由												
本 税	区 分		更正（決定）による額等		既に納入（納付）の確定した額等		過不足額等					
	利用人員 (人)											
	税 額 (円)						①					
			税 額 内 訳									
	今 回 分	等 級										
		利用人員 (人)										
		税 額 (円)										
	既 確 定 分	等 級										
		利用人員 (人)										
		税 額 (円)										
加 算 金	区 分		算定基礎となる税額		率 (/100)		加算金額		既に納付の確定した額		過不足額	
	過少申告加算金 (円) (加重対象分)										② ③	
	不申告加算金 (円) (加重対象分)										④ ⑤	
	重加算金 (円)										⑥	
申告書提出期限		申告書提出年月日		指定納期限		納入（納付）すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥		円				

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書	
	第 _____ 号 年 月 日
住所（所在地）_____	
氏名（名 称）_____様	
広域振興局長 氏 _____ 名印	
岩手県県税条例第84条第1項及び岩手県県税条例施行規則第81条第1項の規定により、次の事務所又は事業所に係る軽油引取税の特別徴収義務者としてあなたを指定したので、通知します。 1 事務所又は事業所の所在地 2 事務所又は事業所の名称	
理 由	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

軽油引取税に係る証票の紛失届出書
破損、汚損

付 受  印 年 月 日 広域振興局長 様		特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所在地)												
			氏 名 (名 称)												
			個人番号又 は法人番号												
事務所又 は事業所	所 在 地		名 称												
			電話												
事 由															
紛失した特別徴収義務者の証票 破損、汚損			第 号												
※ 参 考 事 項															

備考 1 ※印欄は、記載を要しません。

2 破損又は汚損の場合は、証票を添付してください。

還付承認（不承認）通知書
軽油引取税 納入義務免除

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名 称） 様

広域振興局長 氏 名印

年 月 日付けで申請のあった岩手県県税条例第91条の軽油引取税 還付 納入義務免除 について、次のとおり

承認したので通知します。
不承認

なお、還付については、後日お知らせします。

還 付 金 額 納入義務免除			円		
月別	申告税額	還付又は納入義務 免除すべき税額	差引税額	既に納付した税 額	還付すべき税額又 は納付すべき税額
	円	円	円	円	円
不 承 認 の 理 由					
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

受 付 印

○

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）

※登 録 番 号

年 月 日

広域振興局長様

特別徴収義務者

元売業者として指定
特約業者

された年月日

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

個人番号又は法人番号

付 記

販売契約を締結している元売業者

所 在 地

名 称

付 記

事務所又は事業所（給油所）の概要

所 在 地

名 称

代表者の氏名

軽油等の貯蔵設備の概要

営業開始年月日

※証票番号

受領印

付 記

上記以外の貯蔵設備の概要

所 在 地

名 称

軽油等の貯蔵設備の概要

貯蔵開始年月日

付 記

備考 1 ※印欄は、記載を要しません。

2 登録事項の変更を申請する場合は、該当欄に記入し、その理由を付記欄に記載してください。

(A4)

(裏)

引渡しに係る軽油 の納入地	納入の開始日	納入地		納入を受ける者		付記
		所在地	名称	住所(所在地)	氏名(名称)	
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
※摘要						

備考 ※印欄は、記載を要しません。

軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書

付
受 印

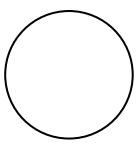
年 月 日 広域振興局長 様	特別徴収義務者	住 所 (所在地)												
		氏 名 (名 称)												
		個人番号又は法人番号												
岩手県県税条例第85条第4項の規定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消除を申請します。														
登 録 番 号			登録年月日	年 月 日										
事 由														
※ 摘 要														

備考 ※印欄は、記載を要しません。

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書
登録取消

第 号	
年 月 日	
住所（所在地）	
氏名（名 称） 様	
広域振興局長 氏 名印	
地方税法第144条の15第 項の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録をしたので 登録の取消 通知します。	
登録取消 年 月 日	年 月 日
登録 番 号	
事 由	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

軽油の返還届出書

受 付 印  年 月 日		特別徴収 義 務 者		住 所 (所在地)													
氏 名 (名 称)																	
個人番号又は法人番号																	
広域振興局長 様		事務所又は事業所		所 在 地													
				名 称													
返還があった年月日及びその数量		年 月 日															
		リットル															
返還になった軽油を売り渡した年月日及びその売渡数量		年 月 日															
		リットル															
返還した者の住所及び氏名																	
販売契約の解除年月日及び解除事由		年 月 日															
摘 要	添付書類（上記事実を証明する関係書類）																

受付印

軽油引取税還付申請書

納入義務免除

年 月 日 広域振興局長 様	特 別 徴 収 者 義 務 者	住 所 (所在地)	(電話)												
		フリガナ													
		氏 名 (名 称)													
		個人番号又は法人番号													
		還付される税金の受取りを希望する預金口座	金融機関名												
			本支店名												
			種 目	普通・当座											
			口座番号												
		事 務 所 又 は 事 業 所	所 在 地												
			名 称												

次の該当する項目の記号を○で囲み、○で囲んだ記号の欄にのみ記載してください。

ア 岩手県県税条例第92条第2項（引取りを行った軽油を販売契約の解除により返還した場合における還付申請）

イ 岩手県県税条例第93条第3項（免税軽油以外の軽油の引取り後当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における還付、納入義務免除の申請）

ア の 場 合	申 請 税 額				円						
	内 訳	年 度	月 別	既申告、既更正又は決定額 (ア)	納入済税額 (イ)	納入年月日	差引未納税額 (ア)－(イ) (ウ)	免税承認になった軽油の数量 (エ)	$(1 - \frac{1}{100}) \times \frac{0.3}{(1 - \frac{1}{100})}$ (エ) × (オ)	減額となる税額 (カ)	還付申請税額 (カ)－(ウ)
				円	円	・ ・	円	リットル	リットル	円	円
						・ ・					
						・ ・					
	解 除 さ れ た 販 売 契 約 の 明 細										
	返 還 が あ っ た 年 月 日					年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	返 還 に な っ た 軽 油 の 数 量					リットル		リットル		リットル	
	返還になった軽油を売り渡した年月日					年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	同 日 の 売 渡 し 総 数 量					リットル		リットル		リットル	
	返 還 し た 者 の 住 所 及 び 氏 名										
	販 売 契 約 の 解 除 年 月 日 及 び そ の 理 由					年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	添 付 書 類					上記の事実を証明する関係書類					

イ の 場 合	申 請 税 額				円						
	内 訳	年 度	月 別	既申告、既更正又は決定額 (ア)	納入済税額 (イ)	納入年月日	差引未納税額 (ア)－(イ) (ウ)	免税承認になった軽油の数量 (エ)	$(1 - \frac{1}{100}) \times \frac{0.3}{(1 - \frac{1}{100})}$ (エ) × (オ)	減額となる税額 (カ)	還付申請税額 (カ)－(ウ)
				円	円	・ ・	円	リットル	リットル	円	円
						・ ・					
						・ ・					
	免 税 承 認 軽 油 の 明 細										
	承 認 書 番 号					第 号	第 号	第 号	第 号		
	承 認 書 発 行 知 事 名					知事		知事		知事	
	承 認 軽 油 の 数 量					リットル		リットル		リットル	
	承認を受けた免税軽油使用者の住所及び氏名										
	添 付 書 類					上記の承認書 通					

軽油引取税免税承認申請書

年 月 日 広域振興局長 様	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地																			
	業 種 名																			
	免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)		第		号															
	個人番号又は法人番号																			
	この申請に応答する者の氏名及び電話番号		(電話)																	
免税証	交 付 申 請 年 月 日		年 月 日																	
	交 付 申 請 し た 数 量		枚 リットル																	
	交 付 さ れ た 数 量		枚 リットル																	
免税用途に供した免税軽油以外の軽油	販売業者から引取りした年月日		年 月 日																	
	使 用 の 年 月 日		年 月 日																	
	使 用 し た 数 量		リットル																	
	販 売 業 者	事務所又は事業所の所在地																		
		氏名(名称)																		
免税軽油以外の軽油を免税の用途に供する必要が生じた理由																				
免税証の交付を申請することができなかった理由																				
摘 要			添付書類																	

軽油引取税免税承認書	
(免税軽油使用者) 第 号 年 月 日 住 所 氏 名 様 広域振興局長 氏 名印	
年 月 日付けの申請について次のとおり承認します。	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量	年 月 日 リットル
免税軽油以外の軽油の引渡しを行った年月日並びに販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称	年 月 日
その他必要な事項	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

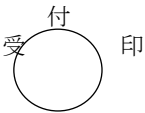
広域振興局長 印

軽油引取税更正・決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納入（納付）すべき額がある場合は、指定した納期限までに納入（納付）してください。

課 税 番 号		課 税 対 象 年 月（日）		分		事 業 者 コ ー ド	
更 正（決 定）の 理 由							
本 税	区 分		更 正（決 定）に よ る 額 等		既 に 納 入（納 付）の 確 定 し た 額 等		過 不 足 額 等
	課 税 標 準 量（L）						
	税 額 （ 円 ）						①
加 算 金	区 分		算 定 基 礎 と な る 税 額	率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	加 算 金 額	既 に 納 付 の 確 定 し た 額	過 不 足 額
	過 少 申 告 加 算 金（円） （ 加 重 対 象 分 ）						② ③
	不 申 告 加 算 金（円） （ 加 重 対 象 分 ）						④ ⑤
	重 加 算 金 （ 円 ）						⑥
申 告 書 提 出 期 限		申 告 書 提 出 年 月 日		指 定 納 期 限		納 入（納 付）す べ き 額	
						①+②+③+④+⑤+⑥	
							円

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



身体障害者等に係る自動車税 環境性能割 種別割 課税免除申請書

年 月 日
広域振興局長 様

申請者 (納税義務者)	住所		電話番号 - -										
	自署	フリガナ									身体障害者等との関係		
		氏名	〔※誓約事項を確認のうえ、自署してください。自署できない場合は代筆者が署名し、下欄に代筆者の氏名及び納税義務者との関係を記載してください。〕										
		代筆者氏名							納税義務者との関係				
	個人番号												

下記の①から③の事項について誓約のうえ、岩手県県税条例 第 9 8 条 第 1 項 の規定により、課税免除の申請をします。
第 110 条 第 1 項

申請理由		(該当する番号に○をつけてください。) 1 身体障害者等が運転する自動車 2 身体障害者等の下記の使用目的のために当該身体障害者等と生計を一にする者が継続して月 1 回以上運転する自動車 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の下記の使用目的のために当該身体障害者等を常時介護する者が継続して週 3 日以上運転する自動車										
使用目的		1 通学・通所		2 通院		3 通勤			4 生業			
使用目的の主な行き先		所在地										
		名称										
免除を受けようとする年度		年度分				免除を受けようとする税額		環境性能割種別割		円		
(1)身体障害者手帳等の記載事項	住所	(申請者同)				(2)運転者に関する事項	住所	(申請者同)				
	氏名	(申請者同)					氏名	(申請者同)				
	生年月日	年 月 日 (歳)					身体障害者等との関係					
	手帳の種類及び障害の程度	1 身体障害者手帳		2 戦傷病者手帳			運転免許証の有効期間の末日	年 月 日				
		3 精神障害者保健福祉手帳		4 療育手帳								
	手帳番号					(3)自動車検査証に関する事項	住所	(申請者同)				
	自立支援医療受給者番号	(手帳の種類が 3 の場合に記入)					氏名	(申請者同)				
	交付年月日	年 月 日					登録番号					
	有効期限又は再判定年月日	年 月 日										
	障害の区分及び等級	(手帳の種類が 1 又は 2 の場合に記入)				有効期間の満了する日	年 月 日					

誓約事項

- ① この申請書の記載内容について、事実と相違ないこと。
- ② この申請書の記載内容について、広域振興局長が調査を行う場合には、異議なく協力すること。
- ③ 免除要件に該当しないことが明らかになった場合には、広域振興局長の指示に従い、免除を受けた税額についてすみやかに納付すること。

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提出先
環境性能割の免除を受けようとする者		環境性能割の申告をした日（自動車の登録の日）から15日以内	盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室）
種 別 割 の 免 除 を 受 け よ う と す る 者	自動車の新規登録をする場合	種別割の申告をした日から15日以内	
	賦課期日（4月1日。ただし、同日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日。以下同じ。）に自動車を所有している場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税義務者の住所地を管轄する広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター

2 自動車税の免除の上限額は、次の表のとおりです。

税 目	上限額
環境性能割	250万円（構造上専ら身体障害者等の利用に供するための自動車の場合は、250万円に構造変更に要した費用を加算した額）に、自動車の区分に応じ適用される環境性能割の税率を乗じて得た額
種 別 割	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車・・・年43,500円 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車・・・年45,000円

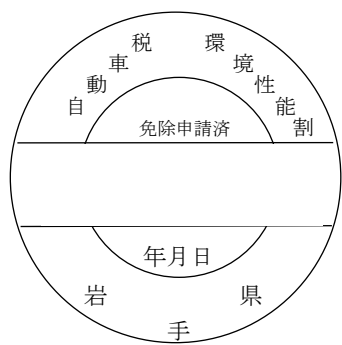
3 「生計を一にする者」が運転する場合は、申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等の扶養関係を確認することができる書類）を添付してください。

ただし、申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者の住所が同一の場合は、添付を省略することができます。

4 「常時介護者」が運転する場合は、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し
- (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し

様式第242号



直径2センチメートル

自動車税 環境性能割 課税免除 承認（不承認） 通知書 種 別 割 取 消		
第 年 月 日 号		
住所（所在地） 氏名（名 称） 様		
広域振興局長 氏 名印		
自動車税 環境性能割 種 別 割 の課税免除について、岩手県県税条例 第98条第1項本文 第110条第1項本文 第111条第1項 第112条第1項 の規定に該当		
する（しない） しないこととなった ので、次のとおり 承認（承認しないことと） 取 り 消 します。		
登 録 番 号		
環 境 性 能 割	免 除 す る 税 額	円
種 別 割	免 除 する 取 り 消 す 年 度 及 び 税 額	年度分 円
不 承 認 （取消し）の理由		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

年 月 日

様

広域振興局長 

自動車税環境性能割課税免除承認通知書

自動車税環境性能割の課税免除について、次のとおり承認しましたので通知します。

登 録 番 号	年 度	既 確 定 額 （ 円 ）	確 定 額 （ 円 ）	増 減 額 （ 円 ）
減額事由				

- (教示)
- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

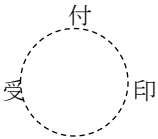
自動車税環境性能割交付金交付通知書		
	第 年	号 月 日
各市町村長 様		
岩手県知事 氏 名		
地方税法第177条の6 第1項の規定により、 年 月において交付すべき環境性能割交付金を次のとおり交付します。		
記		
別紙交付金額一覧表のとおり		

自動車税環境性能割減免申請書

年　月　日 広域振興局長　様		申 請 者	住　　　所 （　所　在　地　） フリガナ 氏　　　名 （　名　称　）	(電話　　　　　　　)		
岩手県県税条例第99条第２項の規定により、次のとおり減免を申請します。						
滅失し、又は損壊した自動車 又は軽自動車	所有者		住　　　所 （　所　在　地　）			
		氏　　　名 （　名　称　）				
	使用者	住　　　所 （　所　在　地　）				
		氏　　　名 （　名　称　）				
	主たる定置場所在地			登　録　番　号 （　車　両　番　号　）		
	登　録　年　月　日 （　取　得　年　月　日　）		. .	価　　　　　額	円	
	代替取得した自動車	所有者	住　　　所 （　所　在　地　）			
氏　　　名 （　名　称　）						
使用者		住　　　所 （　所　在　地　）				
		氏　　　名 （　名　称　）				
主たる定置場所在地			登　録　番　号			
取　得　年　月　日		. .	価　　　　　額	円		
減免を受けようとする税額			円			
減免を受けようとする理由						
摘　　　　　　　　　要						

- (1) 被災証明等被害を証明する書類
- (2) 滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- (3) 代替取得した自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

自動車税環境性能割減免承認（不承認） 取消通知書				
第 号 年 月 日				
住所（所在地） 氏名（名 称） 様				
盛岡広域振興局長 氏 名印				
自動車税環境性能割の減免について、岩手県県税条例第99条第1項に該当する（しない）ので、 次のとおり承認（承認しないことと） 取 消 します。				
滅失し、又は損壊した自動車 又は軽自動車	登 録 番 号 （ 車 両 番 号 ）			
	登 録 年 月 日 （取得年月日）	・ ・	価 額	円
代 替 取 得 し た 自 動 車	登 録 番 号			
	取 得 年 月 日	・ ・	価 額	円
減 免 す る 税 額 取 り 消 す	円			
不承認（取消し）の理由				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った盛岡広域振興局県税部を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			



自動車税環境性能割修正申告書

年 月 日

盛岡広域振興局長 様

取得年月日		年 月 日																					
登録番号		課税標準額 ①						税率 ②		税額 ① × ② ③				既に納付の確定した税額 ④				この申告により納付すべき税額 ③－④					
		千円						100		百円				円				円					
報告(納税申告・義務者)	住所 (所在地)									車名	車番		台号		長さ		cm		燃料	ガリ		ソ	
	氏名 (名称)	Ⓜ									初年度登録	車体の形状		幅		cm		の		軽		油	
	主たる定置場の所在地											型式	原動機		高さ		cm			種類	その他		()
自動車の種類及び用途(該当事項を○で囲んでください。)	自家用 営業用		小型三輪車		小型三輪車		税率区分		燃費		Km/l		乗車定員		 (人)								
	乗用車	普通車 小型四輪車	けん引車	普通車 小型車		記載要領 5を参照	☐	変速装置	AT・MT		最大積載量		 (kg)										
		トラック	貨物 貨客兼用	被けん引車	普通車 小型車			構造	A・B1・B2		車両重量		kg										
	バス	一般乗合用 一般貸切用 その他 ()	特種用途車	霊きゅう車 普通車 小型四輪車 小型三輪車		バリアフリー、 A S V 特例		総排気量・ 定格出力	 L (KW)		車両総重量		kg										
				(用途)		受・否		備考															
				記載要領 7を参照		☐																	

記載要領

- 1 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。

- 2 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 3 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 4 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 5 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の(1)～(9)又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「H22年度燃費基準+41%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の(1)～(26)のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「R2年度燃費基準94%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車（ガソリン車）】

- (1) ★★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
- (2) ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）（R3.12.31まで）
- (3) ★★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- (4) ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- (5) (1)～(4)に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- (6) ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- (7) ★★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- (8) ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- (9) (1)、(6)～(8)に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【乗用車（LPG車）】

- (10) ★★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）
- (11) ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）（R3.12.31まで）
- (12) ★★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- (13) ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- (14) (10)～(13)に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- (15) ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- (16) ★★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- (17) ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- (18) (10)、(15)～(17)に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【乗用車（ディーゼル車）】

- (19) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- (20) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- (21) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- (22) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- (23) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（非課税）（R4.3.31まで）
- (24) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.4.1からR5.3.31まで）
- (25) 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）

(26) (19)～(24)に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【2.5t以下バス・トラック】

(27) ★★★★★かつR2年度燃費基準＋5％達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）

(28) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋25％達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）

(29) ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(30) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（トラックに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(31) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(32) (27)～(31)に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

(33) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（非課税）

(34) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(35) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋5％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(36) ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）

(37) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）

(38) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(39) ★★★★★かつH27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(40) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（非課税）

(41) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(42) H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準＋5％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(43) H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（バスに限る）（非課税）

(44) H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準＋20％達成ディーゼル車（トラックに限る）（非課税）

(45) H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(46) H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(47) (33)～(46)に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【3.5t超バス・トラック】

(48) H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（非課税）

(49) H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準＋5％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

(50) H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）

(51) (48)～(50)に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【その他の自動車】

(52) 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10％低減）（非課税）

(53) プラグインハイブリッド自動車（非課税）

(54) (1)～(26)、(52)、(53)に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）

(55) (1)～(26)、(52)、(53)に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

(56) (1)～(55)に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

6 上記5の(1)～(51)、(54)、(55)のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

(1) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

(2) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

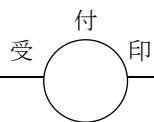
(3) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

7 「バリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

(1) ノンステップバス<1,000万円控除>（R5.3.31まで）

- (2) リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）〈800万円控除〉（R5. 3. 31まで）
- (3) リフト付きバス（乗車定員30人以上）〈650万円控除〉（R5. 3. 31まで）
- (4) リフト付きバス（乗車定員30人未満）〈200万円控除〉（R5. 3. 31まで）
- (5) ユニバーサルデザインタクシー〈100万円控除〉（R5. 3. 31まで）
- (6) A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両）（8 t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈525万円控除（R3. 10. 31まで）〉
- (7) A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5 t以下バス等）〈350万円控除（R3. 10. 31まで）〉
- (8) A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5 t超12t以下バス等）〈350万円控除（R3. 10. 31まで）〉
- (9) A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3. 5t超 8 t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈350万円控除（R3. 10. 31まで）〉
- (10) A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（8 t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈350万円控除（R3. 10. 31まで）〉
- (11) A S V（側方衝突警報装置）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））〈175万円控除（R5. 3. 31まで）〉



譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の納税義務の免除申告書

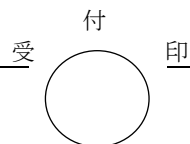
年 月 日		申告者	住 所 (所在地)			
広域振興局長 様			氏 名 (名称)			
地方税法第164条第2項の規定により、納税義務の免除について、次のとおり申告します。						
納税義務免除を受けようとする税額	年 度	税 額	摘 要			
		円				
譲渡担保財産等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	主 た る 定 置 場 所 在 地		
			・ ・			
	設 定 者	住 所 (所在地) 及び氏名 (名称)		設 定 年 月 日	移転をする予定年 月日	
				・ ・	・ ・	
※調査確認事項				※ 徴 収 猶 予 を す る 期 間		
				・ ・ から ・ ・ まで		
				※ 確 認		

備考1 この申告書を提出する場合は、免除を受けるに足る証明書類を添付してください。

備考2 ※印欄は、記載を要しません。

譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予通知書				
第 号 年 月 日				
住所（所在地） 氏名（名 称） 様				
盛岡広域振興局長 氏 名印				
地方税法第164条第2項の規定により徴収猶予をしたので、同条第5項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。				
徴収猶予をする税額等	年 度	税 額	徴 収 猶 予 を す る 期 間	摘 要
		円	・ ・ から ・ ・ まで	
譲 渡 担 保 財 産 等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	
			・ ・	
	設 定 者	住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 名 称 ）	設 定 年 月 日	移 転 予 定 年 月 日
			・ ・	・ ・
摘 要				

譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予取消通知書					
第 号 年 月 日					
住所（所在地） 氏名（名 称） 様					
盛岡広域振興局長 氏 名印					
年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車税環境性能割について、地方税法第164条第4項の規定により取り消したので、同条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。 なお、取消しにより納付することとなった自動車税環境性能割は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。					
徴収猶予をした税額等	年 度	税 額	徴 収 猶 予 を し た 期 間		
		円	. . から . . まで		
譲 渡 担 保 財 産 等	自 動 車	登 録 番 号	取 得 年 月 日	主 た る 定 置 場 所 在 地	
			. .		
	設 定 者	住所（所在地）及び氏名（名称）		設 定 年 月 日	移 転 し た 年 月 日
				. .	. .
取消しの理由					
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った盛岡広域振興局県税部を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				



自動車税環境性能割還付申請書

年 月 日 広域振興局長 様	申 請 者	住 所 (所 在 地) フ リ ガ ナ 氏 名 (名 称)	(電話)		
		還付される税金の受取りを希望する預金口座	金 融 機 関 名		
			本 支 店 名		
			種 目	普通・当座	
			口 座 番 号		
第164条第6項 地方税法 第165条第2項 の規定により、次のとおり還付の申請をします。					
年 度	納 付 税 額	納 付 年 月 日	還 付 申 請 税 額	摘 要	
	円	. .	円		
自 動 車 の 登 録 番 号		主たる定置場の所在地			
譲渡担保財産の取得に係る6月以内の自動車の移転					
設定者の住所（所在地）及び氏名（名称）		設 定 年 月 日	移 転 年 月 日	摘 要	
		. .	. .		
1月以内の自動車の返還					
取 得 年 月 日	返 還 年 月 日	返 還 の 理 由			
. .	. .				

備考 この申請書を提出する場合は、還付を受けるに足りる証明書類を添付してください。

付
受
印

(表)

身体障害者等の利用に係る自動車税 環境性能割 課税免除申請書 種 別 割																
年 月 日 広域振興局長 様				申 請 者	住 所 (所在地)											
					氏 名 (名 称)											
					個人番号又は法人番号											
岩手県県税条例 第 98 条 第 3 項 第 111 条 第 2 項 の規定により、次のとおり課税免除の申請をします。																
身体障害者等の利用に供する自動車	所有者	住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)								
	使用者	住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)								
	登 録 番 号				種 別 及 び 用 途				自 家 用 営 業 用 の 別							
	車 名 (年式) 型 式				車 台 番 号				乗 車 定 員 (最大積載量)		(人 kg)					
	総 排 気 量				主 たる 定 置 場 所 在 地				取 得 年 月 日		. . .					
	車 体 の 形 状				構造上の特別の 仕様の内容又は 構造変更の内容											
免 除 申 請 税 額 等	環境性能割	全額免除	取得価額 ①		課税対象外の額 ②		課税標準額 ③		免除を受けようとする税額 ③×税率							
			円		円		円		円							
		構造上の特別の仕様又は構造変更に伴う一部免除	取 得 価 額 ①		課 税 対 象 外 の 額 ②		課 税 標 準 額 ③									
			円		円		円									
	種別割	免除を受けようとする年度	構造上の特別の仕様又は構造変更に要した額 ④		円		免除を受けようとする税額 ④×税率		円							
		免除を受けようとする年度		年度分		免除を受けようとする税額		円								

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提 出 先
環境性能割の免除を受けようとする者		環境性能割の申告をした日（自動車の登録の日）から15日以内	盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室）
種別割の免除を受けようとする者	自動車の新規登録をする場合	種別割の申告をした日から15日以内	
	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター

2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください（構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する自動車については、自動車検査証記録事項が記載された書面で可）。

年 月 日

様

広域振興局長 印

自動車税環境性能割更正・決定等通知書

地方税法第168条、第171条及び第172条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金決定したので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、通知した納期限までに納付してください。

登録番号		申告等年月日			
区 分	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額		
課税標準額					
税 率					
税 額					
	計算の基礎となる税額	率	年 税 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重 加 算 金					
通 知 納 期 限				加算金計	
摘 要				納付すべき額	

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県 税センター、経営企画部又は経営企画部 地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け 取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額承認（不承認）消 通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名 (名 称) 様

広域振興局長 氏 名印

年 月 日付で申請のあった自動車税種別割の減額について、岩手県県税条例第107条第

1項の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと）
しないこととなった取 消 します。

番号	登録番号	年 税 額	承認 減額(不承認)金額 取 消	減額の承認、不承認又は取消しの別	不承認又は取消しの理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
教示	1 この処分に対する不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

様式第255号

自動車税種別割免除申請済			
自動車の			
登録番号			
年	月	日	
	岩	手	県

縦1.5センチメートル、横3センチメートル

自動車税種別割課税免除承認（不承認）
取消通知書

				第 年	月	号 日
住 所（所在地） 氏 名（名 称）様						
				広域振興局長 氏 名 関		
自動車税種別割の課税免除について、岩手県県税条例第108条第1項第3号の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと）取消します。 なお、次のいずれかに該当することとなったときは、その旨直ちに報告してください。 1 課税免除の承認を受けている自動車に係る私立学校の設置者又は指定自動車教習所の設置者若しくは管理者に変更があったとき（私立学校又は指定自動車教習所でなくなったときを含む。）。 2 課税免除の承認を受けている自動車が、当該私立学校又は指定自動車教習所において教育教習の用に供しなくなったとき。 おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税種別割は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。						
登 録 番 号		用 途				
車 名		最 大 積 載 量	kg			
（年式）型式	（ ）	乗 車 定 員	人			
車 台 番 号		種 別				
総 排 気 量	ℓ					
不承認又は取消しの理由						
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割課税免除 承認(不承認) 取 消 通知書				
第 年 月 日 号				
所在地 名称 様				
広域振興局長 氏 名 印				
年 月 日付で申請のあった承認した自動車税種別割課税免除について、岩手県県税条例 第109条第1項の規定に該当する(しない)ので、次のとおり承認(承認しないことと)取 消 しま す。				
順位	登録番号	税 率	課税免除の承認、不 承認又は取消しの別	不承認又は取消しの理由
		円		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

自動車税種別割課税免除承認（不承認） 取消通知書		
第 年 月 日		
住所（所在地） 氏名（名 称）様		
広域振興局長 氏 名 図		
第110条第1項本文 自動車税種別割の課税免除について、岩手県県税条例 第111条第1項 第112条第1項 の規定に該当 する（し ない）ので、次のとおり 承認（承認しないことと） しないこととなった 取 消 します。		
登録番号		
免除する 取り消す	年度及び税額	年度分 円
不承認 （取消し） の理由		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

年 月 日

様

広域振興局長 

自動車税種別割課税免除承認通知書

自動車税種別割の課税免除について、次のとおり承認しましたので通知します。

登 録 番 号	年 度	既 確 定 額 （ 円 ）	確 定 額 （ 円 ）	増 減 額 （ 円 ）

減額事由

- (教示)
- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

自動車税種別割納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

税目		登録番号				
年度		期別		区分		
グリーン化税制						
年税額	円			円		
既納付額	円			円		
課税の根拠						
納付する税額	円		納期限			

年 月 日

広域振興局長

印

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様

広域振興局長 印

自動車税種別割減額通知書

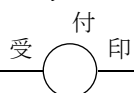
次のとおり減額しましたので通知します。

登 録 番 号	年 度	既 確 定 額 （ 円 ）	確 定 額 （ 円 ）	増 減 額 （ 円 ）
減額事由				

なお、この減額に伴い納め過ぎとなっている税金があるときは、後日、還付又は充当します。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県 税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

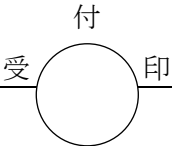


自動車税種別割軽減申請書														
年 月 日 広域振興局長様		申 請 者	住 所 (所 在 地)	(電 話)										
			フリガナ											
			氏 名 (名 称)											
			個人番号又は法人番号											
岩手県県税条例第113条第2項の規定により、次のとおり軽減を申請します。														
年 度					登 録 番 号									
主たる定置場所在地														
所有者	住 所													
	氏 名													
使用者	住 所													
	氏 名													
修 繕 費 ①		円			保険金等により補てんされた金額②			円						
① - ②		円			年 税 額			円						
軽減を受けようとする税額		円												
軽減を受けようとする理由														
摘 要														

備考 この申請書を提出する方は、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 罹災証明書等被害を証明するに足る書類
- (2) 修繕費の明細を記載した請求書又は領収書及び保険金等により補てんされる金額を証する書類
- (3) 当該自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

自動車税種別割軽減承認（不承認） 取消通知書			
住所（所在地） 氏名（名 称）		第 年 月 日 様 広域振興局長 氏 名印	
自動車税種別割の軽減について、岩手県県税条例第113条第1項に該当する（しない）の で、次のとおり承認（承認しないことと）しします。 取 消			
年 度		登 録 番 号	
修 繕 費 ①	円	保 険 金 等 に よ り 補 て ん さ れ た 金 額 ②	円
① — ②	円	年 税 額	円
軽減する 取り消す 税 額	円		
不 承 認 （ 取 消 し ） の 理 由			
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		



所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書

年 月 日 広域振興局長 様	報告者 (自動車の 売主)	住 所 (所在地)																	
		氏 名 (名 称)																	
		個人番号又は法人番号																	

年 月 日付けで請求のありました所有権留保付自動車について、岩手県県税条例第106条の規定により、次のとおり報告します。

自動車	登 録 番 号		登録年月日	年 月 日		
	買主	氏 名 (名 称)				
		住 所 (所 在 地)	電話			
		勤務先(事務所 事業所)の名称 及び所在地	電話			
	賦払金の支払場所及び 完済予定年月日	年 月 日				
	所有権移転の通知の 発送の有無及び通知 年月日	有 ・ 無 年 月 日	占有の有無 及び占有年 月日	有 ・ 無 年 月 日		
	備考	1 住所(所在地)の欄は、登録上のものに限らず、現住所又は現所在地を記載してください。 2 「所有権移転の通知の発送の有無及び通知年月日」及び「占有の有無及び占有年月日」の欄は、該当する文字を○で囲み、有の場合に通知をした年月日又は占有開始年月日を記載してください。				

中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書

付

受

印

年 月 日

広域振興局長 様

申請者

住所
(所在地)

(電話)

氏 名
(名 称)

個人番号又は法人番号

岩手県県税条例第107条第2項の規定により、次のとおり減額の申請をします。

申請 条件	古 物 商 許 可 証		許 可 番 号	第 号		交付年月日	年 月 日	
	中古商品自動車証明書		コード番号	――		証明年月日	年 月 日	
申 請 に 係 る 中 古 商 品 自 動 車 の 内 訳	番号	登 録 番 号	登録年月日	車 台 番 号	主たる定置 場 所 在 地	年 税 額	減額申請額	摘 要
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
20								

備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。

(1) 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物商許可証の写し

(2) 一般財団法人日本自動車査定協会が発行する中古商品自動車証明書

(3) 対象車の定置場所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証する書類

2 賦課期日後申請日までに当該自動車について譲渡、登録の抹消等をした場合は、摘要欄に当該事実のあった年月日を記載してください。

3 この申請書は、納期限前7日までに提出してください。

付

受印

自動車税種別割課税免除承認申請書

年 月 日

申請者

住所
(所在地)

氏名
(名称)

個人番号又は法人番号

広域振興局長 様

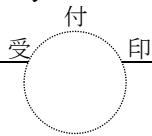
岩手県県税条例 第108条第1項第3号 第112条第1項の規定により、次のとおり課税免除の申請をします。

登録番号		用途		
車名		最大積載量	kg	
(年式)型式	()	乗車定員	人	
車台番号		種別		
主たる定置場所所在地		総排気量	ℓ	
教育(教習)の用に供する状況		社会福祉事業等の用に供する状況		
当該自動車の1日の使用目的別時間数		免除を必要とする理由		
		社会福祉法人	自動車を使用する施設の名称及び所在地	名称
			4月1日(申請日)現在の当該施設の入所者数	所在地
その他の事情		その他の事情		
備考				

備考1 種別割の免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提 出 先
新規登録の場合	条例第108条第1項第3号の規定により免除申請をするとき	税の申告の際	盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室）
	条例第112条第1項の規定により免除申請をするとき	税の申告をした日から15日以内	
納税通知書の交付を受けた場合で、条例第112条第1項の規定により免除申請をするとき		納期限前7日（例納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター

- 2 条例第108条第1項第3号の規定により申請する場合は、専ら生徒の教育(教習)の用に供する自動車であることを証明するに足る書類を添付してください。
- 3 条例第112条第1項の規定により申請する場合は、課税免除を必要とする理由を証明するに足る書類を添付してください。(A4)



(表)

生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割の課税免除申請書

年 月 日 広域振興局長 様	申請者	所 在 地												
		名 称												
		法人番号												

岩手県県税条例第109条第1項の規定により、次のとおり課税免除の申請をします。

- 1 課税免除対象バス車両総数 _____ 台(A)
根拠となる数値 _____ 台 × _____ km
_____ km
- 2 (A)のうち、この申請を取り扱う広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに係る課税免除対象バス車両数 _____ 台(B)
- 3 課税免除対象バス車両(B)の内訳

順位	登 録 番 号	車 台 番 号	乗車定員	税 率	年 4 月 1 日から同年 4 月 7 日までにおける		生活交通路線 の走行率 ②／①	主たる定置場所在地
					課税免除対象 バス車両の全 走行キロ数①	①のうち、生 活交通路線の 走行キロ数②		
			人	円	km	km	%	

備考 この申請書を提出する際には、課税免除の申請に係るバス車両が主として生活交通路線において運行されていることを明らかにする書類を添付してください。

記載要領

- 1 「課税免除対象バス車両総数」は、次の算式によって得た数とする。

$$\text{課税免除対象バス車両総数} = \frac{\text{当該乗合バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数}}{\text{当該乗合バス事業者の生活交通路線に係る年間走行キロ数}} \times \text{当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数}$$

(注)

- (1) 「当該乗合バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数」とは、課税免除を受けようとする年度の4月1日現在において、乗合バス事業者が所有する一般乗合用バスのうち、地域間幹線系統確保維持費補助金又は被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金の交付申請において当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数の算定の基礎となった乗合バスの車両総数をいうものであること。
- (2) 「当該乗合バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、課税免除を受けようとする年度の前年度において、地域間幹線系統確保維持費補助金又は被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金の対象となった期間における当該補助金の算定の基礎となった路線の年間走行キロ数をいうものであること。
- (3) 「当該乗合バス事業者の生活交通路線に係る年間走行キロ数」とは、当該乗合バス事業者のバス路線のうち、課税免除を受けようとする年度の前年度における生活交通路線（地域間幹線系統確保維持費補助金又は被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金の対象となった路線）の年間走行キロ数をいうものであること。
- (4) 「年間走行キロ数」とは、次の算式により算定したものであること。
- $$\text{年間走行キロ数} = \text{系統別免許キロ数} \times \text{当該系統の1日当たり運行回数} \times \text{年間運行日数} \times 2$$
- （「走行キロ数」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出すること。以下同じ。）
- (5) 「課税免除対象バス車両総数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
- 2 課税免除対象バス車両の内訳には、各車両ごとに、種別割の課税免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の乗務記録によって生活交通路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活交通路線走行率の高いものから順次1の課税免除対象バス車両総数までのバス車両について記載すること。

$$\text{生活交通路線走行率} = \frac{\text{4月1日から4月7日までの生活交通路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}} \times 100$$

(注) この場合において「生活交通路線走行率」は、小数点第2位（第3位四捨五入）まで算出すること。

様式第266号ア

自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）		証 明 書 交 付 番 号
		第 号
自動車の所有者（使用者）	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
自 動 車 登 録 番 号		
本 証 明 書 の 有 効 期 限		年 月 日
摘 要		
以上を証明する。 年 月 日 広域振興局長 氏 名 印		

- 備考 1 継続検査又は構造等変更検査を申請する際に、この証明書を提示してください。
- 2 本証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。
- 3 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、その旨記載されます。

（A 5）

No.

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

年 月 日

広域振興局長 印

自動車登録番号
車 台 番 号
有 効 期 限
備 考

様式第266号ウ

自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

自動車の登録番号

この証明書の有効期限
年 月 日

広域振興局長 図

振 替 払 込 受 付 証 明 書

口座記号番号									
加入者名									
払込金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
依頼人 住所氏名									
					日 附 印				

縦11.3センチメートル、横10.4センチメートル

様式第266号工

自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

登録番号	
納税証明書有効期限	年 月 日

年 月 日

広域振興局長 氏 名 印

様式第 270 号ア

鉦区税納税通知書

様

次のとおり賦課しますので納めてください。

課 税 年 度				期 別	
鉱業権登録番号					
課 税 番 号					
区 分	課税標準	百アール 千メートル	税 率(円)	月 数	税額(円)
既 確 定 額					
確 定 額					
差 引					
課 税 の 根 拠					
納付する税額	円	納期限			

年 月 日

広域振興局長

印

【教示】

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

様式第 270 号イ

年 月 日

様

広域振興局長 印

鉦区税減額通知書

次のとおり減額しましたので通知します。

課 税 年 度			対 象 年 度		
課 税 番 号			登 録 番 号		
変 更 年 月 日			減 額 の 理 由		
区 分	課 税 標 準 (百アール、千メートル)	税 率	月 数	税 額 (円)	
既 確 定					
確 定					
差 引					

なお、この減額に伴い納め過ぎとなっている税金があるときは、後日、還付又は充当します。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

付
受 印

発 生
鉦区税納税義務消 滅申告書
異 動

広域振興局長 様

年 月 日

納 税 義 務 者	本 籍 地													
	住 所									電 話				
	居 所									電 話				
	氏 名（名 称）													
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号													
	共同鉦業権者の 住 所 及 び 氏 名 （ 名 称 ）													
納税義務の発生、消滅、異動等		区 分	発 生 消 滅 異 動											
		年 月 日	年 月 日登録											
		事 由												
鉦 区 所 在 地														
登 録 番 号		岩手県試掘登録第 号								登 録 日 年 月 日	年 月 日			
鉦 種			鉦 山 名					試 掘 権 存 続 期 間	年 月 日まで					
面 積 又 は 延 長	砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区	試 掘 鉦 区	アール											
		採 掘 鉦 区	アール											
	砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区	河 床	メートル											
		河 床 で ない も の	アール											
県内の主たる事務所又は事業所（無い場合は、県内において納税の便宜を有する場所）		所 在 地								電 話				
		名 称												

備考 本県内に住所（居所）、事務所等を有しない納税義務者は、納税管理人を選んで、併せて申告してください。

(A4)

様式第272号

				交付番号	第	号
鉦 区 税 納 税 証 明 書						
鉦業権者又は鉦業代理人		住 所				
		氏 名				
鉦 区 所 在 地						
種 別			登録番号	岩手県試掘登録 第 号		
面積又は延長		アール メートル		税 額	年度分 円（納付済み、滞納）	
					年度分 円（納付済み、滞納）	
					年度分 円（納付済み、滞納）	
					年度分 円（納付済み、滞納）	
滞納の理由						
上記のとおり証明します。 年 月 日 広域振興局長 氏 名印						
備考	1 種別欄には、試掘権の延長又は試掘権の採掘権への転願のいずれかを明記してください。 2 滞納の事由欄には、鉦区税の滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合に限ってその旨を詳細に明記してください。 3 税額欄の括弧内には、納付済み又は滞納の別を明記してください。					

第 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事 氏 名印

大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書

地方税法第742条第 項の規定に基づき、次の償却資産を指定したので通知します。

- 1 市町村に所在する $\left(\begin{smallmatrix} \text{工} & \text{場} \\ \text{鉱} & \text{業} \\ \text{所} & \text{々} \end{smallmatrix} \right)$ に係る償却資産
- 2

教

示

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名 印

大規模の償却資産と認められる償却資産の通知書

地方税法第742条第2項の規定に基づき、当（市町村）内に所在する次の償却資産を通知します。

- 1 （株式会社）（工場）
（鉱業所）に係る償却資産
（何々）
- 2

	第 年 月 日	号 日
市町村長 様		
	岩手県知事 氏	名印
大規模の償却資産の価格等の決定通知書 地方税法第743条第1項の規定により決定した価格を次のとおり通知します。 記		
1	法第743条第1項の規定によって決定した価格	円
2	市町村において課税標準とすべき金額 法第349条の4第1項 の表の下欄の金額	円
3	県において課税標準額とすることとなる金額（1－2）	円
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する決定を経た場合に限り、審査請求に対する決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

様式第276号を次のように改める。
様式第276号

(表)

付
受 印

狩 猟 税 申 告 書

年 月 日

広域振興局長 様

住 所 (郵便番号)

ふ り が な

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

次のとおり申告します。

種 類

都 道 府 県 知 事 名

交 付 年 月 日

狩 猟 免 状 の 番 号

狩 猟 免 許

☐ 網猟免許に係る登録

知 事

年 月 日

第 号

☐ わな猟免許に係る登録

知 事

年 月 日

第 号

☐ 第一種銃猟免許に係る登録

知 事

年 月 日

第 号

☐ 第二種銃猟免許に係る登録

所持する免許の種類 ☐ 第一種銃猟免許 ☐ 第二種銃猟免許

知 事

年 月 日

第 号

狩 猟 場 所

1 岩手県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

☐ 対象鳥獣捕獲員
☐ 対象鳥獣捕獲員でない

対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()

地方税法附則第32条第2項又は第32条の2第1項若しくは第2項の規定に該当する者であるか否かの別

☐ 第32条の2第1項 (申請前1年以内に許可捕獲等を行った者) に該当
☐ 第32条の2第2項 (申請前1年以内に許可捕獲等に従事した者) に該当

☐ 第32条第2項 (認定鳥獣捕獲等事業者の従事者) に該当
☐ いずれにも該当しない

登 録 の 区 分

狩 猟 税

1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に
係る狩猟者の登録

第一種銃猟免許に係る登録

ア 円 イ 円

網猟免許又はわな猟免許に係る登録

ウ エ

第二種銃猟免許に係る登録

オ 円

2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録

第一種銃猟免許に係る登録

ア 円 イ 円

網猟免許又はわな猟免許に係る登録

ウ エ

第二種銃猟免許に係る登録

オ 円

3 2の登録を受けている者が受ける放鳥獣
猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟
者の登録

第一種銃猟免許に係る登録

ア 円 イ 円

網猟免許又はわな猟免許に係る登録

ウ エ

第二種銃猟免許に係る登録

オ 円

4 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録

カ

5 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録

カ

6 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以
内の期間に許可捕獲等を行った者に係る狩
猟者の登録

第一種銃猟免許に係る登録

ア 円 イ 円

網猟免許又はわな猟免許に係る登録

ウ エ

第二種銃猟免許に係る登録

オ 円

7 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以
内の期間に、従事者 (認定鳥獣捕獲等事業
者に係るものを除く。) として、従事者証の
交付を受けて許可捕獲等を行った者に係る
狩猟者の登録

第一種銃猟免許に係る登録

ア 円 イ 円

網猟免許又はわな猟免許に係る登録

ウ エ

第二種銃猟免許に係る登録

オ 円

収 入 証 紙 貼 付 欄

記載に当たっては、裏面の記載上の注意をお読みください。

（A4）

(裏)

記 載 上 の 注 意

- 1 この申告書は、狩猟者の登録を申請する際に提出してください。
なお、2種類以上の登録を受ける場合は、その種類ごとに別葉にしてください。
- 2 「狩猟免許」欄の種類は該当する□に $\blacktriangledown$ 印を付し、「狩猟場所」欄は該当するものを○で囲んでください。
- 3 第二種銃猟免許に係る登録の場合は、所持する免許の種類について、該当する□に $\blacktriangledown$ 印を付してください。
- 4 「対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」欄は、該当する□に $\blacktriangledown$ 印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載してください。
- 5 「地方税法附則第32条第2項又は第32条の2第1項若しくは第2項の規定に該当する者であるか否かの別」欄は、該当する□に $\blacktriangledown$ 印を付してください。
- 6 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イ又はエに該当する場合は、区市町村長が発行する当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。
 - ア 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でイに該当するもの以外のもの
 - イ 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。）以外のもの
 - ウ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でエに該当するもの以外のもの
 - エ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。）以外のもの
 - オ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
 - カ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける者
- 7 収入証紙貼付欄には、狩猟税額に相当する岩手県収入証紙を貼り、消印しないでください。

様式第277号

区市町村長様		証 明 願
		住所 氏名
次の者は、年度個人の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを 要しない者で、次のに該当するものであることを証明願います。		
(1) 農業、水産業又は林業に従事している者		
(2) (1)に掲げる者以外の者で、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生 計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当しないもの		
住 所		
氏 名	(世帯主氏名) (扶養者氏名) 年 月 日生	
証 明 書		
上記のとおりであることを証明します。		
年 月 日		
区市町村長 氏 名 印		

(裏)

【教示】

- 1 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。
- 2 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【納期限までに納付しなかった場合】

この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。